

令和2年 第1回定例会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 2年 3月 3日 開会

令和 2年 3月 13日 閉会

大 樹 町 議 会

# 令和2年第1回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 1号 大樹町公平委員会委員の選任について
- 第 7 議案第 2号 大樹町公平委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 3号 大樹町公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 4号 大樹町職員定数条例の一部改正について
- 第10 議案第 5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 6号 大樹町基金条例の一部改正について
- 第12 議案第 7号 大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第 8号 大樹町給水条例の一部改正について
- 第14 議案第 9号 大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第15 議案第 10号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について
- 第16 議案第 11号 財産の無償譲渡について
- 第17 議案第 12号 大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第18 議案第 13号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について
- 第19 議案第 14号 令和元年度大樹町一般会計補正予算（第7号）について
- 第20 議案第 15号 令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について
- 第21 議案第 16号 令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第 17号 令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 第23 議案第 18号 令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第 19号 令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第25 議案第 20号 令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第 21号 令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第27 令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針
- 第28 議案第 22号 令和2年度大樹町一般会計予算について
- 第29 議案第 23号 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
- 第30 議案第 24号 令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第31 議案第 25号 令和2年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第32 議案第 26号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第33 議案第 27号 令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第34 議案第 28号 令和2年度大樹町水道事業会計予算について
- 第35 議案第 29号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第36 予算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一  | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘  |
| 4番 西山弘志  | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二  |
| 7番 松本敏光  | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範   |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 町長                  | 酒森正人 |
| 副町長                 | 黒川豊  |
| 総務課長                | 鈴木敏明 |
| 総務課参事               | 林英也  |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事             | 大塚幹浩 |
| 住民課長                | 楠本正樹 |

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立

尾田認定こども園長兼学童保育所長

農林水産課長兼町営牧場長

建設水道課長兼下水終末処理場長

会計管理者兼出納課長

町立病院事務長

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

井 上 博 樹

佐 藤 弘 康

高 橋 教 一

瀬 尾 さとみ

小 森 力

明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長

学 校 教 育 課 長

学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康

瀬 尾 裕 信

清 原 勝 利

村 田 修

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜

水 津 孝 一

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

主 任

松 木 義 行

太 田 翼

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、令和2年第1回大樹町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君

11番 齊 藤 徹 君

1番 寺 嶋 誠 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

令和2年度第1回町議会定例会の日程等につきまして、議会運営委員会から報告いたします。

去る2月25日、午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告します。

本定例会への提出案件は、委員の選任が3件、条例の一部改正が5件、計画の変更が1件、協定の一部変更が2件、財産の無償譲渡が1件、協議会規約の変更が1件、補正予算が8件、当初予算が8件、一般質問は5議員、9件であります。

これらの提出案件の状況を考慮、検討した結果、会期については、本日3月3日から3月13日までの11日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行わ

れますよう、よろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月13日までの11日間と決しました。

### ◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

松木議会事務局長。

○松木議会事務局長

それでは、令和元年12月5日開会の第4回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による12月、1月、2月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

また、地方自治法第199条第7項の規定によります財政援助団体等の監査の結果につきましても、別紙のとおり報告を受けてございます。

第2、一部事務組合議会等につきましては、南十勝複合事務組合議会定例会に議員3名、十勝圏複合事務組合議会定例会及び十勝広域消防事務組合議会の定例会に議員1名を派遣してございます。

第3の委員会関係につきましては、総務常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会をそれぞれ1回ずつ開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和元年12月5日開催の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の新型コロナウイルス感染症の対応についてですが、北海道知事が2月28日に発しました緊急事態宣言を受け、同日、本町においても新型コロナウイルス対策本部を設置したところであります。

小中高等学校の休校に併せ、学童保育所、尾田認定こども園、発達支援センターについても、2月28日から閉所しており、町が主催する行事についても、3月中に実施するもので多くの町民が集まる催しについては、中止、または延期の措置をとっております。

今後、対策本部を通じて必要な情報等については、町民の皆様に周知をしまいたいと思っております。

2番目の東京都台東区・墨田区との関係人口創出プロジェクトについてであります、十勝管内18町村と東京都台東区・墨田区が連携するプロジェクトであり、地方創生交付金を活用した関係人口の創出・拡大を推進するもので、事業期間は令和2年度から令和6年度（5カ年間）の事業期間であります。2月14日開催の十勝町村会通常総会においてキックオフ宣言が行われたところであります。

このプロジェクトは、東京23区の特別区長会から十勝町村会に、台東区と墨田区による連携・交流事業の提案が行われたことを契機とし、十勝町村会を窓口に検討を進めてきたところであります。東京の下町として、江戸から受け継がれた伝統的な文化、芸術や職人の技や物づくりの技術があふれる台東区・墨田区と新たな関係づくりを目指していくものであります。

3番目の航空宇宙関連ですが、航空宇宙関係の実験としては、観測ロケットMOMO5号機の打ち上げ実験を12月29日から1月1日にかけて試みましたが、機体に搭載している電子機器の不具合により、残念ながら延期となったもので、次回の打ち上げ成功に期待をするものであります。

4番目の町長と語る会の開催についてですが、菟和、美成、南町行政区から要請をいただき、記載のとおり実施をしております。内容につきましては、広報紙を通じてお知らせをしております。

5番目の第2期大樹町子ども・子育て支援事業計画の策定についてですが、2月20日

に大樹町子ども・子育て支援会議から計画に対する答申をいただいたところであります。

本計画では、市街地の認定こども園を統合した新たな認定こども園の整備や、今年度から実施された幼児教育、保育の無償化に合わせた3歳以上の子供の給食費、副食費の無償化による子育て支援、さらには新たな学童保育所、児童館の整備により、児童が安心して過ごせる居場所を確保し、健全な遊びを提供することなどが盛り込まれている計画となっております。

6番目の令和2年度畜産物価格については、別紙を添付してありますが、加工原料乳生産者補給金単価、肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格は、昨年と同額となっております。

7番目ですが、令和2年の行政区長と区長代理の皆さんのほか、大樹町地域安全推進協議会委員、人権擁護委員、大樹町子ども・子育て支援会議委員を記載のとおりご委嘱申し上げてあります。

8番目の契約の締結についてですが、指名競争入札により、工事請負契約を2件、物品賃貸借契約を1件、それぞれ記載のとおり締結しております。

9番目の人事関係、10番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

## ○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

初めに、1番目の教育委員会の人事関係についてであります。2月29日付で1名の退職者の発令、3月1日付で1名の分掌替者の人事異動の発令を行っております。

2番目の優秀選手派遣についてでございます。

(1)の第2回全日本社会人オーバー50バスケットボール選手権大会が令和元年11月22日から宮城県仙台市において開催され、ROYCEクラブ所属の井上博樹さんを派遣しております。結果は、健闘いたしましたが、残念ながら初戦敗退でございました。

(2)の第33回全国都道府県対抗中学バレーボール大会が令和元年12月25日から大阪市で開催され、大樹中学校3年生岩岡優季さんを派遣しております。結果は、予選グループを1位で通過し、決勝トーナメントでは健闘いたしましたが、残念ながら初戦敗退でございました。

(3)の第50回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会が1月11日から釧路市において開催され、大樹中学校3年生折笠健信君を派遣しております。結果は、500メートル、1,000メートルに出場し、ともに決勝第8位と健闘し、(5)に記載してあるように、長野市で開催されました全国大会にも派遣しております。結果は、500メートルで総合11位、1,000メートル決勝では10位と健闘しております。

(4)の第10回全日本アンダー15女子フットサル選手権大会が1月12日から三重

県伊勢市において開催され、十勝フットサルリトルガールズアンダー15所属の大樹中学校2年生菅心遥さんと前崎結良さんを派遣しております。結果は、準優勝と大健闘しております。

(6)の全道選抜中学校ソフトテニス研修大会が2月15日から新十津川で開催され、大樹中学校2年生、岩見奈央さんと清重那月さんを派遣しております。結果は、予選リーグを1位で通過しましたが、1位リーグにおいては敗戦でございました。

3番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動の主なものとして、主催事業では、小学生を対象に日帰り体験活動として12月21日には「たき火でクッキング」を、2月15日には「雪の中の運動会」を開催しました。また、1月9日から11日には冬季宿泊自然体験として、「大樹極寒つるつるキャンプ」を実施しました。

(2)の受け入れ事業では、東京都谷保からの冬ツアーを、(3)共催事業では、学童保育所の活動を定期的に行うほか、(4)その他では、北海道日本ハムファイターズマスコットB☆Bと大樹町応援ツアーを開催いたしました。

詳細につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

#### ○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

コロナウイルス対策について伺いたいと思います。

全道的な休校、行事の自粛等を受けて、町内でも対策会議の中で多くの人が集まるような行事、それから、学校の休校等が実施されていますが、これにつきましては、知事は1週間、明日までの話ですが、全国的な対応として、春休みまで延びるといような状況があり、これが続くことになれば、この自粛という状況の中で非常に地域の経済活動に大きな影響があることが予測されるところであります。事実、もう既にそういう影響が出始めている状況もあるように聞いています。

そういう状況を踏まえて、町として具体的な対策をどうするのか。それは、今考えているのか、これから協議会等の中で議論をしていくのか、町長に伺いたいと思います。

#### ○議長

酒森町長。

#### ○酒森町長

先ほど、行政報告で新型コロナウイルス感染症の対策について、今現在の状況について報告をさせていただいたところです。

学校等については、今、休業しているということで、国の要請として春休みまで学校のほうは休業するよう要請を受けているところです。学校現場等も含めて、どういう対応をとっていくかというところを今協議しておりますが、まずは、大樹町からコロナウイルスにかかった方を出さないということが最優先だなというふうに思っており、そういう取り組みを今進めているところでもあります。

ただ、子供が長期間、学校に行かずに自宅にいるということで、普段、外で働かされている保護者の皆様の働く時間が確保できないというようなことも想定されます。そういう意味では、町内で経済的なダメージが出てくるかなということも懸念されますので、どうしても働くという場面が必要だということで、子供の自宅での保育ができないという場合については、学童等の開設についても対応していかなければならないかなと思っておりますし、保育所等についても希望保育の受け入れを進めていかなければならないかなというふうに思っております。

今、保育所、または学童に通っていた小学生の親御さん、保護者の皆様に希望があるかどうかの確認作業を今朝から進めているところでもありますので、希望者がある程度の形が見えてきた段階で、受け入れのほうについても対応していかなければならないかなというふうに思っております。

経済的な損失にかかわる部分で、今、具体的な検討は進めておりませんが、今後長期間にわたってそういうことが想定される場合においては、どういう対策を講じられるかについて、また関係の皆様とともに協議を進めていければなと思っております。

**○議 長**

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

2点ほどお伺いします。

今、同僚議員からも質問ありました新型コロナウイルスの関係ですけれども、先ほどの町長の説明からも、学校、保育所関係の教育行政と福祉行政については、大体わかりました。

一番問題なのは、町の経済、今、同僚議員が質問したのですけれども、これから問題があればいろいろ考えていかなければならないというのですけれども、今の現状を、経済にどれぐらいの損失が出ているのか、町側としてきちっと把握しているのかお聞きしたいのと、もう一つは、3番目の宇宙関連の関係ですけれども、全部で九つほど出席しているのですけれども、この中でHAPの事業として会議出席しているのは、どれなのかについてお聞きしたいです。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

新型コロナウイルス、先ほど同僚議員からもご質疑で回答させていただきましたが、長期

に及んだ場合については、経済的なダメージというのは少なからずあるかなというふうに思っております。

また、今日の新聞にも載っておりましたが、学校給食が長期間にわたってとまるということで、牛乳の消費がとまるということについては、今回学校が休業するという段階から大きな影響があるのではないかなと。これが全国に及ぶということになると、本当に大きな影響が及ぶのではないかなということは、私も懸念しているところでもあります。

今後、例えばそれぞれの生産団体がありますので、農業の関係については農協がありますし、それぞれの経済団体、商工会もそうですが、どういう影響があるかということところは、情報を共有しながら、必要な対策については講じていかなければならないかなというふうに思っております。今現在の段階で正確な数字を把握しているという状況ではないということとは、ご理解をいただきたいなと思います。

航空宇宙の関連については、担当のほうから説明をさせていただきます。

#### ○議 長

大塚企画商工課参事

#### ○大塚企画商工課参事

3番目の航空宇宙関連についてのご質問でありますけれども、HAPとしての出席したものはどれなのかというご質問でしたけれども、1月29日の企業訪問、それから2月7日のワーキングチームへの出席、それから10日の取締役会、27日の企業訪問につきましては、HAPの業務として出席をしております。

#### ○議 長

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

まず、コロナウイルスの関係ですけれども、経済団体は経済団体で多分数字は把握すると思うのですけれども、一番問題なのは、町の商店です。あれからもう1週間たっていますので、恐らくもう経済的に飲食業は大変なダメージを受けていると思うのですよね。そこはやっぱり大樹町にも商工会がありますので、商工会と連携しながらきちんと数字を把握していくことがやっぱり必要で、期間を置きながら調査していくとか、小まめに調査することが町として大事なことはないかと思うのですけれども、ぜひ商工会と連携をとりながら調査をしていただきたいと思います。

それともう1点、宇宙関係ですけれども、今回は九つの会議のうち四つ、約半分ですね。HAPで事業に出席しているというのですけれども、HAPは、うちの町長は社長という立場で出席されると思うのですけれども、HAPの事業で、要するに旅費も、恐らくHAPの旅費から出ていると思うのですよね。そうすると、これはHAPの事業報告ですればいいことであって、行政報告ではしなくてもいいのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

正式に言えば、議員のご指摘のとおりだというふうに思います。ただ、HAPの活動の状況を報告する場がなかなか具体的に持てないということもあって、関連があるということで報告をさせていただいているところですが、HAPの部分についての報告が必要ないのではというご指摘については、今後また行政報告でどういう形で報告させていただくかも含めて、検討させていただきます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

新型コロナウイルスの関係の経済的なダメージということで、飲食店の部分がかかなりやはり大きいかなとか思っておりますので、商工会と連携を図りながら実態について調査してまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、商工会の関係は終わりました。

最後に、HAPの関係ですけれども、やっぱり何というか、酒森町長はHAPの社長であるのですけれども、社長であり大樹町の町長であるということで、これはもう最初から疑問に思っているのですけれども、HAPの社長はほかの人に譲るべきであって、あくまでも大樹町長は顧問か相談役でいたほうがいいと思うのですね。酒森町長はあくまでも大樹町の町長であって、住民のために汗をかきながら、宇宙構想と一緒に町長として汗をかくのはいいのですけれども、その辺が行政報告を見ましても、公私混同しているような気がするのですけれども、そういうことで、私は、社長はいずれ譲ったほうがいいと思うのですけれども、そういう考えはないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

HAPとの、私が兼務しているということについてのご意見については、賜りました。ただ、設立の段階から、やはり大樹町が主体となってやっっていかなければならないという情勢も含めて、代表としてHAPを任されたところでもありますので、今後もHAPの代表としては活動していかなければならないという使命があるというふうに思っております。

ただ、前々からご説明させていただいておりますが、HAPは企画をする会社でありまして、実際に射場をつくっていくという段階では、別な組織を立ち上げていくということになるかと思えますし、そこでは、代表は私ではないというふうに思っておりますので、別な

形で運営会社、仮に運営会社という言い方をさせていただきますが、そこには大樹町としても何らかのかかわりは継続して持っていきたいなというふうには思っておりますが、それを新たな事業運営をする会社には、私は代表というような形でかかわることはないかなというふうに今現在は思っております。

○議 長

ほかにありませんか。

吉岡議員。

○吉岡信弘議員

先ほど、同僚議員からの質問もありましたけれども、新型コロナの関係で、学校の休校の関係ですけれども、ちょっと私の聞き間違いかわかりませんが、春休みまでまだ休校が決まっていなかったのか、それとも休校は決まっているのか、それともこれから検討なのか、もう一度そこら辺お願いしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

一番最初、鈴木知事のほうから道教委を通じて、全道小中学校一斉に2月27日から3月4日まで休校してほしいという要請がありました。26日の午後からの会議で、いきなりで非常にびっくりはしたのですが、児童生徒の健康が第一だ、国家的な危機であると。すごく大変なのはわかるけれども、十勝は一つということで一斉にやろうということで、27日から3月4日までの休校に踏み切りました。

2月28日、安倍首相が全国一律に小中高、特別支援学校も含めて、春休みまで休校という要請が出ました。同日、鈴木知事が2月28日から3月19日まで北海道緊急事態宣言を発しました。ということで、19日までは北海道として動くことができないと。これは、休校はやむを得ないなというふうに判断しております。学校、それから町長部局ともいろいろ連携をとりながら協議を進めているところです。

当初は、今が山場だと、鈴木知事も1週間単位でと。この2週間を乗り切れればという話がありましたから、3月16日の週からは休みをやめて子供たちを学校に呼ぼうと考えておりましたが、緊急事態宣言が3月19日までというふうになったので、その後でないと開けないと。19日の次は3月20日で土曜日です。21日日曜日、22日春分の日祝日です。一番早く開けることができたとしても、3月23日です。

大樹小学校は、当初から3月23日が卒業式です。いろいろな要請の中でなるべく大勢の人が集まらない環境をつくりなさいということでございますので、高等学校等の例に見習って、卒業生と教職員のみでの卒業式を今やろうと考えているところです。

皆さんも、昨日新聞を見てびっくりされたと思いますけれども、長期に学校を休むことによっていろいろな弊害が出てきております。皆さんご存じのとおり、一番大事なのは、集団感染を起ささないということですが、子供の居場所づくりということで、学童をあけなさい

とか、人数が増えた場合は学校を開放しなさい。学校の教員にも学童の指導員としてつくことは、やぶさかではありませんよというような情報がたくさん厚労省を中心に要請が入ってきております。

そんな中で、感染者を出さないという酒森町長の思いを最優先にしながら、できる範囲で子供たちの学習を保障しようというふうに今考えているところです。まだ決定ではございませんが、3月24日以降、スクールバス、学校給食含めて、何日間はしっかり補習をし、自信を持って4月を迎えたいなという思いでございます。

以上です。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

学校の対応については、今、教育長が説明したとおりですが、今のスケジュール、今の思いも含めて、「町内で発症がない場合に限って」ということをご理解をいただきたいと思えます。発症した段階の対応については、大きく様変わりするということが想定されると思えます。

**○議 長**

ほかに質疑ありませんか。

志民和義議員。

**○志民和義議員**

コロナ関係で、症状がないまま、いろいろ出て歩いて濃厚な接触ということで広がるという可能性も出てきているということで、検査体制、検査キットとか、あるいは医療機関の受け入れ、その点についてはどのような対応をとっているのかということと、文科省からも子供の居場所対策で学童の受け入れ、学童ですと小学校よりも1人当たりの面積が少ないので、教室を開放してということになると、もとのもくあみみたいに、もとに戻ってしまうのではないかなということなのですが、とりあえず、まず検査の件と、それから学童の受け入れに対する体制、もし万が一そういうことになった場合ということで仮定しての質問なのですけれども、どのようなことでしょうか。

**○議 長**

小森町立病院事務長。

**○小森町立病院事務長**

コロナウイルス感染者の受け入れ体制の関係なのですけれども、現在、病院では一般の外来を行っております。発熱のほうのチェックも、今は問診時にしているような状況で、風邪の症状もあれば、診察はしております。

感染者の要件が37度5分という要件がございまして、それが引き続き3日以上という根本的な考え方がありますので、それに基づいて、そういう患者は院内に入れないような対応をしているところでございますけれども、症状のない方も当然病院を受診されておりますの

で、そういった方については、受診するしか致し方ないと思います。

風邪の症状がある方については、疑い例ということの確認が必要であれば、その段階で保健所に医師のほうから問い合わせして、保健所から指示を仰ぎながら必要な検体の検査ですとか、そういったレントゲンを撮るだとか、そういった方法になるかなと思います。

それから、大樹町で発生した場合の関係なのですけれども、病院2階の個室ベッドは6床あるのですけれども、厚生病院とかで設置している病室、陰圧室というのですけれども、一般的な病室から気圧がちょっと低い状況で換気できるシステムとなっている病室がございますが、残念ながら当院ではそういった体制にはございません。そういった陰圧室がございますので、個室6床のうち軽症の患者であれば、最大で今のところは2名の受け入れが可能ではないかという検討はしておりますけれども、まだ実際に入院させるような状況にはなっていませんので、その際には、また保健所等関係機関と相談しながら対応していきたいと思っております。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

学童保育に関してでございますけれども、今、学童保育の希望者を取りまとめている最中でございます。あくまでも、家庭でお子さんを見ることができないという方を限定とした受け入れということで、今調査をかけております。その人数によって、どこでやるかということは今後検討していきたいと考えているところでございます。

○議 長

ほかにありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

テレビや、この地域もそうだと思うのですけれども、マスクがないとか、トイレトペーパーは関係ないと思うのですけれども、トイレトペーパーまでなくなるような、そのような社会現象が起きているのですけれども、私たちの町の病院や特養ですとか、そういうところの備蓄状況というか、備えのマスクやアルコールなんかの備品はどのような状況になっているのでしょうか。

○議 長

小森町立病院事務長。

○小森町立病院事務長

マスク等の備蓄品の関係なのですけれども、町立病院ではマスクのほうはある程度確保はしているのですけれども、まだ入ってくる見通しが立たないということで、3月いっぱい間違いなくもつような状態なのですけれども、それ以降、もし今月入ってこないということであれば、もしかしたら不足する可能性もございます。消毒関係につきましても、業者のほうでストップされておりました、いつ入ってくるか、わからない状況です。今ある消毒剤は

病院では確保しているのですけれども、長期間に及ぶということになれば、関係機関等保健所とも相談しながら確保に努めていかなければならないかなと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、3月4日12時といたします。

### ◎日程第6 議案第1号

○議 長

日程第6 議案第1号大樹町公平委員会委員の選任についてから日程第8 議案第3号大樹町公平委員会委員の選任についてまで、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました議案第1号から第3号までの提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公平委員会委員の選任について同意をお願いするものであります。

公平委員会は、職員の勤務条件に関する研究や意見の提出、不利益処分についての審査請求に対する裁決を行う機関として、地方公務員法に基づき設置されております。

委員については、議案下段の地方公務員法の関係条項の抜粋にも掲載のとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものであります。

任期は4年とされており、今回3名の委員の方々がそれぞれ5月14日をもって任期満了となることから、その後任を選任いたしたく、ご提案を申し上げます。

議案第1号。

大樹町字大樹353番地の高野静子氏につきましては、5期20年をお務めいただいておりますが、引き続き選任いたしたく、ご提案を申し上げます。

議案第2号。

大樹町2条通36番地2の大庭滋理氏につきましては、前任者の辞任を受け3期10年お務めいただいておりますが、引き続き選任いたしたく、ご提案を申し上げます。

議案第 3 号。

大樹町双葉町 2 番地の尾藤宏樹氏につきましては、2 期 8 年お務めいただいておりますが、引き続き選任いたしたく、ご提案を申し上げますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

本件につきましては、大樹町議会運営基準第 9 9 条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第 1 号大樹町公平委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第 2 号大樹町公平委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第 3 号大樹町公平委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

#### ◎日程第 9 議案第 4 号

○議 長

日程第 9 議案第 4 号大樹町職員定数条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員定数条例の一部改正をお願いするもので、地方公務員法等の改正により臨時的任用職員の任用関係が改正されたことに伴い、現在、定数外職員である準職員について、定数内職員とするために改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

鈴木総務課長。

#### ○鈴木総務課長

議案第4号大樹町職員定数条例の一部改正について、内容を説明させていただきます。

改正の主な内容は、現在、定数外職員である準職員を定数内職員にするもの、また、職員定数の改正に伴い、直営診療施設を持つ管内自治体の条例と同様に、町長部局の職員の内数として町立病院の職員数を定めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、表に沿って説明させていただきます。

次の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第1条は、職員の定義で、改正前は、「特別職のほか6カ月以内の期間を定めて雇用される者などを除く常勤の職員」としておりましたが、改正後は、「常勤する一般職の職員」とするものでございます。一般職の職員とすることで、当然に特別職は除かれることになり、また常勤と定めることにより、一会計年度内で任期を定めて雇用する会計年度任用職員は除かれることとなるため、括弧書きを除き改正するものでございます。

第2条は、職員の定数で、第1号では、町長の事務部局の職員を「174人」から「217人」に改正し、そのうち数として、町立病院の職員を76人とするものでございます。

町立病院を含めた現状の職員数は、正職員が146人、このほかに準職員の1種、事務生、介護員等でございますが40名、それから準職員2種、牧場作業員、給食調理員等でございますけれども17人、フルタイムの再任用職員が2名の205名でございますが、これらに加えて、現在、欠員、または不足している職員、保健師2名、それから介護員5名、看護師3名、医師事務作業補助者2名の12名を加えて、217名とするところでございます。

第2号では、職員数に変更がないため、略となっておりますが、公営企業部局の職員で5人。第3号では、教育委員会事務局の職員で「18人」から「20人」とするもの。第4号では、農業委員会の事務局の職員で変更がなく3人。第5号では、議会事務局の職員で「2人」から「3人」と改正するものでございます。職員全体では、合計248人になるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。  
以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号大樹町職員定数条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議 長

開会いたします。

#### ◎日程第10 議案第5号

○議 長

日程第10 議案第5号職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についての件を議題  
といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正をお願いするもので、職員のサービスの宣誓については、一般職の職員と同様に会計年度任用職員にも適用となることから、今回、改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

鈴木総務課長。

## ○鈴木総務課長

議案第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、内容を説明させていただきます。

本条例では、地方公務員法に基づき、新たに職員になった者は、任命権者または任命権者の定める上位の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないと定められており、サービスの宣誓を義務づけしておりますが、この宣誓義務は会計年度任用職員にも適用されることから、宣誓手続の簡略化について定めるよう改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、表に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第2条1項の次に第2項として、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、一般の職員とは別に、任命権者が別段の定めをすることができるとする項を追加するものでございます。

具体的には、署名をした宣誓書を提出する、また、同一の職員につき再度任用を行った場合は、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって行ったものと見なすなど、方法と運用について別に定めることができるとするものでございます。

この運用につきましては、大樹町の場合、現在雇用している臨時職員につきまして、平成21年より書面により宣誓書を提出する運用を行ってございますので、本条例が改正されましても、特段運用が変わるものではございません。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議 長

日程第11 議案第6号大樹町基金条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町基金条例の一部改正をお願いするものであります。

本年4月から、宇宙のまちづくり事業に充てるため、まち・ひと・しごと創生寄附金(企業版ふるさと納税)を活用し、広く企業の皆様からご寄附を募ることとしております。5カ年度にわたり事業を執行することとしておりますが、各年度に執行可能な額を超えて寄附金が集まることも想定されることから、基金として積み立てをするために、今回、改正するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第6号大樹町基金条例の一部改正について、内容を説明させていただきます。

本条例の改正内容につきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、割愛させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、表に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第2条では、基金の設置についての規定でございますが、現在定めている10の基金に加え、第11号に航空宇宙関連施設の整備を目的とした航空宇宙関連施設整備基金を、第12号に航空宇宙関連ビジネスの推進を目的とした航空宇宙関連ビジネス推進基金を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号大樹町基金条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第12 議案第7号**

**○議 長**

日程第12 議案第7号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするものであります。

放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了しなければなりません。厚生労働省令の改正により、政令指定都市も研修を実施可能となったことから、今回、改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

井上保健福祉課長兼学童保育所長。

**○井上保健福祉課長兼学童保育所長**

それでは、議案第7号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

国で定めております放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了しなければならないとされておりましたが、政令都市も研修を実施できるように改正されたことから、同様の内容を規定しております大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第10条、職員についての規定でございますが、第3項、放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」が行う研修を修了したものでなければならないと改めるものでございます。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

支援員の資格条件ですけれども、資格条件については改正前と変わらないのか。それとも無資格者も該当するのか。それについて聞きたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

支援員の資格条件については、変わりございません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

あと、研修を修了したものですけれども、研修時間数も改正前と変更なく、同じ時数で修了したものが資格を得るということでいいのでしょうか。それについて確認をお願いいたします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

従来、都道府県知事が行っている研修と同様の研修を政令指定都市でもできるようになったということで、時数等は、変わりはありません。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第8号

#### ○議長

日程第13 議案第8号大樹町給水条例の一部改正についての件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第8号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。  
本件につきましては、大樹町給水条例の一部改正をお願いするものであります。

給水装置の工事は、本給水条例に基づき、指定する給水装置工事事業者が行わなければならないと定めておりますが、水道法の改正により、指定をした事業者は5年ごとに指定の更新を受けなければ指定の効力を失うとされたことから、今回、改正するものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議長

高橋建設水道課長。

#### ○高橋建設水道課長

それでは、議案第8号大樹町給水条例の一部改正について、説明させていただきます。

今回の改正は、本条例で定める給水装置工事事業者は、水道法に基づき指定しているものであります。同法では、指定給水装置工事事業者の更新制度が定められていないため、無届けで事業を廃止した事業者の実態が把握できず、所在不明な事業者が登録上存在するなどの問題があり、今回、同法第25条の3の2の規定により、指定給水装置工事事業者の更新期間を5年と定められ、同法に基づき、工事事業者を指定する本条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、表に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第7条、工事の施工では、給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者の次に「法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。」を新たに加え、法で定める5年の更新手続を行っていない効力の失効した工事事業者を除くと改正するもの。

第30条、手数料では、第1項第1号の第7条第1項の給水装置工事事業者指定の次に、「(指定の更新の場合を含む。)」を加えるものでございます。手数料の額につきましては、更新の場合であっても新規手続の場合と同様な手続処理となるため、同額とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号大樹町給水条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議 長

日程第14 議案第9号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第9号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更をお願いするもので、過疎対策のために実施しようとする事業を追加することについて、北海道知事との協議が整いましたので、今回、ご提案を申し上げるものであります。

なお、参考として、法の関係条文を抜粋して掲載しておりますので、ご確認をお願いするとともに、内容につきましては、企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

伊勢企画商工課長。

## ○伊勢企画商工課長

議案第9号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明させていただきます。

本計画は、平成28年度に制定をさせていただきます、この市町村計画につきまして内容の一部の変更をお願いするものでございます。

参考としまして掲載しております過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項では、議会の議決を経て市町村計画を定めることができ、同条第7項で市町村計画の変更について第1項を準用するとされていることから、議決をお願いするものでございます。

今回の主な変更は、ゲートボール場の整備、スマート街区事業を追加するものなどございます。

なお、市町村計画を変更する場合は、あらかじめ道に協議することとされており、本年2月14日に異議なしとの回答を得ております。

それでは、次のページ1ページ目をご覧ください。表の左側は変更前、右側が変更後の内容でございます。下線部分が変更箇所でございます。

区分5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の欄の本文中に、「また、高齢者の交流、健康増進を図る上で、ゲートボール場等施設を整備していく必要がある。」の記述を追加するとともに、大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、現計画に合わせて、年数を「平成30年」「令和2年」に、期数を第「7」期と変更するものであります。

また、(2)のその対策として、エに「ゲートボール場を整備する」を加え、以下1項目ずつ繰り下げるものであります。

2ページ目になりますが、事業計画の表中の事業名に「(1)高齢者福祉施設」「その他」を追加し、事業内容に「ゲートボール場の整備」、事業主体に「町」を追加するものでございます。

次のページ、3ページ目になりますが、区分10、その他地域の自立促進に関し、必要な事項の事業計画の表中の(1)自然エネルギーを利用するための施設の事業内容に「スマート街区事業」、事業主体に「町」を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。

過疎地域自立促進計画の参考資料でございます。

「ゲートボール場の整備」、「スマート街区事業」を追加したものでございます。事業費につきましては、概算事業費を記載しておりますが、スマート街区事業につきましては、令和元年度から令和3年度の3カ年の事業期間であります。本過疎計画の計画期間であります令和2年度までの概算事業費を掲載しております。実際の事業執行に当たりましては、当該年度の予算審議等で議会にお諮りさせていただくことになるものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議 長

日程第15 議案第10号定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第10号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について議決をお願いするものであります。

人口減少と三大都市圏への過度の人口流出を抑制し、集約とネットワークの考え方に基づき、広域連携による活性化を目指す定住自立圏構想ですが、十勝では、18町村の全て

が平成23年7月7日に、前年に中心市を宣言していた帯広市と十勝定住自立圏形成に関する協定を締結し、その後、共生ビジョンを作成しております。

現行の第2期共生ビジョンの計画期間が今年度までとなっているため、新たな共生ビジョンを策定するに当たり、平成23年に帯広市と締結を行った協定書の一部を変更することが必要であるため、今回、十勝19市町村の各議会において協定書の変更に係る議決をお願いするものであります。

内容につきましては、企画商工課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

伊勢企画商工課長。

## ○伊勢企画商工課長

議案第10号定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結についてご説明申し上げます。

定住自立圏の形成に関する協定書につきましては、ただいま町長からご説明がありましたように、平成23年に中心市の宣言をした帯広市との協定を締結しております。この協定は、帯広市と大樹町が1対1で定住自立圏の形成について各種の政策分野について締結するものであり、この協定に基づき、十勝定住自立圏共生ビジョンを策定しております。

今年度、第2期の共生ビジョンが終了するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とする第3期十勝定住自立圏共生ビジョンを今年度中に策定することとしております。これに伴い、これまでの協定内容を見直し、協定書の一部変更をお願いするものであります。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、議案を9ページおめくりいただき、横型の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表中、甲は帯広市、乙は大樹町であります。

変更点のみ説明させていただきますので、4ページをごらんください。

4番、産業振興の(2)フードバレーとちか及びバイオマスの利活用の推進の項目ですが、バイオマスの利活用の推進について追加するもので、家畜ふん尿由来の再生可能エネルギーに関する調査研究を行うとともに、バイオガスの利活用を推進するという事で追加されたものです。甲乙の役割としましては、十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を甲と乙が互いに連携して推進するとされております。

6ページをご覧ください。

(8) 削除であります、航空宇宙産業基地構想の推進の項目であります。

航空宇宙産業基地構想の推進につきましては、定住自立圏の枠組みだけではなく、管内19市町村や関係機関、団体等で構成されるとちか航空宇宙産業基地誘致期成会を中心に取り組んでいくということで、削除するものでございます。

9ページをご覧ください。

(2) 削除ですが、結婚を希望する若者の支援の項目であります。

各自治体が民間企業などと連携し、さまざまな取り組みや支援を実施するようになってきていることなどから、今後は、定住自立圏の枠組みにとらわれずに地域の特性を生かした取り組みを進めていくということで、削除するものであります。

同じく、同じページの下になりますが、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の2番を削除しております。データ分析、圏域レベルのデータ集積・活用の項目であります。

国が提供する国勢調査や産業、経済等の各種データを収集し、十勝圏の現状分析を行ってきたところですが、ノウハウの蓄積によりデータの更新を行うことで必要とする分析が可能となったことで、削除するものでございます。

以上が協定書の変更内容となりますが、今回、この協定書の変更がお認めいただけましたら、3月31日付をもって帯広市と変更協定を締結する予定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第 1 6 議案第 1 1 号

### ○議 長

日程第 1 6 議案第 1 1 号財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

### ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 1 1 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の無償譲渡についての議決をお願いするものであります。

無償譲渡しようとする財産ですが、歴舟中学校（大樹中学校当縁分校）敷地として、昭和 2 6 年にご寄附をいただいた土地の一部で、歴舟中学校を平成 1 0 年に閉校し、今回返還する部分は、今後の利用予定がないことから、寄附者相続人と返還に向けて協議を進めてまいりました。本町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、寄附後 2 0 年以内であれば寄附者に対し無償譲渡することができますが、今回は 2 0 年を経過しているため、地方自治法の規定に基づく議会の議決に基づいて無償で譲渡しようとするものであります。

それでは、議案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第 1 1 号財産の無償譲渡について。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

#### 1、財産の概要。

種類、土地。

所在、大樹町字芽武 1 4 9 番 6。

地目、学校用地。

地積、5, 2 7 8 平方メートル。

#### 2、無償譲渡の相手方。

札幌市清田区北野 5 条 5 丁目 2 2 番 1 0 号、黒川和雄氏。

#### 3、無償譲渡の理由。

歴舟中学校（大樹中学校当縁分校）敷地として、昭和 2 6 年に黒川吉次氏から指定寄附を受けた当該土地の一部について、廃校により寄附目的が消滅し、町として当該土地を学校として利用する計画がないことから、当該土地の寄附者相続人に対し無償で譲渡するものであります。

なお、議案下段に、法律の関係条文を抜粋で掲載するとともに、次のページに図面を添付しておりますので、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

譲渡の件ですが、黒川さんのほうは決まったようですけれども、ほかに薄い赤枠、これはどのように進んでいるか、お聞きします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

図面のほうの下の図の拡大図でいきますが、前回の議会で、149-7の赤枠の右側のところは既に議決いただきまして、無償譲渡を済んでいるところであります。それから、左手になりますが149-1、それから下になります149-8につきましては、今現在、まだ校舎、それから従前の教員住宅、それらにまだ入居している方、校舎を利用している方がいらっしゃるしまして、現在そちらのほうも寄附者に戻したいという町の意向がありまして、その分につきましては時間をとってご退去願いたいということで協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 12号

○議 長

日程第 17 議案第 12号大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 12号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての議決をお願いするものであります。

それでは、最初に議案を朗読いたします。

議案第 12号大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について、次のとおり締結したい。

記。

- 1、協定の目的、大樹下水終末処理場建設工事（機械・電気設備）の委託。
- 2、施工場所、大樹町暁町 7 番地。
- 3、協定事業費、変更前 1 億 1,880 万円、変更後 1 億 1,692 万円。
- 4、工事予定期間、平成 30 年度から令和元年度までの 2 年間。
- 5、協定方法、随意契約。
- 6、協定相手方、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号、日本下水道事業団、代表者、理事長、辻原俊博。

本協定は、平成 30 年 6 月の第 2 回大樹町議会定例会で協定の締結について議決をいただいたものでありますが、協定相手方である日本下水道事業団において、最終事業費が確定し、事業費が減少したことから、協定の変更をお願いするものであります。

変更後の協定事業費においても 5,000 万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであり、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

協定事業費ですけれども、減額となった主な事業費の内容について知りたいのですけれども。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

今回、下水道事業団と締結しておりました大樹下水終末処理場建設工事の機械設備と電気設備工事を委託しておりました。まず、平成30年度においては、事業費3,400万円は工場製作で当初どおり3,400万円で完了しており、令和元年度では、残り8,480万円が今回事業確定により8,292万円となるもので、中身につきましては、機械設備と電気設備でそれぞれ188万円の執行残が出て、今回この協定の変更を結ぶものでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

協定の一部変更ということで、平成30年6月に締結ということでございます。そのときに、質問あったことと、もしかしたら重複するのかなと思いますけれども、ちょっとお聞きいたします。

普通、工事というのは、委託ということはないのですけれども、この委託によって、委託終了後、この工事、機械・電気設備のメンテナンス等保証とか、機械が故障した場合の修理、そういうものは協定相手先でやってもらえるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

工事完了後のメンテナンスにつきましては、下水道事業団と事業は終了するのですけれども、今度メンテナンスに関しては、今、維持管理をしていただいております業者がありますけれども、機械設備と電気設備が故障などしますと、専門業者に工事を発注することになると思っております。以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

下水道事業団に委託ということは、下水道事業団が専門であるからここに委託したと思うのですが、その期間委託されて、万が一不備があっても期間が過ぎたということで町側の負担ということになるのですか。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

下水道事業団といたしましては、実際、工事を施工する会社ではなくて、設計または現場管理等を行う事業団でありますので、ノウハウのない私たち町の職員が、事業を行う現場監督も当然できませんので、一応下水道事業団に委託して、下水道事業団が工事を、電気工事ですとか機械設備工事を発注するというふうになっております。それによって、今回執行残が出たので、減額させていただくというようなものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議 長

日程第18 議案第13号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第13号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更をお願いするものであります。

本協議会は、自治体病院を設置する町が連携し、医薬品や診療材料等の共同購入によるコスト削減を目的として組織された団体であります。現在、7自治体病院で組織しておりますが、このたび、広尾町から独立行政法人への移行に伴う組織変更で本協議会から脱退したい旨の届け出があり、加盟している自治体病院間で合意を得たところであります。このため、今回、規約の一部について、次のページに添付している新旧対照表のとおり、広尾町を削除する内容で変更をしようとするものであります。

規約の変更は、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決が必要となるもので、議案中ほどの規約の一部を改正する規約を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を改正する規約。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条中「広尾町」を削る。

附則。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

**○議 長**

ただいまより、開会をいたします。

**◎日程第19 議案第14号**

**○議 長**

日程第19 議案第14号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第14号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町一般会計補正予算(第7号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ9,591万2,000円の追加と繰越明許費の追加、債務負担行為と地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第14号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第7号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,591万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億2,407万2,000円とするとともに、繰越明許費の追加、債務負担行為と地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、7ページをお開き願います。

なお、資料については、7ページから34ページまでとなっておりますが、説明に当たりましては、事業の追加や事業費増減の大きなものなどに絞らせていただき、事業完了や執行見込み額の精査によるものは説明を割愛させていただきます。また、財源内訳につきましても、一般財源のみの増減や事業確定に伴う補助金の増減などの財源調整分については、割愛をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

7ページ、議会費152万8,000円の減。その下から14ページにかけまして、総務費全体で1,360万1,000円の増。

最初に7ページの一般管理費、特別職給与の職員手当などと共済費で36万9,000円の増。このうち、職員手当などは副町長の就任及び退任に伴い、退職手当組合負担金が不足するものでございます。

一般職給与、給料から共済費までで、120万6,000円の増。このうち、職員手当等における時間外手当で、ロケット打ち上げに係る分が職員数66名、延べ時間1,288時間で約222万円の増、昨年10月の台風災害による対応分が職員数20名、延べ時間88時間で21万円の増、それから通常業務の分で52万円の増をお願いするものでございます。

下段に移りまして、庁舎管理費56万8,000円の増は、庁舎暖房用燃料費の不足が見込まれるものでございます。

8ページに移りまして総務管理費、賃金から負担金、補助及び交付金までで、871万2,000円の増。このうち負担金、補助及び交付金で887万7,000円の増は、公務災害補償負担金16万7,000円の減と北海道職員派遣負担金904万4,000円の増の相殺であります。道職員派遣負担金は、派遣職員に係る給与、共済費、赴任旅費相当額を負担するものでございます。

8ページ中段で、財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料と工事請負費で1,185万8,000の増。このうち委託料1,200万円の増は、公共施設等の除排雪経費の追加でございます。

8ページ下段、企画費、大樹町地域おこし協力隊設置事業、負担金補助及び交付金で70万円の増。この3月で任期を迎える協力隊員が、退任後町内で起業することから、起業

支援補助金を増額するものでございます。

9ページに移りまして、下段になりますけれども、諸費、町民慶弔費13万4,000円の増。このうち負担金、補助及び交付金5万円の増は、1月に住宅火災で被災した方にお見舞い金を送るものでございます。

10ページに移りまして、街灯維持管理経費、需用費で8万8,000円の増は、電気料の不足が見込まれるものでございます。

11ページに移りまして、賦課徴収費、上から3段目町税還付金25万円の増は、法人税等の還付が見込みより増え、不足が見込まれるものでございます。

14ページに移りまして、14ページから18ページ、民生費全体で6,783万4,000円の減。

15ページに移りまして、上から3段目高齢者通院手段支援事業、扶助費9万9,000円の増は、タクシー利用の助成経費で不足が見込まれるものでございます。

17ページに移りまして、上から2段目、中ほどですけれども、公衆浴場費、公衆浴場運営費、需用費と委託料で24万円の減。このうち委託料では16万円の増で、施設管理業務で10月の労務単価改定により不足が見込まれるものでございます。

18ページに移りまして、18ページから20ページ、衛生費全体で974万3,000円の減。

19ページに移りまして、下段になりますが、環境衛生費、一部事務組合負担金事業220万7,000円の減の内訳につきましては、南十勝複合事務組合負担金が208万7,000円の減、十勝圏複合事務組合負担金が12万円の減となっております。

20ページに移りまして、中ほど労働費は、全体で14万3,000円の減。

それから、20ページから24ページ、農林水産業費全体で1,965万9,000円の増。

22ページにお移り願います。

畜産振興費、上から4段目、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型3,190万8,000円の増は、畜産担い手総合整備型再編整備事業において、国の予算が追加配分されることとなったもので、令和2年度以降の事業を前倒しして行うものでございます。

23ページに移りまして、中ほどの農地費、土地改良一般管理費225万円の増は、負担金、補助及び交付金で、上大樹地区道営農地整備事業において、道の予算が追加配分となり増額するものでございます。

同じページの下から2段目、牧場整備費、畜産担い手育成総合整備事業801万9,000円の増は、22ページの畜産振興費と同じく、畜産担い手総合整備事業において、国の予算が追加配分されることとなったもので、令和2年度以降の事業を前倒しで行うものでございます。

24ページに移りまして、24ページ下段、商工費全体で536万2,000の減。

25ページに移りまして、上から2段目、観光振興費、ふるさと応援推進事業400万

円の減。報償費、役務費の減は、寄附金額の減少に伴う返礼品予算の減額となります。今年度の寄附金は約3,300万円を見込んでございます。

その下、観光施設費、晩成温泉維持管理費39万2,000円の増は、管理運營業務の委託料で消費税率の改定に伴う増でございます。

その下から27ページまで、土木費全体で2,933万円の増。

2段目、道路維持費、町道維持管理事業、委託料と工事請負費で6,433万1,000円の増のうち、委託料6,444万8,000円の増は、測量委託業務55万2,000円の減と町道除排雪業務6,500万円の増の相殺でございます。除雪費につきましては、2月中までで除雪が9回、排雪を1回行っており、年度末までに不足となることから増額をお願いするものでございます。おおむねでございますけれども、除雪は7回程度、排雪を2回程度と想定し、計上しているものでございます。

27ページにお移りください。

27ページに移りまして、消防費全体で206万3,000円の減。

28ページに移りまして、2段目、教育費全体で3,554万6,000円の減。

中ほどの教育振興費、教育振興事業378万3,000円の減のうち、負担金、補助及び交付金の減額の主な理由は、高校通学費助成金300万円の減となっております。

31ページにお移りください。

31ページに移りまして、下段、保健体育総務費、社会体育推進事業4万5,000円の増。このうち負担金、補助及び交付金は4万2,000円の増で、優秀選手派遣旅費助成金の増でございます。

33ページにお移りください。

33ページ中段、公債費につきましては145万1,000円の減。

次の諸支出金は1億5,699万2,000円の増。

34ページに移りまして、中ほどの基金費、基金積立金2億6,245万5,000円の増の内訳は、財政調整基金が2万6,000円、公共施設整備基金が6,429万1,000円、航空宇宙産業基地誘致対策基金が559万9,000円、減債基金が1億9,980万6,000円、地域福祉基金が174万9,000円の増で、魅力あるまちづくり推進基金は、当初予算計上額から901万6,000円の減額となっております。

以上、歳出補正額合計9,591万2,000円の増。財源内訳では、特定財源が国・道支出金で5,155万2,000円の減。地方債で40万円の増。その他で1億329万9,000円の減。特定財源の合計では1億5,445万1,000円の減となっております。一般財源が2億5,036万3,000円の増となるものでございます。

次に、歳入について主なものを説明させていただきますので、事項別明細書の38ページ、39ページをお開き願います。

1款町税全体で5,484万円の増。1項町民税のうち、1目個人の町民税が1,374万円の増。2目法人の町民税が1,327万円の増。2項、1目固定資産税が2,729万

円の増。3項軽自動車税、2目種別割54万円の増となっております。

42ページ、43ページをお開き願います。

下から2段目になりますが、17款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入1,021万7,000円の増のうち、土地建物売払収入415万3,000円の増は、緑苑の分譲地の売払1件のほか、5件分の追加でございます。

44ページ、45ページに移りまして、上から2段目、19款、1項繰入金、1目基金繰入金につきましては、財政調整基金ほか4基金の繰入金1億4,602万3,000円減額してございます。

なお、これに伴いまして、今年度の基金からの繰入金は、当初予算計上額3億9,282万7,000円に対しまして、決算見込み額が1億8,739万4,000円。各種基金への積み立て予定額が3億607万1,000円のため、差し引き1億1,867万7,000円程度が平成30年度末と比較して増加する見込みでございます。

46ページ、47ページに移りまして、上から2段目、22款、1項町債については、全体で40万円の増。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

歳出合計、補正前の額68億2,816万円。補正額、2ページの1款議会費から、3ページの13款諸支出金まで9,591万2,000円の増。補正後の歳出合計69億2,407万2,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額68億2,816万円。補正額、1款町税から22款町債まで9,591万2,000円の増。補正後の歳入合計69億2,407万2,000円となるものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、内容につきましては繰越明許費の追加でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名産地パワーアップ事業で、金額が6,139万9,000円。今年度にリース導入予定の高性能農作業機械は受注生産なもので、令和元年度内の納品が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、事業名、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型で、金額が4,464万2,000円。国の令和元年度補正予算により、町が予定している令和2年度分の事業について前倒しで予算措置され計上しておりますけれども、未執行である令和元年度事業分について次年度に繰り越すものでございます。

次に、事業名、上大樹地区道営農地整備事業負担金で、金額が225万円。先ほど説明させていただきました上大樹地区道営農地整備事業に係る歳出の補正で、道の予算が追加配分となり増額させていただいておりますけれども、補正分は年度内の施工が困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

事業名、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型（町営牧場分）で、金額が1,090万8,000円。先ほど説明させていただきました同事業の町営牧場分でございますが、同じく未執行である令和元年度事業分を次年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正で、内容は、債務負担行為の変更でございます。

事項、大樹町晩成温泉指定管理者運營業務委託料、債務負担行為設定期間に変更なく、限度額を5,395万8,000円とするものでございます。晩成温泉指定管理者運營業務の委託料につきまして、令和元年10月1日からの消費税等の改定により限度額に不足が生じるため、変更をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第4表地方債補正。

地方債の変更であります。過疎対策事業の限度額を320万円減額し2億8,990万円に、緊急防災・減災対策事業の限度額を670万円減額し9,920万円に、公共事業の限度額を1,030万円増額し2,400万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第14号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第7号）の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとにこれを適用し、歳入については一括して適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号の審議に関する会議規則第54条の規定については、歳出については款ごとに、歳入については一括してこれを適用し進めることに決定いたしました。

それでは、令和元年度大樹町一般会計補正予算事項別明細書48ページ、49ページ。初めに、1款議会費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

#### ○議 長

質疑なし。

次に、48ページから57ページまで、2款総務費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ページ49、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等なのですが、先ほど説明ありました時間外勤務手当295万円の増額補正の中で、ロケット打ち上げに関連する増額が大きいということであるのですが、当初計画に対して打ち上げをやった回数の増で増えたのか、もともと全然この分の時間外手当の時間数は見ていなかったのか、その辺の内訳をお願いします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

ロケットの打ち上げに関しましては、町といたしまして協力する意向でやっているところですが、時間外につきましては、いつ打ち上げるかというのはこちらのタイミングではございませんので、当初ではその分は見ていない状況でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

当初計画の中には、全く時間数は計上されていなかったという理解でいいですか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

そのとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田議員。

○西田輝樹議員

51ページの企画費の中の19節で、地域公共交通確保維持改善事業補助金というのが180万円ほど減額になっているのですが、これは1年遅れで精算しているように思っていたのですが、これの減額になっている理由はどのような理由でなったのかひとつお知らせ願いたいのと、それから、その下に地域おこし協力隊の起業支援補助金というふうにあるのですが、これは何か財源措置みたいなものはあるのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず、地域公共交通確保維持改善事業補助金の件につきましては、これは十勝バスに対する補助になっておりまして、今回の対象期間としましては、平成30年10月から令和元年9月までの1年間の事業期間という形で見ておりまして、予算で見ておりました

金額よりも減額となったというところではありますが、主な理由といたしましては、車両修繕費が当初見込んでいた金額よりも減少したというところが大きな理由で、今回各町村の補助金が減額となったというところでございます。

それと、地域おこし協力隊起業支援補助金につきましては、地域おこし協力隊が事業を新たに町内で起こすという部分に対しての補助でありますけれども、その財源といたしましては、当年度、特別交付税で措置されるという形になってございます。

以上でございます。

**○議 長**

ほかにありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

51ページの消費生活相談員報酬とその下の費用弁償ですけれども、相談員というのは1名だったと思うのですけれども、それでこれだけ減額されるということは回数が少なかったという解釈でいいのか、それとも、ほかの理由があって減額されているのか、それについてお聞きしたいです。

**○議 長**

楠本住民課長。

**○楠本住民課長**

お尋ねのありました消費生活相談員の費用弁償10万6,000円の減でございますけれども、齊藤議員おっしゃるように、採用している方は1名でございます。

減になった理由につきましては、出張等予算をとっておりますけれども、そちらの出張等が当初予算と比べて減になったというのが主な理由でございます。

報酬についても、基本的には毎週水曜日に消費者相談ということで来ていただいておりますけれども、そちらの来ていただく回数が当初よりも減ったりですとか、そういう場合について減というふうになります。

以上でございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

回数が減ったのはわかりました。

それで、報酬の17万9,000円で毎週水曜日が、要するに、年間計画しているよりも減ったということなのですけれども、これは町側の都合で閉鎖したのか、それとも相談員の都合で回数が減っていったのか、その辺について聞きたいのですけれども。

**○議 長**

楠本住民課長。

○楠本住民課長

先ほど、減った理由を毎週水曜日の消費生活相談等と申しあげましたけれども、内容的には、それに伴った出張等がございまして、そちらの出張が当初の計画よりも減ったというのが主な理由でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

確認しますけれども、毎週水曜日の定例の相談員は、年間通して回数は開いたけれども、その他の研修の出席が減ったという解釈でよろしいのですね。

○議 長

楠本住民課長。

○楠本住民課長

おっしゃるとおりです。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

なしと認めます。

それでは次に、56ページから61ページまで、3款民生費についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

57ページの28節繰出金の関係です。低所得者の介護保険料軽減繰出金が39万2,000円マイナスになっているのですけれども、これについて、もう少し詳細に聞きたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

低所得者の介護保険料の繰出金でございますけれども、当初見込んでいた人数よりも減ったことによりまして減額というふうになってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

心身障害者福祉費の中の59ページの一番上の大樹町障害者地域活動支援センター運営

業務が180万円ほど減額になっているのですが、その理由は何ですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

大樹町の障害者地域活動支援センターほっとでございますけれども、ほっとの維持管理経費等々が、当初見込んでいたよりも減ったということで、このような170万円ほど減額というふうな内容でございます。

○議 長

中身をもう少し詳細に言ってください。

暫時休憩。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○議 長

再開いたします。

先ほどの件については、後ほどとさせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

57ページの中ほどに19節負担金、補助及び交付金のことですが、プレミアム付商品券発行事務補助金なのですけれども、対象者は何人で、どのぐらい申し込んだかということをお願いします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

引換券で交付人数でございますが、非課税世帯の方については499名、それと子育て世帯の方が129名、合わせまして628名が引換券の交付を受けたということでございます。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

628人ということですが、対象はどのぐらい予定していたのでしょうか。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時50分

○議 長

開会いたします。

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

先に、ほっとの部分でございますけれども、主な減額のものでは臨時指導員の賃金が116万円ほど減額ということになってございます。あと、燃料費等々の部分の減額、それと指導訓練費、カゴとかつくっている部分も20万円ほど減額ということで、トータル170万円ほどの減額ということになってございます。

それと、もう1点、プレミアム商品券の当初の人数でございますけれども、1,200名ほどを見込んでおりました。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

対象人数、あちこち聞いてみますと半分ぐらいなのですね。景気対策としてやったのでしょうけれども、手続をわざわざしなければならないとかということ、いっそのこと、もう5,000円の商品券をストレートに配ったほうがいいのではないかと、私は思うのですけれども、もうちょっとPRするとか、何らかのことは必要でないかと考えますがどうでしょう。

○議 長

補正予算についての議題なので、ただいまの質疑は取り下げいただけますか。

○志民和義議員

わかりました。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に入ります。

62ページから63ページまで、4款衛生費の質疑を受けます。

ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

では、次に入ります。

64ページから65ページ、5款労働費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、64ページから69ページまで、6款農林水産業費の質疑を受けます。

ほかに何かありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

67ページ、6款の農水費、2項林業費の1目林業振興費の8節報償費、有害鳥獣駆除謝礼が126万7,000円の減額補正になっています。当初予定額が554万2,000円でありましたので、これを有効活用するということでスタートしたのですが、実際に126万7,000円が報償費、謝礼が減額になったと。このところで、実際に従事する人が少なかったのか。この原因だけ、わかりましたら教えてください。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

ご説明いたします。

予算554万2,000円に対しまして417万4,400円ということで支出してございますけれども、こちらのほうは、鹿の駆除頭数が1,000頭を見込んでおりましたが、結果的には731頭ということで、140万円ほど落ち込んでいることが原因でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

65ページの19節負担金、補助及び交付金で227万3,000円の減ですけれども、ここで何項目かの助成金がほとんど全部減額なのですけれども、主な内容というのは面積の減で補助金が減ったのか、それについて聞きたいのと、67ページ、14節牧場作業用車両借上料180万円減額ですけれども、この内容について、2点お願いいたします。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

負担金の減でございますが、小規模土地改良につきましては200万円の当初予算を見

ておりましたが、執行額が192万円ということで、16件の実績がございましたが200万円に届かなかったということで減額してございます。環境保全型農業直接支援対策事業補助金でございますが、緑肥作物の実績を450町と見ておりましたが、実績では332町ということで減額ということになってございます。鳥獣被害防止対策補助金でございますが、こちらのほうは有害鳥獣の侵入防止柵の設置件数が12件ということで、当初予算を立てていました100万円より執行額が51万9,000円ということで減額してございます。残り、農業新規就農者受入助成金でございますけれども、こちらのほうは研修生を受け入れた農家に1日500円補助するものでございますが、こちらのほうは実習生が1名93日間ということで実績減としているところでございます。小麦雪腐れ無人へり防除推進事業補助金でございますけれども、こちらのほうは当初400ヘクタールを見込んでいたところでございますが、実績としましては239ヘクタールということで、実績減ということで減額してございます。馬鈴しょ防疫対策集積場整備事業補助金でございますが、こちらのほうは4カ所を当初見ておりましたが、実績では3カ所ということで減額してございます。

次に、牧場の作業車でございますが、こちらのほうは一番草、二番草の収穫作業ということで、農協コントラクター事業に収穫を依頼しているところでございますが、当初見ておりました収穫にかかわる金額が一番草で693万円、執行額が441万8,000円、二番草では153万円を見ておりましたが、執行額は131万5,000円ということで、こちらのほうも事業費確定により減額させていただきました。

以上でございます。

#### ○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

先ほどの件で2回目を聞こうと思ひ手を上げるのが遅れまして、有害鳥獣駆除につきましては、エゾシカの駆除の捕獲頭数1,000頭見込んだ分が731頭で140万円ぐらいの減だったとお聞きしました。

ちょっと伺いたいのですが、有害鳥獣駆除につきましては、大樹町の農業、それから林業を守るために大事な事業で、目標達成に取り組んで従事者も意欲を持ってやっているということを理解しているのですが、実際に駆除できなかったという状況の中で、今、農林水産課の判断として、例えば、たまたま去年はエゾシカの生息頭数が前年度比かなり減っていたという状況だったのか、今のハンターの現状では1,000頭という目標が、鹿はいっぱいいるのだけれどもなかなかとれないという判断なのか、その辺の判断が、もしできていればお知らせください。

#### ○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

昨年、国家公務員の死亡事故を受けまして、国有林、道有林での駆除ということができませんでした。

そこから移動してきて、町のほうの畑においてきて、そちらのほうで駆除をしようというところで、また山に帰ってしまうという事例の声を聞いておりますので、またハンターの話伺いますと、朝早くに出発して、夜は暗くなってから出発するというので、なかなか撃つチャンスがないということで伺っております。頭数的には変わらないというふうに伺っています。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

エゾシカのほうが学習して、人間に対して警戒心を持って、頭数は減っていないけれどもなかなか駆除が難しいという状況ですが、新年度もあるので、その辺のことをやはり克服していくべきであると思うので、その辺も新年度に向けて議論をさせていただきたいと思います。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、68ページから69ページ、7款商工費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

69ページの商工費の中のふるさと納税報償金が200万円減額になっております。これは、町のほうが期待していた分の納税額が大幅に減ったから200万円という報償費の減額になっていると思うのですが、税額にしてどれぐらい落ちて、この金額になったのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

ふるさと納税の関係でございますが、寄附金を当初予算では4,200万円を見込んでおりましたが、今現在見込んでいるのが3,300万円という形で、寄附額としましては900万円の減額となりまして、それに対する返礼品の補正で減額を計上させていただいたのと合わせ、運搬料につきましても減額させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

69ページ、7款商工費の12節役務費なのですが、運搬料200万円が減額補正になっています。当初計画631万円だったので、ちょっと大きいので、減額の要因は何なのかをお聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

ふるさと納税の関係する運搬料で200万円減額させていただきましたが、これは先ほどふるさと納税の寄附額の金額が当初見込んでいた金額よりも減ったという部分で、件数も当初3,500件ほど見込んでおりましたが2,200件ほどという形で件数が減りましたので、その分に対する運搬料の減額でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、68ページから73ページまで、8款土木費の質疑を受けます。

ほかに何かありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ページ71の8款土木費、5項住宅費の関係で、8節の報償費と19節の補助金にまたがるのですが、大樹でかなえるマイホーム支援事業で540万円の減額補正であります。年度当初計画では、10戸で多分2,880万円程度を見込んでいるということだったので、実際にはそれがどういうふう減ったというか、何戸でこういう数字になったのか、実績をちょっと教えてください。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

当初予算は、新築住宅、または中古住宅の購入と全部で15件の2,880万円の予算を見ておりました。実績は17件、増えたのですけれども、新築より中古住宅の購入が多かったものですから、それで実際は予算額2,880万円に対しまして執行額が2,140万円でありました。残額540万円でありますけれども、そのうちのマイホーム補助金のほうで432万円の減、それと報償費のほうで108万円の減ということになっております。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

では、次に移ります。

次に、72ページ、73ページ、9款消防費の質疑を受けます。

何かありますか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは次に、72ページから79ページまで、10款教育費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

73ページの奨学金、21節貸付金なのですけれども、当初予算に比べても減額が大きいというふうに認識しているのですが、過大積算とは言いませんけれども、奨学金がこんなに落ちていく理由というのをお知らせいただきたいと思います。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

奨学金484万円の減額の理由でございます。

当初見込みでは、入学一時金でございますけれども、10名ほど見込んでございましたけれども、実績としまして2名がこの入学一時金を活用してございます。また、新規の貸し付けでございますけれども、高校生も平成31年度は当初2名ほど見込んでおりましたけれども、利用者がゼロという現状でございます。

短大、専門学校、大学等が当初10名ほど見込んでおりましたが、逆にこの部分につきましては16名の実績ということで、当初は、奨学金が経済的な理由で就学が困難な方のための就学に必要な資金を貸し付けるという形でありますので、そういった希望する生徒等に支援を行うために、ある程度見込みとして予算のほうを計上した結果、実績として残念ながらそういった希望者が少なかったというのが現状であるかなという認識をしております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと確認させてください。入学準備金の予定者は、そういうふうにして大変少なかったよと。それから、高校生についても該当者がいなかったよということで、理解できまし

た。

あと、通常の短大、大学の分、ちょっと私の聞き間違いなのかもしれないけれども、当初新規10名を予定していたのが16名というようなのは、既存の方を含めて16名というふうなあれだったら理解できるのですけれども、新規10名で、新規何人該当者になったのでしょうか、確認させてください。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

今、既存の部分も含めて答弁させていただきました。平成31年度につきましては、短大を含めた学生が3名で、大学生は1名でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

73ページ、2点ほど聞きます。

13節委託料ですけれども、スクールバスの運行业務がマイナス97万円ですけれども、これはあくまでも授業数の関係で運行時間が減ったのか、またほかの要因があるのか聞きたいのと、もう一つは、その下の19節の負担金ですけれども、大樹町教育研究所補助金、これは基本的に余り減らないと思うのですけれども、今回マイナス20万円減っているのですけれども、それについてお聞きしたいのと、二つお願いいたします。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

13節委託料のスクールバス運行业務でございます。97万円の減額でございます。見積もり合わせをした結果、97万円ということで授業数が減ったというような理由ではございません。

続きまして、19節の負担金、補助及び交付金の大樹町教育研究所補助金20万円の減でございます。当初、副読本の指導書の手引き30冊ほど印刷をかけて行うということで予算を計上してございました。しかしながら、印刷屋に製本しなくてもコピー機等で十分対応できるのではないかということで、20万円相当分を減額するという形で今回減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ページ73の10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、19節負担金、補助及び交付金なのですが、大樹高等学校通学費等補助金が300万円の減額補正なのですが、社会情勢の中で何かの項目でいろいろな予算額とか物価とか、そういうものが大幅に安くなったような理由も見当たらないので、要因は、単純に人数の減ということによろしいですか。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

大樹高等学校の通学費の補助金でございます。300万円の減でございますけれども、当初の見込みより人数が減になったということももちろん要因なのですが、平成31年度は忠類地区からの入学者も当初見込んでいたのですけれども、それがゼロになったということも大きな要因の一つであるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

人数が減になったというのが、忠類が減ったからと関係あるのですか。忠類は近いから余計要らないのかなと思ったので。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

忠類地区から通われる生徒につきましても、バスの通学費の補助をしております。これも大樹高校に入学をしてくるだろうという形で、見込みで当初予算に組んでおりましたけれども、残念ながら、結果として忠類地区からの入学者がゼロでございましたので、その部分が金額として減額になってしまったということでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは、次に、78ページ、79ページ、12款公債費の質疑を受けます。

よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、78ページから81ページまで、13款諸支出金の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

続いて、事項別明細書38から47ページまで、歳入についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。よろしいですか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

歳入ですけれども、町税と固定資産税がかなり増えているのですけれども、特に町民税の関係で、その中での今回増えた理由ですけれども、主に均等割が増えているのか所得割が増えているのか、それについて知りたいのと、あと、固定資産税ですけれども、固定資産税の中のそれぞれ土地、家屋、償却資産の数字を知りたいのですけれども。

○議 長

暫時休憩。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時30分

○議 長

会議を開きます。

休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議 長

開会いたします。

楠本住民課長。

○楠本住民課長

先ほどお尋ねのありました町民税の個人の内訳でございますけれども、今すぐに資料をご用意できなかったもので、後ほど資料としてご提供させていただきたいと思っております。

固定資産税のほうですけれども、お尋ねのありました償却資産の内訳でございますが、課税標準ベースで、当初は126億3,059万円が課税標準ということで見込んでおりましたけれども、今現在151億4,108万円ということで見込んでおまして、そちらに基づいた増額を見込んでいるところでございます。

以上になります。

○議 長

詳しいことは、原課に行って説明を受けていただくということでよろしいですか。齊藤議員いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なし。

それでは、次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあれば質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なし。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第7号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○議 長

日程第20 議案第15号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第15号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ425万6,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

楠本住民課長。

#### ○楠本住民課長

それでは、議案第15号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ425万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,719万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

今回の補正の内容は、事業費の確定や執行見込みによるものでございまして、財源内訳に変動を伴うものにつきましては、必要な組み替えを行っております。

補正額がなく、財源内訳の組み替えのみを行う項目につきましては、説明を省略させていただきます。

3、歳出でございますが、10ページ、11ページに移りまして、中段になります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金13万円の増。内容につきましては、国民健康保険税の還付金が予測よりふえているため、支出見込み額の精査を行ったことによる増でございます。

2目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金1万4,000円の増。こちらは、前年度の補助金交付額の確定によりまして、超過交付となりました補助金を返納するための増でございます。償還金及び還付加算金全体では、14万4,000円の増でございます。

下に行きまして、2項繰入金、1目直営診療施設勘定繰入金411万2,000円の増。こちらは、直営診療施設であります大樹町立国民健康保険病院の運営に特別に要した費用を繰り出すための増でございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳入。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金421万円の増。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3,845万円の減。

6款、1項ともに繰越金、1目前年度繰越金で3,849万6,000円の増。

次に、5ページの総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額7億2,294万2,000円。補正額、1款総務費から7款諸支

出金まで425万6,000円の増。補正後の歳出合計7億2,719万8,000円。

次に4ページ、総括の歳入でございますが、歳入合計、補正前の額7億2,294万2,000円。補正額、3款道支出金から6款繰越金まで425万6,000円の増でございます。補正後の歳入合計7億2,719万8,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第21 議案第16号**

**○議 長**

日程第21 議案第16号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第16号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ432万1,000円の減額であります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

楠本住民課長。

## ○楠本住民課長

それでは、議案第16号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ432万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,357万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

### 3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,000円の増。振込手数料が予測より増えているため、支出見込み額の精査を行ったことによる増でございます。

2項、1目ともに徴収費3,000円の増。口座振替手数料が予測より増えているため、支出見込み額の精査を行ったことによる増でございます。

続きまして、2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額432万6,000円の減。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への納付金を計上しております。事務費負担金は、確定により43万5,000円の減。保険料と保険料軽減分を合わせた保険料等負担金は、見込額での計上になりますが389万1,000円の減でございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

### 2、歳入。

1款、1項、1目ともに後期高齢者医療保険料、補正額250万円の減。ここでは、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料を計上しておりますが、保険料の収納見込みにより、現年度分を285万5,000円の減。滞納繰越分を35万5,000円の増といたしました。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額224万円の減。ここでは、事務費分と保険基盤安定繰入金として、保険料の軽減分を一般会計から繰り入れておりますが、広域連合へ納付する事務費負担金の減などによる減額でございます。

3款、1項、1目ともに繰越金、補正額41万9,000円の増でございます。

次に、5ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額9,790万円。補正額、1款総務費と2款後期高齢者医療広域連

合納付金で432万1,000円の減。補正後の歳出合計9,357万9,000円。

次に、4ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額9,790万円。補正額、1款後期高齢者医療保険料から3款繰越金まで432万1,000円の減。補正後の歳入合計、9,357万9,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第22 議案第17号**

**○議 長**

日程第22 議案第17号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第17号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,508万3,000円の減額であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

井上保健福祉課長。

## ○井上保健福祉課長

それでは、議案第17号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,508万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億3,470万5,000円とするものです。

補正の内容は、年度末に伴う各事業の歳入歳出の確定や見込み等による事業費の精査で、減額補正が主なものとなっております。

事項別明細書でご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額230万9,000円の減。人事異動に伴う職員手当等の減額が主なものとなっております。

3項介護認定審査会費、2目介護認定審査費、補正額78万5,000円の減。3目認定審査費、補正額28万円の減。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額2,253万3,000円の減。2目居宅介護サービス計画費、補正額185万円の減。3目施設サービス給付費、補正額1,675万円の増。4目福祉用具購入費、補正額18万3,000円の増。5目住宅改修費、補正額50万円の増。6目特定入所者介護サービス費、補正額250万円の減。

12ページ、13ページをお開きください。

7目審査支払手数料、補正額5万円の減。

2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費、補正額50万円の減。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額310万8,000円の減。2目一般介護予防事業費、補正額342万1,000円の減。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額411万7,000円の減。これについては、人事異動に伴う給料、職員手当の減額と、社会福祉協議会に委託している地域支援事業費の確定や見込みによる減額が主なものとなっております。

それでは、14ページ、15ページをお開き願います。

2目任意事業費、補正額106万3,000円の減。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入です。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者介護保険料、補正額 2 0 4 万 6, 0 0 0 円の増。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 4 8 8 万 2, 0 0 0 円の減。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 1 4 6 万 3, 0 0 0 円の減。2 目地域支援事業交付金、補正額 2 0 1 万 5, 0 0 0 円の増。3 目介護保険事業費補助金、補正額 1 7 万 4, 0 0 0 円の増。4 目地域支援事業調整交付金、補正額 2 6 万 9, 0 0 0 円の減。5 目保険者機能強化推進交付金、補正額 1 0 7 万 4, 0 0 0 円の増。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 4 2 8 万 2, 0 0 0 円の減。

2 項道補助金、1 目地域支援事業交付金、補正額 1 0 6 万 2, 0 0 0 円の増。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 1, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円の減。2 目地域支援事業支援交付金、補正額 1 2 万 2, 0 0 0 円の増。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 2, 1 5 9 万 3, 0 0 0 円の減。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額 1, 2 0 9 万 6, 0 0 0 円の増。

7 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入、補正額 4 3 万円の減。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 7 9 万 3, 0 0 0 円の増。

次に、総括についてご説明いたしますので、4 ページ、5 ページをお開き願います。

5 ページの歳出でございます。

1 款総務費から 3 款地域支援事業費まで、歳出合計、補正前の額 7 億 5, 9 7 8 万 8, 0 0 0 円。補正額 2, 5 0 8 万 3, 0 0 0 円の減。計 7 億 3, 4 7 0 万 5, 0 0 0 円でございます。

次に、4 ページの歳入でございます。

1 款介護保険料から 8 款繰越金まで、歳入合計、補正前の額 7 億 5, 9 7 8 万 8, 0 0 0 円。補正額 2, 5 0 8 万 3, 0 0 0 円の減。計 7 億 3, 4 7 0 万 5, 0 0 0 円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第18号

○議 長

日程第23 議案第18号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第18号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,028万2,000円の減額であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長

それでは、議案第18号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,028万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,370万4,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページ

の歳出をお開きください。

歳出です。

1 款、1 項ともに居宅介護サービス事業費、1 目通所介護費、補正額 4 1 0 万 1, 0 0 0 円の減。主なものにつきまして、7 節賃金 3 2 2 万 8, 0 0 0 円の減は、デイサービス臨時職員の賃金所要見込みによる減額でございます。

2 款、1 項ともに介護老人福祉施設事業費、1 目介護老人福祉施設費、補正額 1, 6 1 8 万 1, 0 0 0 円の減。主なものにつきまして、年度途中の正職員 1 名の退職と、人事異動に伴う人件費の減額、7 節賃金 5 1 4 万 8, 0 0 0 円の減は、特養準職員 1 名の年度途中退職、臨時職員の賃金所要見込みによる減額でございます。1 3 節委託料、ボイラー保守点検業務は、今年度ボイラー機器を更新したため、不要となりました。

次に 6 ページ、7 ページの歳入をお開きください。

歳入です。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス事業収入、補正額 2 0 2 万 4, 0 0 0 円の減。2 目介護老人福祉施設事業収入、補正額 1 7 3 万 9, 0 0 0 円の減。2 項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1 目通所型サービス事業費収入、補正額 1 5 6 万 5, 0 0 0 円の減。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目居宅介護サービス事業負担金、補正額 5 1 万 2, 0 0 0 円の減。2 目介護老人福祉施設事業負担金、補正額 2 6 2 万 6, 0 0 0 円の増。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 2, 4 2 6 万 5, 0 0 0 円の減。

4 款、1 項、1 目ともに繰越金、補正額 7 0 7 万 7, 0 0 0 円の増。

5 款諸収入、2 項、1 目ともに雑入、補正額 1 2 万円の増です。

次に、総括、5 ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額、3 億 9, 3 9 8 万 6, 0 0 0 円。1 款居宅介護サービス事業費と 2 款介護老人福祉施設事業費で、補正額 2, 0 2 8 万 2, 0 0 0 円の減。計 3 億 7, 3 7 0 万 4, 0 0 0 円となります。

次に、4 ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額 3 億 9, 3 9 8 万 6, 0 0 0 円。1 款サービス収入から 5 款諸収入までで、補正額 2, 0 2 8 万 2, 0 0 0 円の減。計 3 億 7, 3 7 0 万 4, 0 0 0 円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第19号

○議 長

日程第24 議案第19号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第19号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は2,019万4,000円の減額と、地方債の変更であります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

それでは、議案第19号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で歳入歳出それぞれ2,019万4,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ4億1,047万8,000円とするものでございます。

この補正に伴いまして、第2条では、地方債を変更する内容となっております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款管理費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額316万3,000円の減。2目普及推進費32万9,000円の減。

2項施設管理費、1目管渠管理費35万2,000円の減。2目処理場管理費146万1,000円の減。3目個別排水管理費106万3,000円の減。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費771万7,000円の減。15節の公共下水道工事につきましては、公共ますの設置が少なかったことにより減額となるものでございます。

2項個別排水処理施設整備費、1目個別排水処理施設建設費610万9,000円の減。7ページ、8ページをお開き願います。

2、歳入。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道負担金66万円の増。

2項個別排水処理事業受益者分担金9万円の減。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目公共下水道手数料6,000円の減。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金350万8,000円の増。これにつきましては、公共下水道工事にかかわる国庫補助金で事業費確定により増額となるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,966万3,000円の減。

5款、1項、1目ともに繰越金で179万7,000円の増。

6款、1項ともに町債で、1目下水道事業債370万円の減。2目過疎対策事業債270万円の減。これら町債につきましては、終末処理場の長寿命化事業及び個別排水処理施設の設置事業費の確定により、それぞれ減額となるものでございます。

次に、6ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、歳出合計、補正前の額4億3,067万2,000円。補正額、1款管理費から2款事業費までで2,019万4,000円の減。補正後の歳出合計4億1,047万8,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額4億3,067万2,000円。補正額、1款分担金及び負担金から6款町債まで2,019万4,000円の減。補正後の歳入合計4億1,047万8,000円となるものでございます。

次に、3ページの第2表地方債補正をお開き願います。

第2表地方債補正。

今回の補正につきましては、既定の地方債の限度額を変更するもので、起債の目的の下水道事業債は4,220万円を3,850万円に、過疎対策事業債は3,560万円を3,290万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

10ページですけれども、それぞれの工事請負費、減額の467万円の工事、今説明を受けたのですけれども、もう少し詳細に知りたいのと、一番下の減額551万8,000円、個別排水の整備工事の減額の内容について知りたいです。

**○議 長**

高橋建設水道課長。

**○高橋建設水道課長**

まず、下水道整備費の15節工事請負費の公共下水道工事の464万7,000円減の内訳ですけれども、当初予算では公共マスの工事10カ所分の2,920万円を計上しておりましたが、実施が4カ所で終わりました、それが執行額2,455万3,000円で、差し引き464万7,000円の減額となりました。

それともう一つ、個別排水処理施設整備費の同じく15節工事請負費の551万8,000円の減ですが、これも当初予算額が同じく10カ所の2,420万円予算を計上しておりましたが、早々と10カ所の申し込みが来まして、9月定例会の補正で、あと2カ所分の500万円を計上して、12基分で2,920万円。実際に執行したのが11カ所、2,368万2,000円で事業が完了しましたので、551万8,000円の執行残が出てしまいました。

以上でございます。

**○議 長**

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 議案第20号

○議 長

日程第25 議案第20号令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第20号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を3,945万6,000円に改め、収入を2,054万円増額し、支出を955万7,000円減額。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億7,620万7,000円に改め、収入を61万8,000円、支出を1,204万6,000円それぞれ減額。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を181万9,000円減額し、3,638万6,000円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

議案第20号についてご説明させていただきます。

令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、令和元年度大樹町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額3,945万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,945万6,000円で補填するものとする」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額は、収益的収入を2,054万円増額し、収益的支出は955万7,000円を減額するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第3条の資本的収入及び支出では、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,620万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億7,620万7,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額は、資本的収入を61万8,000円減額し、資本的支出は1,204万6,000円を減額するものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を181万9,000円減額し、3,638万6,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額458万6,000円の減。下がりまして、2目配水及び給水費7万3,000円の減。3目総係費、補正予算額168万6,000円の減。

14ページ、15ページをお開き願います。

4目減価償却費296万8,000円の減。5目資産減耗費24万4,000円の減。

次に10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額2,174万円の増。3目負担金、120万円の減。損益勘定留保資金3,009万7,000円の減。

次に18ページ、19ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額752万5,000円の減。下へ移りまして、2目消火栓整備費43万3,000円の減。

2項、1目ともに配水管等補償工事費で18万5,000円の減。

3項、1目ともに量水器整備事業費で390万3,000円の減。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款資本的収入、1 項、1 目ともに工事補償金で、補正予算額 1 8 万 5, 0 0 0 円の減。  
2 項、1 目ともに工事負担金で 4 3 万 3, 0 0 0 円の減。これにつきましては、老朽消火  
栓更新工事の事業費確定によるものでございます。

損益勘定留保資金 1, 1 4 2 万 8, 0 0 0 円の減。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

1 1 ページ、水道使用料の関係で、2, 1 7 4 万円の増になっているのですけれども、主  
な区分別の増を教えてくださいたいのですけれども。

**○議 長**

高橋建設水道課長。

**○高橋建設水道課長**

令和元年度の水道収益がまだ確定はしていませんけれども、概算でよろしいでしょうか。  
小口ですけれども、当初 9 2 4 万円を見込んでいたのが 8 9 0 万円、これは 3 4 万円の減  
になっております。家事用は、当初 7, 8 7 0 万円、それが 7, 8 1 5 万円、これも 5 5 万  
円の減。続きまして業務用は 4, 9 7 0 万円が 5, 4 0 0 万円、これが 4 3 0 万円の増。続  
きまして、営農用は 1 億 1, 3 6 3 万円が 1 億 2, 0 5 3 万円、6 9 0 万円の増。それから、  
工業用は当初 6 1 万円が 6 2 万円、1 万円の増。それから、その他といたしまして 1 3 8  
万円が 1 8 0 万円、4 2 万円の増なのですが、あと消費税絡みもちょっとありますので、  
決算ではもうちょっと変わるかと思っておりますけれども。

あと、当初、給水収益につきましては、用途別で多少上下はあるのですが、予算上は過  
去 3 年間の増減率を出しまして、それを当初予算で、また安全係数 9 5 % を掛けて、多少  
低めに抑えて予算を計上しております。そういうこともあるので実績はちょっと高く上  
がってくるのかなと思っております。

以上です。

**○議 長**

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号令和元年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第26 議案第21号**

**○議 長**

日程第26 議案第21号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第21号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）をお願いするもので、第2条の収益的支出では、第1款、第1項と第1款、第2項の補正額を相殺するため、増減額はなく、第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を439万4,000円増額し、6億9,936万4,000円に、第4条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,792万円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

小森町立病院事務長。

**○小森町立病院事務長**

それでは、議案第21号についてご説明させていただきます。

令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正につきましては、年度末に伴う事業費の精査による補正が主なものでございます。

それでは、第1条、令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的支出、第1項医業費用では20万円を増額し、第2項医業外費用では20万円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、病院事業費用の総額につきましての増減はございません。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の給与費を439万4,000円増額し、6億9,936万4,000円に改め、第4条では、たな卸資産購入限度額を90万円増額し、1億3,792万円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、補正予算額439万4,000円の増。給与費につきましては、本年1月1日付で看護師1名を採用しております。それに伴う増額。さらには、令和2年の人件費見込みによる賞与引当金繰入額の増額が主な要因となっております。

次に、2目材料費90万円の増。これは、薬品費、給食材料費の増によるものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

3目経費410万8,000円の減。4目減価償却費の減。いずれも執行見込みによるものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

6目研究研修費、図書費で5万円の増、旅費で5万円の減。増減はございません。

2項医業外費用、2目患者外給食材料費20万円の減。これは執行見込みによるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議 長

開会いたします。

◎日程第27 令和2年度行政執行方針及び教育行政執行方針

○議 長

日程第27 令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長と教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和2年度各会計予算に対する執行方針と主要施策について申し上げます。

初めに、令和2年度各会計予算案の審議に当たり、その概要と町政運営の基本方針並びに主要施策について、私の所信を申し上げます。

私は、平成27年の町長就任以来、第5期大樹町総合計画の理念である「活力とやすらぎあふれるまちづくり」の実現や国が掲げる地方創生の推進に向けて、町政を進めてまいりました。

この間、多くの皆様から寄せられましたまちづくりに対する熱い思いと期待を真摯に受けとめ、職員とともに知恵を絞り、実現させることが私の最大の使命と考えております。

今回ご提案申し上げます新年度予算案につきましても、これまでと同様に皆様の声を形に変えていくことに全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

基本認識であります。日本経済は、長期にわたる回復を持続させ、GDPは名目・実

質ともに過去最大規模に達しております。また、雇用・所得環境も改善するとともに、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めており、海外経済の不確実性等の不安要素はあるものの、緩やかな回復が続くものと期待されております。

一方、消費の伸びについては、消費税率引き上げに伴う需要変動の影響のほか、雇用や所得環境の改善に比して相対的に弱く、これらの一因として、財政や社会保障の持続可能性への不安が指摘されています。

このような中、国の令和2年度予算案においては、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算とされております。大樹町の社会経済情勢を見ますと、人口減少や少子高齢化が続いており、基幹産業である農業は堅調なもの、水産業の不漁が長く続いているほか、自然災害による森林資源の被害、労働力需給のアンバランスなど、停滞感が見られます。

また、生活環境基盤の老朽化や災害対策、子ども・子育て支援対策や福祉の充実など、安全・安心な住民生活を支えるための喫緊の課題も山積しておりますので、限られた予算の効率的な配分と執行、持続性の高い財政運営を念頭に、町政の執行に取り組んでいく所存であります。

令和2年度の予算編成方針であります。国の予算編成においては、引き続き財政健全化への着実な取り組みを進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取り組みや、人材・技術などへの投資やイノベーションの促進といった生産性の向上に向けた取り組みなど、重要な政策課題について必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指しております。

地方財政については、「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」の中で、「我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。」との見方を示しており、令和2年度の地方一般財源総額については、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう、確保することを基本として地方財政対策を講じることとされております。

しかし、自主財源基盤の脆弱な地方公共団体にとって、社会保障の充実や経済と雇用の裾野を広げる産業の育成、安全・安心な住民生活の提供に要する財源の不足は、解消されるに至っておりません。

第5期大樹町総合計画に掲げるまちづくりの具現化や、「大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生を着実に推進するためには、住民の皆様との対話の拡大と、より透明性の高い行政運営、将来を見据えた効率的な施策の構築、機動性と持続性の高い財政運営が不可欠と考えておりますので、これらの視点に基づき、予算編成を進めてまいりました。

この結果、一般会計及び7特別会計予算の総額は111億8,500万円（対前年比5億1,100万円増、4.8%増）、一般会計は69億9,500万円（対前年比5億9,000

0万円増、9.2%増)、特別会計は41億9,000万円(対前年比7,900万円減、1.9%減)となりました。

一般会計歳入予算については、一般財源47億1,057万9,000円(構成比で67.3%)、特定財源22億8,442万1,000円(構成比32.7%)であります。

町税につきましては、令和元年度の収納状況などを勘案し、個人町民税、固定資産税等を増額、法人住民税は年度中に所得割税率が改定されることから、減額で計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税を1億1,000万円の増、特別交付税を2,000万円の減で計上いたしました。

国庫支出金につきましては、保育所運営費負担金のほか、土木車両更新事業、橋梁の長寿命化事業などの社会資本整備により、約8,750万円の増で計上いたしました。

道支出金につきましては、道のエネルギー地産地消事業化モデル支援事業を利用した木質バイオマスと太陽光発電等を利用したスマート街区構築事業を含め、約2億1,290万円の増で計上いたしました。

寄附金につきましては、宇宙のまちづくりに関する事業推進のため、まち・ひと・しごと創生寄附金(企業版ふるさと納税)を活用することとし、約1億1,300万円を計上したことから、前年度に比べ約1億170万円の増で計上いたしました。

繰入金につきましては、財政調整基金から2億2,000万円を繰り入れることとしておりますが、各事業に対する財政確保により前年に比べ約1億1,900万円の減となっております。

町債につきましては、防災行政無線デジタル化整備事業に2億4,840万円を計上したことなどにより、前年に比べ2億5,300万円の増となっております。

歳出では、スマート街区構築事業に約2億4,500万円、福祉バス等の更新で約5,230万円、晩成行政区会館の建替えて6,000万円、防災行政無線デジタル化整備事業費として約2億4,840万円を計上した結果、普通建設事業費が前年に比べ約4億8,600万円の増となっております。

令和2年度の主要施策ですが、次に、予算編成方針に基づき、令和2年度予算に計上した事業の主なものにつきまして、総合計画の五つの基本目標に沿って、順次ご説明を申し上げます。

第1は「人と自然にやさしいまちづくり」です。

道路につきましては、適切な維持管理とともに、町道改良舗装工事と次年度以降に整備予定の路線の調査設計を行い、生活環境基盤の計画的な整備を進めてまいります。

橋梁の長寿命化事業につきましては、ふるさと大橋の補修工事を昨年に引き続き行ってまいります。

高齢者や運転免許証を持たない方などの交通手段の確保を図るため、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通計画の策定に取り組んでまいり

ます。

エネルギーの自給・地域循環の取り組みを促進するため、役場庁舎周辺の公共施設群をスマート街区として位置づけ、木質バイオマスと太陽光発電などを活用したスマート街区構築事業の概略設計を行っておりますが、今年度は詳細設計を行い、自営線工事や熱導管工事などに着手してまいります。

町営住宅の建替えにつきましては、公営住宅等長寿命化計画や都市計画マスタープランに基づき、日方団地1棟の建設を行います。

既存の町営住宅につきましては、屋根の張替えや塗装などを実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

住宅リフォーム支援事業により、個人の住宅の長寿命化、省エネルギーの推進や住環境の向上、町内業者の受注による地域経済の活性化を図ってまいります。

大樹でかなえるマイホーム支援事業により、住宅新築等の費用の一部を補助し、移住及び定住の促進と住みよい住環境づくりを推進してまいります。

震災に強いまちづくりを推進するため、戸建て住宅に対する耐震診断と耐震改修支援制度を継続してまいります。

交通事故防止や防犯などの地域安全対策につきましては、広尾警察署などの関係団体と連携し、広報活動や街頭指導などによる各種啓発運動に努めてまいります。

大樹消防団につきましては、近年全国的に発生している自然災害等も踏まえ、地域防災体制の一層の充実強化を図ってまいります。

防災対策につきましては、各戸に配布している防災行政無線をデジタル化し、安定した情報提供に努めるほか、避難所に配備する備蓄品の整備を行うとともに、引き続き防災意識を高める地域活動への支援や避難訓練を実施してまいります。

第2は「安心と支えあいのまちづくり」であります。

町民一人一人が、健やかに安心して暮らすためには、心身の健康が第一です。

子どもの生活習慣病予防のため、大樹小学校を会場とした健診を継続し、受診児童数を増やす取り組みを行います。児童の健診結果につきましては、学校と情報を共有し、児童と保護者への保健指導につなげてまいります。

特定健診における受診率の向上のため、受診勧奨と重症化予防対策を継続します。特定健診対象者以外の方についても趣旨を説明の上、健診結果をご提供いただき、保健指導を行っておりますので、今後も対象者の拡大に向け、積極的に働きかけてまいります。

また、特定健診受診者や健診結果を提供していただいた方に対し、糖尿病や高血圧の自己管理や、生活習慣病の発症予防に役立てていただくことを目的として、減塩商品を紹介するなど、具体的な栄養指導の取り組みを行ってまいります。

予防事業につきましては、日本国内でも感染が広がっている新型コロナウイルスへの対応について、町立病院を始めとした関係機関と連携をとりながら、万全を期してまいります。

高齢者施策につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者一人一人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や町内会、ボランティアなど、関係する団体との連携を図り、互いに支えあう福祉のまちづくりを推進してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域ふれあいサポーターによる日常生活援助の仕組みの構築や介護予防のための「ふまねっとクラブ」、「吹き矢クラブ」、「健康マージャン教室」、「音楽体操教室」など、社会福祉協議会が中心となり取り組んでいる、これらの事業を支援してまいります。

子育て支援につきましては、社会福祉法人が進めている認定こども園の改築に向けて、今年度は実施設計業務が予定されておりますので、委託費用を支援してまいります。

医療給付事業につきましては、心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児及び児童の医療費助成を継続してまいります。

第3は「夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり」です。

大樹町総合教育会議における協議などを通して、教育委員会と十分に意思疎通を図り、教育問題などを共有して、大樹町教育大綱の推進を図ってまいります。

大樹高等学校は、生徒はもちろん、保護者や住民、地域社会にとっても大切な存在であることから、引き続き高校や教育委員会、関係団体などと連携し、学校の魅力を一層高める取り組みなど、必要な支援を行ってまいります。

第4は「資源を豊かさにつなげるまちづくり」です。

地域経済を支える産業の育成と振興ですが、基幹産業である農林水産業につきましては、生産基盤整備を継続して進めるとともに、農・林・水産物の付加価値や生産効率の向上、資源の維持確保に向けた取り組みを進めてまいります。

農地基盤整備につきましては、畜産担い手育成総合整備事業による草地整備を進めるとともに、小規模な明渠・暗渠排水路の整備、心土破碎などを支援していくほか、担い手への農地の集積・集約化を進め、農業経営の合理化を図ってまいります。

大樹集落における中山間地域等直接支払交付金の後継事業として、多面的機能支払交付金により、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理に取り組み、農業農村の有する多面的機能の発揮を図ってまいります。

畑作物防疫対策集積場整備事業や小麦縮萎縮病対策支援事業により、病害虫の土壌感染対策を講じることで、畑作物の安定的な生産の維持を支援してまいります。

畜産の振興につきましては、優良黒毛和種採卵流通事業などにより、後継牛確保を主として、生産体制の強化を支援してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、有害鳥獣被害対策協議会を通じて、各種対策を講じてまいります。

林業につきましては、森林資源の循環利用と林業の再生が促進されていくことが重要であり、引き続き下刈促進事業や木質チップの活用など、振興対策を実施してまいります。

水産業につきましては、国や道などの関係機関と連携しながら漁港施設整備を進めておりますので、老朽化した施設等の整備に伴う地元負担金を計上いたしました。

大宗漁業のサケマス定置網漁業の不漁が続いていることから、大樹漁協が実施する資源管理や経営改善に資する取り組み、栽培漁業などの新たな取り組みに対して、新規事業により支援してまいります。

商工業は、地域住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っています。

人口減少、後継者不足などにより厳しい経営環境に置かれている商工業者を支援するため、引き続き中小企業特別融資と公庫資金貸付金の利子補給を実施いたします。

商店街の活性化や雇用の促進を図るため、新たに事業を行う者を支援する起業家等支援事業を5年間延長するとともに、地場産品の高度利用や販路拡大に取り組む事業者を支援するため、地場産業振興奨励事業の活用を促進してまいります。

観光振興につきましては、本年、北海道日本ハムファイターズによる「北海道179市町村応援大使」に大樹町が選定されましたので、応援大使の選手に協力をいただきながら、町のPRや活性化につなげてまいります。

泉質がよく、多くのファンを持つ晩成温泉は、利用者が増加しているところですが、開設以来40年が経過して施設の老朽化が進んでおりますので、必要な修繕を行うとともに施設のあり方について、引き続き協議してまいります。

ふるさと納税は、自主財源の確保だけでなく、町の特産品のPRを図る絶好の機会でもありますので、宣伝方法や返礼品などを創意工夫しながら、多くの方に協力いただけるよう取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、悪質商法などによる被害が複雑かつ多様化していますので、消費生活相談や広報活動の実施、消費者協会や関係機関との連携強化など、消費者の保護と被害防止に努めてまいります。

第5は「交流と協働で進めるまちづくり」です。

コミュニティ活動推進につきましては、避難所施設にも指定している晩成行政区会館の老朽化が進んでいるため、建替えを行います。

地域間交流につきましては、姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、国内7市町で構成する銀河連邦、災害協定締結都市栃木県大田原市、友好交流都市台湾高雄市大樹区など、これまで培ってきた「人」や「地域」との友好を一層深めてまいります。

移住・定住の促進につきましては、テレワークなど都市の方が当町で働ける環境整備について調査検討を進めるとともに、お試し暮らし住宅、ワーキングステイ住宅を活用し、移住・定住の仕組みづくりに取り組んでまいります。

航空宇宙の取り組みにつきましては、引き続きJAXAや民間企業、大学等の実験を呼び込み、支援するとともに、宇宙交流センター「SORA」に説明員を配置することで訪れる方々の満足度の向上を図ります。

現在、昨年6月に設立した北海道航空宇宙企画株式会社（HAP）において、射場等の

事業化に向け、道や北海道経済連合会、HASTICなど関係機関とともに事業計画の検討を進めているところであり、事業運営会社の設立に向けて、さらに検討を深めてまいります。

また、人工衛星を軌道に投入するロケットを発射できる射場や、スペースプレーン実験機が使用できる滑走路の整備に向けて必要な調査設計を進めるとともに、航空宇宙関連産業の集積を図るため、町内に拠点を構え、航空宇宙ビジネスにチャレンジする事業者を支援してまいります。

これらの取り組みについては、広く民間企業の皆様に支援を募るため、まち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと納税）を活用することとしております。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業会計では、歳入歳出6億7,280万円（対前年比5.0%減）。

国民健康保険制度は、制度の安定化を図るため都道府県単位化され、平成30年度より北海道が財政運営の責任主体となっております。

本町の主な役割は、保険税の賦課・徴収、納付金の北海道への納付、資格の管理、医療給付の決定・支給、きめ細かい保健事業などとなりますので、所要の予算を計上いたしました。

都道府県単位化に伴い、国民健康保険事業会計の赤字解消が求められておりますが、段階的に解消を図ることとして、納付金に対する一般会計からの繰入金を計上しております。

保健事業では、データヘルス計画を推進し、引き続き健康寿命の延伸と医療費の抑制に取り組んでまいります。

後期高齢者医療会計では、歳入歳出9,630万円（対前年比1.6%減）。

後期高齢者医療では、引き続き保険料の徴収や届出の受け付け、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を担っておりますので、事業運営のための予算を計上いたしました。

なお、本年は2年ごとの保険料の改定年に当たり、令和2年度から令和3年度における軽減拡充後の1人当たり平均年間保険料は7万1,794円、現行保険料と比較して7.3%程度の増額が見込まれております。

介護保険会計では、歳入歳出7億290万円（対前年比1.3%減）。

団塊の世代の多くが75歳以上になる2025年までに、要支援・要介護認定者を含め、支援や介護を必要とする高齢者が増加し続けると予測されています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加していくことから、このような方々を地域で支える仕組みづくりが急務となっております。

第7期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の高齢者の健康づくり・介護予防の総合的な推進、高齢者にやさしい住生活環境づくり、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域支え合いネットワークの構築、サービスの質の向上、福祉・介護人材確保及び育成、介護給付の円滑な運営という七つの目標に基づき、支援が必要な高齢者の方が住みなれた地域での生活が可能となる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

目標の一つである「地域支え合いネットワークの構築」のために開始した地域ふれあいサポート事業は、有償ボランティアによる住民主体の活動ですが、引き続き積極的な周知に努めるとともに、サポーター養成を行い、町内における福祉活動の幅を広げていきたいと考えております。さらに、個人、団体におけるボランティア活動の活性化を図るため、社会福祉協議会や行政区、関係機関と連携し、高齢者自身がさまざまなボランティア活動に参加することで、生きがいを感じられる生活ができるように取り組んでまいります。

認知症対策としては、成人、高齢者とあわせて若年層も対象とした認知症サポーター養成講座を開催することにより、認知症に関する正しい知識の普及を行い、認知症への理解を深め、認知症の人や家族を地域全体で支える体制づくりに取り組みます。また、認知症の方を日常的に地域で見守り、行方不明となった際に早期発見・保護することを目的とした徘徊高齢者等SOSネットワークシステムを継続して実施します。

本年度は、令和3年度から5年度までの第8期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画並びに第6期大樹町障がい福祉計画、第2期大樹町障がい児福祉計画を策定しますので、多くの方々のご意見をいただき、高齢者や障がいのある方も住みなれた地域で、必要なサービスを受けながら安心して生活を送ることができるように、取り組んでまいります。

介護サービス事業会計では、歳入歳出4億3,770万円（対前年比11.3%増）。

高齢者の介護や自立した生活の支援に必要なサービスを提供するため、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターで行う介護サービス事業の適切な運営に努めてまいります。

特別養護老人ホームでは、ホールに冷房設備を設置し、より快適に過ごせるよう、環境改善を図るとともに、災害時の停電に備え、非常用発電機を設置します。

利用者の意向を十分に尊重し、利用者が明るく豊かな生活を継続できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

公共下水道事業会計では、歳入歳出3億1,390万円（対前年比26.1%減）。

公共下水道施設の更新事業につきましては、施設全体の長寿命化を図るため、令和元年度よりストックマネジメント事業に着手し、今年度は改修修繕計画の策定を行います。

未普及地区解消につきましては、緑苑地区と本町地区の下水道整備工事を令和3年度に着手するための実施設計を行います。

公共下水道区域外の水洗化を普及促進するため、引き続き個別排水処理事業を進めてまいります。

水道事業会計では、収益的収支の予定額5億290万円、資本的収支の予定額3億1,710万円、合計額8億2,000万円（対前年比4.9%減）。

坂下水系の尾田減圧弁室の更新工事のほか、生花、晩成方面の道営農地整備事業に係る配水管及び送水管の整備に係る地元負担金を計上いたしました。

継続事業では、各水道施設の長期耐用に向けた維持補修及び計装設備等の更新工事、検定満期のメーター器の更新工事、老朽化した消火栓の更新工事などを実施いたします。

今後も、住民の皆様に安心してお使いいただけるよう、清浄な水を安定供給するとともに、事業の健全な経営に努めてまいります。

町立国民健康保険病院事業会計では、収益的収支の予定額10億9,139万円、資本的収支の予定額5,501万円、合計額11億4,640万円（対前年比7.1%増）。

地域医療の中核を担う町立病院の役割は、住民の皆様が健康と命を守る上で大変重要であり、まちづくりの根幹であると認識しております。

地方の自治体病院を取り巻く環境は、依然として医師不足などにより大変厳しいものがありますが、町立病院では、新たに小児科専門医師を加え、常勤医5名、嘱託医1名の6名体制となり、引き続き診療内容の充実に努めてまいります。

医療機器等の整備では、眼科で使用する自動視野計のほか、内視鏡カメラ等を更新いたします。

質の高い医療の構築を進めるため、看護師を始め、医療スタッフの確保に努め、住民の皆様への身近な病院として安心して医療を受けられるよう、医療サービスの向上に取り組んでまいります。

終わりになりますが、以上、令和2年度の町政運営の基本方針と主要施策について申し上げましたが、地方財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

地方創生を推進し、地域活力の維持・増進を図るためには、健全で堅固な財政基盤が不可欠ですが、同時に、産業の振興や雇用の場の創出、定住の促進、社会保障の充実、安心・安全な住民生活の提供など、地域を取り巻く諸課題に迅速かつ柔軟に対応していかなければなりません。

議員並びに住民の皆様からいただいた貴重なご意見を真摯に受けとめ、実施のための環境が整った施策については、適宜、町政に反映してまいりたいと考えております。

私は、常に住民の目線に立ち、職員とともに知恵を絞り、住民の皆様にとって安心して暮らせるまちづくりを実現するため、最善・最大の努力をしまいる所存ですので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、本年度予算に対する趣旨説明とさせていただきます。

## ○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

令和2年定例第1回町議会の開会に当たり、大樹町教育委員会の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

Society 5.0の到来により、ICTやAIが急速に普及する中で、潤いと勢いのある持続可能なまちづくりを構築するには、ふるさと大樹に愛着と誇りを持ち、未来を創造し、協働して地域を支えていく人材育成が肝要であるため、知・徳・体の調和を重視した教育推進に励みます。

こうした基本姿勢のもと、教育施策の推進に当たっては、「第5期大樹町総合計画」の

基本目標や、新「大樹町教育大綱」の基本方針に基づき、「生涯にわたり育てる」「生涯にわたり学ぶ」を柱に位置づけ、効果的な施策を推進し、教育環境の充実に努めてまいります。

1、「生涯にわたり育てる環境づくり」について。

一つ目は、「学校教育の推進」です。

子どもたちが生涯にわたって社会で生き抜いていくために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。

学力向上の取り組みにおいては、大樹小学校が平成24年度から道教委の指定を受け、大樹中学校と連携した「学校力向上に関する総合実践事業」に継続して取り組み、「わかる・楽しい・力がつく授業実践」に努めています。平成31年度の全国学力調査では、小学校は、国語5領域中2領域が全国平均を上回り、算数はほぼ全国平均並みでした。これに対して中学校は、全道平均をも大きく下回る厳しい状態でした。これは、学力の二極化が顕著な上に、底位層の厚さが要因で、基礎学力の確実な定着が大きな課題となっているためであります。

今後は、段階的に整備を進めているICT等を有効活用した視覚に訴える授業改善を通し、学ぶ喜びを体感させるとともに、学習意欲を高め、学力向上につなげてまいります。

個に応じた指導の充実につきましても、人材確保がますます難しい状況になっていますが、本町の特色の一つである支援員の複数配置を継続し、きめ細やかな対応を配ってまいります。

外国語教育の充実につきましても、グローバル化の進展に適応すべく、平成28年8月から外国語指導助手を2名体制にし、本物の英語に親しむ教育環境の充実に努めています。

また、SDGsを念頭にグローバルな視点から、共生の態度形成を図るために、異文化理解や積極的な英語でのコミュニケーション活動を推進します。

大樹高校には、本町と友好協定を結んでいる台湾高雄市大樹区への見学旅行（大樹高校の先輩が学んでいる義守大学との交流など）を通して、外から母国・日本を見つめ、視野を広げる体験学習を推進するために、見学旅行費の助成を継続してまいります。

(2) 豊かな心の育成。

「他人事」ではなく「自分事」として、しっかり自分の生きざまや道徳的価値と向き合い、「考え議論する道徳」の充実に努めます。

また、日常生活で気になる言動や行動を見逃さず、よい学習の好機として捉え、立ちどまって、じっくり考え「あるべき姿」を確認しながら、人間性を磨く教育環境づくりを心がけます。

風通しのよい学校づくり・スピード感のある組織的対応を継続し、情報の共有化を図り、非行の拡大防止に努めるとともに、問題行動の早期発見・早期改善に取り組みます。

からかい・無視・仲間外れや、人格を否定するような卑劣な言動・行動を恥と感ずる学

級経営に努め、温かい人間関係を醸成し、秩序と潤い、また勢いのある学校づくりに励みます。

複雑な家庭環境・養育歴等を背景に発生する問題行動に適切に対応するため、福祉・医療等の専門機関との連携・協働に努めます。

読書活動においては、好評である学校司書や図書ボランティアと連携し、学校図書館の魅力化に励みます。また、読書を親しむ生活習慣づくりを推奨し、落ち着きと豊かな感性・創造力を育む教育環境の充実を図ります。

### (3) 健やかな体の育成。

体力向上の取り組みにおいては、コミュニティー・スクール（CS）「地域とともにある学校づくり」の一環で、小学校において体力・運動能力測定を地域の協力を得ながら、全学年で8種目全てを1日で効率よく実施することができました。結果についても学年差はありますが、おおむね全国平均以上であり、特筆すべき課題はありませんでした。

ICTの普及やスクールバス通学・市街地における保護者の車による送迎など歩く機会の減少面にも着目し、運動量の多い体育授業の創造・身体を動かす集団遊びの励行、東京オリンピック年を好機と捉えた自己記録への挑戦環境等にも、より一層意識的に取り組んでまいります。

健康教育につきましては、フッ化物洗口を継続し、8020運動を推進するとともに、子どもの生活習慣病にも関心を高め、大樹っ子健診の意識啓発に努めてまいります。

食育においては、栄養教諭による食育指導を効果的に進め、バランスのよい食習慣で健康な体づくりに努めてまいります。

旬の地場産品を活用したおいしい給食を提供し、郷土：十勝の食の優位性や先人の努力を理解し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

二つ目は、「地域全体で育てるCS体制づくりの推進」です。

未来社会のつくり手である子どもたちの健やかな成長・発達のため、学校・家庭・地域・行政が一体となって協働し、地域全体で子どもたちを守り育てるシステム「地域とともにある学校づくり：コミュニティー・スクール（CS）」の充実を図ります。

CSは、目的ではなく、新学習指導要領改訂の最重要課題である「社会に開かれた教育課程」を実現するための手段であります。

#### (1) 小中高連携の推進。

大樹町の有効な教育資源をカリキュラムに位置づけた「大樹学」の充実など、小中高12年間を見据えた教育課程をより一層効果的なものにするよう課題や、「目指す子ども像」の共有化を図ります。そして、「目指す子ども像」へ迫る方策を練り、「社会に開かれた教育課程」の質を高め、連携を強化してまいります。

「大樹学」の推進では、「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」の財産を精査し、工夫を加えながら、町議会・家庭教育サポート地域企業等との連携を、引き続き進めてまいります。

地の利と天のときを生かし、「宇宙のまち：大樹」に関心が集まっている今を大切にし、子どもの発達段階を考慮した系統性のある教材研究に取り組んでまいります。

また、航空宇宙関連産業のみならず、「自然環境に恵まれた：大樹」「酪農王国：大樹」など、基幹産業である第一次産業や農山漁村交流を含めた観光資源のよさに着目し、地域を深く知り、地元のよさに自信と夢を持つ、人づくりにもつなげてまいります。そのためにも、貴重な実体験を提供するSTEP事業の活用に努めてまいります。

## (2) 地域の教育力の向上。

CSの肝である「地域学校協働本部」の一層の充実を図ります。

コーディネーターを中心に、学校のニーズを吸い上げ、専門的な外部講師・人材を発掘・紹介し、学校現場とつなぐことによって、本物に触れる機会を提供し、教育の質を向上させます。

また、社会問題化している学校の働き方改革の一助となる学校運営協議会の充実を図り、保護者・地域住民の理解・関心を高め、地域の教育力の向上に努めるとともに、教育の基盤づくりを担う幼児教育の重要性を深く認識し、認定こども園・保健福祉課との連携を進め、地域を挙げて子育てを盛り上げていく機運づくりにも努めてまいります。

さらに、子育て現役世代はもちろん、経験豊かで時間的にも余裕のある方々の参加を促し、「おらが学校」意識につなげ、参加・協力による生きがい・社会貢献の好循環を図ってまいります。

## (3) 大樹高校の充実・活性化への支援。

少子化・人口減少社会の影響を受け、公立高等学校の適正配置計画が進められる中、町は大樹高等学校振興会への助成を強化し、入学時補助金の倍増と、全国大会への参加補助を見直しいたしました。また、従来どおり、通学費や各種検定受検料を助成するとともに、学校給食の提供も継続し、学校の魅力化・通わせたい高校づくりを支援していきます。

大樹高校は、近年「夢をかなえる多様な選択授業」や、授業のユニバーサルデザイン化を通した一人一人のニーズに応じた学びの充実など、潤いと勢いのある自慢できる学校づくりを推進し、好評を得ています。しかし、地元中学生が激減する時期を迎えるに当たり、まちぐるみで2間口確保ができるよう危機感を持って対応し、啓発に努めます。

柱2、「生涯にわたり学ぶ環境づくり」について。

一つ目は、「生涯にわたる学習活動への支援」です。

生涯学習センターなど、社会教育施設の機能充実や利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実に努め、生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域で行かせる環境づくりを推進してまいります。

### (1) 社会教育施設の設備。

町民の学びの拠点であり、芸術・文化の殿堂であります生涯学習センター（平成10年完成）は、貴重な町有財産であり、町民が安心安全に利用できるよう、環境の維持・向上に努めています。

## (2) 社会教育活動の推進。

人生百年時代を迎え、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るため、幼児教育では、「ブックスタート事業」や図書館ボランティアによる「本の読み聞かせ活動」の支援、青少年教育では、本町の特徴を生かした自然体験・社会体験による「あつまれ大樹っ子」の実施、成人教育では、町民が自ら学習する「自主学級」の開設への支援や、大樹高校と連携した「高等学校開放講座」などの開設、高齢者教育では、趣味や特技を生かした「ことぶき大学」の開講など、新「大樹町生涯学習推進計画」に基づき、取り組んでまいります。

また、子ども交流事業では、南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）で展開している大樹町のすばらしい自然環境を満喫できるさまざまな体験活動や各種交流事業を継続し、推進してまいります。

二つ目は、「スポーツ活動の推進」です。

### (1) 社会体育施設の整備。

社会体育施設においては、施設の老朽化が顕著になっておりますが、計画的に改修・整備に努め、町民の健康増進とスポーツ愛好家の拡大に努めてまいります。特に、屋外ゲートボール場の移転と老朽化の激しいプールについては、計画的に進めてまいります。

利用者が安心安全に、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

### (2) スポーツ活動の推進。

スポーツ関係団体等と連携した各種スポーツ教室を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代が1年を通じてスポーツに親しめる機会の充実に努めてまいります。

また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行ってまいります。

町技のミニバレーにおいては、ミニバレー協会との連携を図りながら、普及促進に取り組んでまいります。

三つ目は、「芸術・文化活動の推進」です。

貴重な大樹町の教育資源を有効活用し、ふるさとへの理解を深め、愛着と誇りに結びつく文化活動の推進に努めてまいります。

### (1) 文化施設の整備。

「晩成社史跡公園（十勝開拓の祖である依田勉三住宅）」や旧石坂小学校に開設している「大樹町郷土資料館」を、児童はもとより一般にも有効活用されるよう、維持に努めてまいります。

### (2) 地域文化活動の推進。

多くの町民が芸術文化に親しめるよう、文化協会や芸術鑑賞協会と連携を図るとともに、今年で5年目を迎える生涯学習センターのロビーを活用したコンサートや、さまざまな展示会を開催し、鑑賞機会の提供に努めてまいります。

また、文化的遺産への関心や保護意識を高めながら、文化財・郷土資料の有効活用や郷

土芸能・伝承技術の継承に努めてまいります。

以上、令和2（2020）年度の教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げます。

ふるさと大樹町の未来をつくる子どもたちの健やかな成長と笑顔、そして長寿社会に生きがいを感じられる生涯学習の充実を目指し、今後も町民と協働した教育行政を積極的に推進してまいります。

よろしくお願いいたします。

#### ○議 長

これをもって、令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終了いたします。

なお、執行方針に対する一般質問の通告書提出期間は、3月4日12時といたします。

#### ◎会議時間の延長の決議

#### ○議 長

お諮りいたします。

本日の会議時間を、議事運営の都合により、これを延長します。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、これを延長することにいたします。

#### ◎日程第28 議案第22号から日程第35 議案第29号まで

#### ○議 長

日程第28 議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算についてから、日程第35 議案第29号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま一括提案されました、議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算についてから議案第29号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、8件の提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど、各会計予算に対する執行方針と主要施策の中で、主要施策については、私のほうからご説明を申し上げました。

内容等につきましては、この後、副町長のほうから説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

令和2年度大樹町一般会計予算について、総括的に内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案の1枚目を朗読させていただきます。

議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算について。

令和2年度大樹町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ69億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10億円と定める。

次のページをお開きください。

1ページから4ページにかけて、第1表歳入歳出予算です。

歳入では、第1款町税から22款町債まで、歳入合計69億9,500万円。

3ページから4ページにかけまして、歳出、1款議会費から14款予備費まで、歳出合計69億9,500万円です。

5ページをご覧ください。第2表、債務負担行為です。

事項はスマート街区構築事業、期間は令和3年度1年間、限度額3億3,120万円です。

6ページをご覧ください。第3表、地方債です。

公営事業等で580万円、緊急防災・減災対策事業で2億7,720万円、辺地対策事業で6,000万円、過疎対策事業で3億1,320万円、臨時財政対策債で1億2,300万円。起債の方法、利率、償還の方法は、従前どおりで変更はございません。

7ページをご覧ください。

令和2年度一般会計歳入歳出予算款別集計表です。表の中ほどには、縦に款の番号、左側に歳入、右側に歳出の予算額を前年と比較して掲載しています。

昨年度と比較をして、増減の大きなものについて内容を説明させていただきます。

歳入では、令和2年度から新設される法人事業税交付金が6款に追加となり、地方消費税交付金が7款に繰り下がりとなりましたが、自動車取得税交付金が制度廃止に伴い廃款となったことから、以降の款について繰り下がり等の変更はございません。

1款町税では8億858万2,000円、前年度対比433万5,000円の増額計上でございます。

6 款法人事業税交付金は、地方法人課税の偏在是正のため新設され、450 万円を計上してございます。

7 款地方消費税交付金は1 億3,460 万円、前年度対比1,490 万円の増でございます。

11 款地方交付税では31 億7,000 万円、前年度対比9,000 万円の増です。

15 款国庫支出金では3 億9,973 万1,000 円、前年度対比8,757 万2,000 円の増。除雪グレーダー更新や橋梁長寿命化などに対する社会資本整備総合交付金の増などが主な要因でございます。

16 款道支出金では5 億6,120 万3,000 円、前年度対比2 億1,299 万4,000 円の増でございます。スマート街区構築事業に係る補助金の増、中山間地域等直接支払交付金事業の減などで、差し引き増額となるものでございます。

18 款寄附金では1 億5,374 万9,000 円、前年度対比1 億174 万3,000 円の増。企業版ふるさと納税による寄附の増を見込んでございます。

19 款繰入金は2 億7,350 万1,000 円、前年度対比1 億1,933 万8,000 円の減でございます。財政調整基金からの繰入が増となったものの、減災基金、その他特定目的基金の繰入額を減としたため、差し引き減となるものでございます。

次に、歳出でございます。表の右側をごらんください。

2 款総務費では16 億2,800 万円の計上で、前年度対比4 億4,330 万円、37.4%の増でございます。主な要因は、地方公務員制度改革に伴う職員の任用方法の変更、スマート街区構築事業、宇宙のまちづくり推進事業の増によるものとなっております。

3 款民生費では8 億3,490 万円の計上で、前年度対比730 万円、0.9%の減。要因としましては、令和元年度に実施の高齢者保健福祉推進センター屋上防水改修工事が終了し、減となっております。

4 款衛生費では2 億4,030 万円の計上で、前年度対比610 万円、2.6%の増でございます。南十勝複合事務組合における修繕工事の増加による負担金が増となっております。

6 款農林水産業費では4 億6,010 万円の計上で、1 億1,000 万円、19.3%の減でございます。中山間地域等直接支払交付金事業の対象地域の減に伴う交付金の減や、道営土地改良事業負担金の減が主な要因でございます。

8 款土木費では5 億9,990 万円の計上で、6,960 万円、13.1%の増でございます。除雪グレーダーの更新、橋梁長寿命化工事の増によるものでございます。

9 款消防費では4 億8,830 万円の計上で、1 億8,890 万円、63.1%の増。防災行政無線デジタル化整備工事の増によるものでございます。

10 款教育費では5 億1,460 万円の計上で、2,860 万円、5.3%の減。生涯学習センターの設備更新工事が終了したことによる減が主な要因でございます。

13 款諸支出金では11 億5,120 万円の計上で、2,500 万円、2.2%の増ござい

います。特別養護老人ホームにおける空調工事等の実施による繰出金及び町立病院への補助金の増が主な要因です。

以上、歳入歳出ともに69億9,500万円となっております。

歳出の下段に財源内訳を掲載しております。国道支出金9億6,093万4,000円、地方債6億5,620万円、その他6億6,728万7,000円、一般財源は47億1,057万9,000円となっております。

8ページをご覧ください。

令和2年度一般会計歳出性質別臨時経常別集計表です。

歳出経費を臨時的なものと経常的なものに区分し、さらに消費的経費、投資的経費、その他の経費、予備費に区分したものです。

表の右側、合計欄の消費的経費は41億4,119万2,000円で、1億130万5,000円、2.5%の増となっております。ここは公務員制度改革による人件費の増、補助費の増などによるものでございます。

投資的経費は12億6,963万2,000円で、4億8,567万円、62%の増でございます。スマート街区構築事業、防災行政無線デジタル化整備事業などによるものでございます。

最下段の人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は24億874万8,000円、前年度比8,977万5,000円、3.9%の増となっております。

9ページをご覧ください。給与費の明細書です。

特別職、一般職の給与を前年度と比較して記載しております。

10ページでは、給料、職員手当の増減内訳。

11ページでは、職員1人当たりの給与、初任給の状況、級別職員数、級別の標準的な職務内容を記載しております。公務員制度改革により、これまで定数外であった職員のうち、行政二表の給料表を適用していた職員も一般行政職となったことから、行政二表を追加しております。

12ページには、昇給の内訳、期末・勤勉手当及びその他の支給率などを記載しております。

13ページをご覧ください。

地方債現在高の見込みに関する調書です。

平成30年度末現在高並びに令和元年度末及び令和2年度末の現在高の見込みを記載しております。

表の一番下に、全会計の総計を記載しております。

平成30年度末で103億1,907万2,000円、令和元年度及び令和2年度の増減を見込み、令和2年度末現在高の見込みは98億245万円となる見込みでございます。

14ページ、15ページは、債務負担行為に係る支出予定額等に関する調書です。

現在の債務負担行為は23件、限度額は合計で10億1,944万2,000円となって

おります。令和元年度までの支出見込み額は4億257万8,000円、令和2年度以降の支出見込み額は5億7,223万1,000円で、このうち一般財源は7,892万7,000円となる見込みであります。

16ページからは、令和2年度投資的事業費の一覧表です。

主なものでは、総務費で宇宙のまちづくり推進事業、現在使用しておりますロケット射場の拡充と多目的航空公園の滑走路を300メートル延伸するための調査設計業務に2,000万円、スマート街区構築事業で2億4,520万円、福祉バスの更新、晩成行政区会館の改築を計上しております。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金事業にかわり、大樹集落で多面的機能支払交付金事業を8,053万3,000円、畜産担い手総合整備型で138.4ヘクタールの草地更新などで5,454万円、町営牧場でミキサフィーダーの更新、町有林整備事業で地ごしらえから間伐まで7,760万2,000円を計上してございます。

土木費では、グレーダーの更新で6,993万円、紋進橋補修設計とふるさと大橋補修工事で7,800万円、町道改良舗装事業では3路線の改良舗装と3路線の調査設計で8,597万8,000円、日方団地建設事業では3棟目となる公営住宅の建設を計上してございます。

17ページ、消防費では、防災行政無線デジタル化整備工事で2億4,843万1,000円。教育費では、給食センターの空調設備更新と立体型炊飯器更新で3,249万6,000円、屋外ゲートボール場整備に2,236万1,000円を計上してございます。

以上、災害復旧費を含め、事業費12億6,963万2,000円、財源は国道支出金4億8,689万円、地方債5億2,850万円、その他6,806万円、一般財源1億8,618万2,000円となっております。

18ページをご覧ください。

地方消費税交付金1億3,460万円のうち、社会保障費の財源としている7,050万円について、どのように充当されているかを示したものでございます。

社会福祉費、社会保険、保健衛生費、全体で18億5,631万5,000円のうち、一般財源13億4,485万6,000円に対し、地方消費税の交付金の社会保障財源化分7,050万円を充当した内訳であります。

続きまして、次のページ以降に一般会計に関連する附属資料として、橋梁の修繕箇所、道路施工予定箇所位置図、日方団地3号棟新築工事の配置図、平面図を添付しております。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上で、議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算についての総括的な説明を終わらせていただきます。

続きまして、5特別会計と2企業会計予算について提案理由の説明をいたします。

議案第23号は、令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算で、第1条で歳入歳出予算の総額を6億7,280万円と定め、第2条では、一時借入金の借り入

れの最高額を1億円と定め、第3条では、歳出予算の流用として、2款1項に計上した療養諸費に係る予算額に過不足が生じた場合に、同一款内の各項の間で流用することができるものとするものであります。

続きまして、議案第24号でございます。

令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を9,630万円と定めるものであります。

続きまして、議案第25号は、令和2年度大樹町介護保険特別会計予算で、第1条で、歳入歳出予算の総額を7億290万円と定め、第2条では、2款、1項の介護サービス等諸費と2項の高額介護サービス費の予算額に過不足が生じた場合に、同一款内の各項の款で流用することができるものとするものであります。

続きまして、議案第26号は、令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を4億3,770万円と定めるものであります。

続きまして、議案第27号は、令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計予算で、第1条で、歳入歳出予算の総額を3億1,390万円と定め、第2条では、地方債の起債の目的、限度額などを第2表地方債によるものとする。第3条では、一時借入金の額を1億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。

第2表、地方債で、令和3年度に移行予定の地方公営企業法適用に伴うシステム導入、公共下水道ストックマネジメント計画策定、個別排水処理施設整備工事等に当たり、起債を借り入れるもので、起債の目的、限度額は下水道事業で1,860万円、過疎対策事業で930万円、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じとなっております。

続きまして、議案第28号は、令和2年度大樹町水道事業会計予算で、第2条の業務の予定量は、給水戸数2,780戸、年間総給水量116万1,300立方メートル、1日平均給水量は3,181立方メートル、主な建設事業は電気計装設備更新工事を含む5本の工事を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収益的収入が収益的支出に対して不足する額5,593万2,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については4億4,696万8,000円、支出では5億290万円と定めております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,272万6,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については5,437万4,000円、支出は3億1,710万円と定めております。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を3,660万5,000円と定め、第7条では、他会計からの補助金で、一般会計からの補助を受ける金額を9,581万5,000円とし、第8条では、たな卸資産の購入限度額を750万円と定めるものであります。

続きまして、議案第29号、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算で、第

2条の業務の予定量は、病床数50床、年間患者数、入院で1万6,425人、外来で4万95人、1日平均患者数は、入院45人、外来165人としております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出ともに10億9,139万円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予定額では、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額167万円を過年度分損益勘定留保資金から補填するものとし、収入を5,334万円、支出を5,501万円と定めております。

2ページに移りまして、第5条では、企業債で今年度購入予定の内視鏡カメラなど6点の医療機器購入に当たり、起債を借り入れるもので、起債の目的は病院事業、限度額は440万円、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じとなっております。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を1号で給与費を7億6,847万円とし、2号では交際費を20万円と定め、第8条では、一般会計から補助を受ける金額を3億5,000万円とし、第9条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,577万円と定めるものであります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

#### ◎予算審査特別委員会設置・付託の議決

○議 長

日程第36 予算審査特別委員会の設置・付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となりました議案第22号から議案第29号まで、以上8件の審議につきましては、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第29号まで、8件の議案は、議長を除く11名による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

#### ◎休会の決議

○議 長

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会において、内容の審査を行うため、3月9日から12日までの4日間、休会にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託された8件の議案審査を行うため、3月9日から12日までの4日間、本会議を休会とすることに決しました。

なお、大樹町議会委員会条例第8条第1項の規定により、委員長を互選するための予算審査特別委員会は、議長において、本日の会議終了後、本議場で開催することを指定いたします。

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日、3月4日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、3月4日は休会とすることに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 5時14分

# 令和2年第1回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問について

## ○出席議員（11名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範	10番 志 民 和 義
11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之	

## ○欠席議員（1名）

7番 松 本 敏 光

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務長	小 森 力
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香
<教育委員会>	
教 育 長	板 谷 裕 康
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	清 原 勝 利

社会教育課長兼図書館長

村 田 修

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

鈴 木 正 喜

農 業 委 員 会 事 務 局 長

水 津 孝 一

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

松 木 義 行

主 任

太 田 翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 辻 本 正 雄 君

3番 吉 岡 信 弘 君

4番 西 山 弘 志 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。  
さきに質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。  
初めに、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、さきに通告してございますうちの1番目の「スマート街区構築事業の関連事業について」町長にお伺いいたします。

過日、町のほうからスマート街区の基本構想が示されました。事業効果としては、ブラックアウト対策のほかにもいろいろな大きな効果が期待されております。これを機会に、関連する事業についても町長の考えを伺います。

一つ目は、スマート街区のまず概要についてお知らせいただきたいと思います。

2番目につきましては、本事業に関連して環境家計簿の推進などの考えはあるか。

それから3番目には、電気自動車等の積極的な町としての導入の考え。

それから4番目につきましては、再度のことになりますけれども、再生エネルギー計画の作成の考え方について伺いたいと思います。

それから、最後に、少し先の話になりますけれども、2050年二酸化炭素排出ゼロに政府も各自治体も取り組んでおりますけれども、その挑戦の気持ちをお聞きしたいと思います。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

西田議員ご質問の「スマート街区構築事業の関連事業について」お答えをいたします。

1点目の「スマート街区の概要について」ですが、役場庁舎の建て替えに合わせ、大樹小学校、生涯学習センターを含む公共施設群のエリアをスマート街区と位置づけ、木質バイオマスボイラー、太陽光発電による再生可能エネルギーを効果的に利用するとともに、非常時に対応可能なエネルギー供給を構築するものであります。

2点目の「本事業に関連して環境家計簿の推進の考えはあるか」についてですが、地球温暖化の主な原因になっている二酸化炭素は、私たちの暮らしの中でも排出されております。環境家計簿は、電気、ガス、灯油、水道等の使用量を記入することで、家庭から排出される二酸化炭素の量が数字でわかるような仕組みとなっており、各家庭でライフスタイルを見直す一つの手段としても有効かと思われまますので、既に取り組んでいる自治体を参考にしながら、PRしてまいりたいと考えております。

3点目の「電気自動車等の積極的な導入の考え」についてですが、現在、市販されている個人でも購入可能な電気自動車は、一般家庭で約2日から4日程度の電力をまかなうことができることとされており、停電を伴う災害時などでは非常に有効なものと考えております。また、走行時にも二酸化炭素等を排出せず、環境性も優れているものと承知をしております。

町での導入は、B&G財団から無償で提供されている電気自動車を所有しておりますが、フル充電からの走行距離が短く、遠距離走行が難しいことと、充電時間の関係から、災害出動時などには不向きであるため、今後の導入にあっては、電気自動車の性能向上を注視しながら、必要に応じて検討すべきと考えています。

4点目の「再生エネルギー計画の作成の考え方は」についてですが、町では、再生エネルギー関係の計画として、平成26年5月に大樹町木質ボイラー導入計画を、平成30年2月に木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画を策定してきたところでありますが、現時点で新たな再生エネルギー計画を策定する予定はありません。

5点目の「50年二酸化炭素排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）挑戦の気持ちは」についてですが、2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が掲げられ、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには2050年までにCO2の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。

環境省では、こうした目標の達成に向け、「2050年CO2の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長みずからが、または地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティに認定するとしております。現在、ゼロカーボンシティに認定されているのは、全国で64自治体、道内では1自治体という状況であります。

本町におきましては、CO2排出量を削減する取り組みとして、住宅用太陽光発電システ

ム導入事業にいち早く取り組んできたほか、公共施設への再生可能エネルギーの導入や、住宅リフォーム支援事業などにも取り組んでいるところであります。

現時点で、ゼロカーボンシティに挑戦するという考えは持っておりませんが、引き続き、CO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた取り組みを進めてまいります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。総論賛成の中の文章と申しますか、お聞きしたのですけれども、賛成はいただいているのでしょうかけれども、何点か、確認や自分として大切なことだなど思っていることもありますので、再質問させていただきます。

議員協議会の中で計画の概要についてはお知らせいただきました。その中で、気になっていることの一つに、運営会社というか、何会社という言葉なのか、ちょっと僕失念しましたけれども、何か別会社を設立されて運営を任されるというようなことにお聞きしたのですが、具体的な会社というか、どのようなイメージなのか、まずそれをお聞きしたいと思います。それによっては、木質ボイラーなんかは、今非常に原材料なんかも高くなっておりまして、赤字なり何なりという心配もありますので、そこら辺の運営会社なのか経営を担う会社なのか、そこら辺のことのお知らせを、1点目お願いいたします。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議 長

会議を開きます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

エネルギーのマネジメント会社との関係でございますが、エネルギーマネジメント会社におきましては、今現在、検討中でありまして、将来的に木質バイオマスの発電、それと太陽光発電が接続された際に、電力の供給を行う部分ですとか、熱供給を行う部分をその会社が担って、各公共施設に、例えば学習センターですとか大樹小学校ですとかに電気を売電するですとか、熱を供給するですとか、そういった事業を執り行う会社を想定しているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

はい、わかりました。確認としては、町がそこから熱湯というかエネルギー、電気なり、そのような暖房のためのものを買うようなイメージに今はお考えだということによろしいのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

そのとおりでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、申しわけない言い方ですけども、この事業は本当にいい事業だというふうに心から思っております。ちょっと気になったことに、今のマネジメント会社のことと、あと、もう一つ気になったことがあって、数年来、努力されていたやに議員協議会でもお話をお聞きしました。そのときには、残念ながら採択にならないというのですけれども、そのとき、それはもちろん俗に言う落選というか不採択ですので、それは残念なことなのですけれども、その前に、こんな大きな事業だから議会なりに、または関連するところの団体とか、そういうところと協議があつてしかるべきだと思うのですが、そういうふうな努力というのはされたのでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

ご質問のスマート街区、事業の名称が違う名称になっているのですけれども、前回の応募に関しては、前回の要件というのは今回と大分違っていて、金融機関とかいろいろな機関も入るよとということ、まずはその要件を満たした機関でどうだろうかという検討を一度開いたことがございます。なおかつ、供給先に民間が入っていないとだめだという前回の条件でありましたので、民間の住宅にも配管をして、熱を供給するようなことを検討したのですけれども、相当に事業費が膨れ上がるということで、前回も補助金は5億円だったのですけれども、事業費にあつては8億円以上になるというようなことで、5億円の補助金が欲しいために8億円かけて3億円手出ししてやるのが果たしていいかというような議論もしまして、それだと本末転倒だろうと、経費かけ過ぎだということで、規模を縮小しまして、まずは道のほうに問い合わせといいますか、これでいかがだろうかというようなことを出しましたところ、やはり難しいということだったという段階でありますので、その段階では、まずそういう関係機関での検討を行ったということでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

事業そのものは熟度に達していないということですので、今回と条件が違うことはよくわかりました。

そうしたら、今回申請なさって無事事業が採択になったのですけれども、今回、関係機関なり役場庁舎内の協議なり何なりというのは、どうだったのでしょうか。僕は、本当に、この事業は晩成温泉の例なんかでもそういうふうな低炭素社会のことを思って高い志で、それから今回のことも取り組んでおられると思うのですけれども。

でも、テクニカル的な面として、例えば原材料の確保ですとか、そういうふうなことなんかもあるから、一つは役場の中のそういうふうな農林課なり何なり、町有林の関係のほうの原料なり、それから森林組合なり、そういうふうなところとの協議なんかはどうだったのでしょうか。

非常に申請する時間までがなかったのはわかりますけれども、2年前にもそうやってアイドリングしているということですので、今回ちょっとそういうふうな面についての協議の熟度は低かったやに私個人としては思っているのですけれども、その準備過程をお知らせいただきたいと思います。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議 長

再開いたします。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回の申請に関してですけれども、もともと大樹町では木質ボイラー導入計画を持っておりまして、その辺で導入に当たっては、逐一職員による総合計画の執行計画PTですとか、そういう部分では検討は行ってきたところであります。それで検討は行ってきてはいましたけれども、財政的に有利であります道の補助の公募があったというものですから、それに応募するためにちょっと時間的に短い中での申請となったところでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

もうこの事業もスタートしているのですから、今さらなぜそんなこととお話するかというと、なかなか横の連絡というか、そういうことをここで誰がどうのこうのとかということ

はないのですけれども、そういうふうな本当に役場庁舎の中での協議なり何なりの部分をちょっと、僕も職員でないからわかりませんが、そばであれしていると、ちょっと何かそういう部分が、お仕事の面で荒いのではないかなというふうに感じていましたので、そう思われないなら思われないで構いませんけれども、そういうふうなこともよくよく協議していただきたいというふうに思っています。

それから、次に2番目の本事業に関して環境家計簿の推進の考えはあるのかというのは、町民の方や何かにもPRしていただけるというようなことでのご回答をいただいておりますけれども、僕はここで町自身の施設ですとか、それから今の燃料ですとか電気ですとか、いろいろここで町長のほうから言っていたようなことを、町も莫大なエネルギーとかCO<sub>2</sub>を出していると思います。努力の中ではクレジットを買っていただいたりとか、そういうふうな努力は認めますけれども、隗より始めよという言葉もあるぐらいですから、ぜひ、町民の方にPRするというものではなくて、もう一步、各課なり公用車なり、いろいろなものがあると思いますので、そういうふうなものを町としての環境家計簿というか、そういうふうなCO<sub>2</sub>の排出をみずからみずからをチェックするような考えというのは、一步進んでいただくようなことにはならないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、スマート街区構築事業の関連で環境のいろいろな取り組みのご質疑をいただいたところでもあります。私どもの町としてのCO排出量を削減する取り組みというのは、先ほど答弁の中で回答させていただいたところです。

恥ずかしながら私、実は議員から環境家計簿の推進のご質問を受けるまで、環境家計簿というものの存在を認識しておりませんでした。今回、ご質問の中で回答を準備する中で、こういうことをするのが環境家計簿の役割なのだなというのを学ばせていただいたところでもありますので、回答したとおり、今後取り組んでいる自治体等も参考にさせていただきながら、どういう形でやっていけるかということについて、まずは私も含めて役場で学んでいき、対応を検討していくということで進めていければなと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

前向きなお話でございますので、ぜひぜひ、担当係の小さなところからそういうふうにして一步進んでいただけることを本当にありがたく思います。

それから次に、電気自動車のことをちょっとお話しした中で、ご答弁の中でちょっと気になったのですけれども、確かに、電気自動車の評価というのはすごく高く町長は評価されていて、本当にそのとおりだなというふうに思っております。

ただ、その中で、例えば災害や何かでは公用車としてはなじまないのだよというようなご

答弁なのですけれども、でも、役場も今度新しくなりますけれども、例えば充電設備も、従来のものだったら6時間とか8時間かかるというふうに聞いておりますけれども、急速充電なんかでは30分で80%ぐらいなのではないかなというふうに思っていますし、多分もうあと1年か2年したら、リチウムイオン電池でなくて、次の世代の全固体型の電池が世の中に回ってくると思います。今のリチウムイオン電池の3倍の能力があって、充電も3分の1の時間でいいと言われている全固体型の電池なんかも、僕も技術屋ではないからよくわかりませんが、そういうふうなものはいろいろな雑誌やテレビや何とかでも相当言われておりますので、すごく期待しております。

あと、何よりも全部の公用車を電気自動車にされたらとは思っていないのです。例えば保健師とか福祉関係のケアマネジャーの方がお家を回るだとか、今の電気自動車は帯広往復もなかなか難しいというやには聞いておりますし、あと、電気自動車がダメだったら、電動バイクも相当普及してきておりますよね。職員の人に電動バイクで回れというのも酷な話かもしれませんが、そういうふうな状況がありますので、徐々にというような導入を考えていますというところから、いろいろな補助事業や環境省のものもあるのかないのかもわかりませんが、ぜひ、今お話ししたようなことはできることではないかなというふうに思っていますし、急速充電なんかも何か300万円ぐらいの施設だそうですので、そういうふうな、もう少し積極的に取り組んでいただける考えはございませんか。

#### ○議長

酒森町長。

#### ○酒森町長

今回のブラックアウトのときも含めて、電気自動車が移動式の発電機といいましょうか、電力を供給できるということも報道されておまして、災害時の緊急時に電気自動車の役割というのは少なからずあるかなというふうには思っているところです。

回答でも申し上げましたが、今後の導入に当たっては、電気自動車の性能向上、まさに今、議員がおっしゃられた新しい電池を搭載したのも開発されているということでもありますので、今後そういう部分も含めて、必要に応じて検討していきたいなというふうに思っております。

私も、全ての車を電気にする必要はもろもないというふうに思っておりまして、適材適所に使い分けをしていくということも必要だなというふうに思っておりますので、導入については、公用車は相当の数がありまして、定期的に入れかえていかなければなりませんので、そういうときには当然検討していくというふうに思っておりますし、昨年に行った令和2年度の予算協議の中でも、私のほうからもそういう話はさせていただいているところでもあります。

また、電動バイクというものも存在は理解をしておりますが、今、役場庁舎周辺でバイクを公用車として使っているというところは今現在ありませんので、電動バイクの導入については、なかなか利用方法も含めて通常の町内で使うという部分では、なかなか使う部分は今の

ところは想定できないかなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは次、4番目に再生エネルギーの計画についてはどうですかという質問に対して、今のところは再生エネルギー計画についての計画樹立は考えていないのだよというお話での回答をいただいております。

これは僕、一般質問2回目なのです。なぜ再生エネルギー計画が必要だよというふうにお話をさせていただきたいと思っているのは、町長の姿勢の中で、こういうふうに木質バイオのものを入れたり、それから畜産関係のほうの発電なんかにもそのように支援したり、根幹は、低炭素社会ということを考えて町でそういうふうな政策を推進していただいているものだと思っております。

確かに、お答えの中で木質についての計画は2本存在しますけれども、再生エネルギーはご存じのように木質ばかりではないですよ。水素で頑張っているところもあれば、太陽光で頑張っているところもあるし、バイオコークスってあるのですけれども、そういうふうなものの利用を頑張っている企業や町村もあります。

私たち、確かにいろいろな制度で頑張ってもらっている分もありますけれども、やっぱりそういうふうな総合的なある程度長いスパンで考えていけば、新しい町の施設の屋根には太陽光パネルを置きましょうとか、そんな大々的なことでなくても、確実に公共施設とそのような再生エネルギーの関係ですとか、もう少し一歩進んで先ほどの電気自動車も太陽光発電にした部分で充電をしていくとか、そういうふうなためには一本一本の木質ボイラーなら木質ボイラーの、そういうふうな計画だけでは不十分でないかなというふうに私思っているのです。

ですから、ぜひ再生エネルギーの計画、そんなすごい難しい高度なスマートグリッドシティをつくるのだぞとか、そういうふうなものではなくて、今あるこの町の力でできる、町民の人方に参加してもらえるような、こちらを向いてもらえるような、そういうふうな再生エネルギー計画というのは必要でないかなというふうに思っております。

十勝でも多分7町村か8町村ぐらいもう計画をつくられて、例えば近場の町村でいえば、確実に何か公共施設ができれば、一遍にはできませんけれども、一つ一つそうやって太陽光エネルギーなんかの導入をされておりますので、今すぐできなければ総合計画の中の工期のことを後からお話申し上げますけれども、そういうふうな中に組み込んでいただけないかなというふうに思っているのですが、いかがなお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

再生エネルギー計画の関係では、先ほど答弁をさせていただいたところです。今のところ、

具体的な計画を持っているのが木質バイオマスに関する計画のみということではありますが、議員が今ご発言にあったとおり、そのほかの分野でも大樹町として再生エネルギーのための取り組みを進めているところでもあります。計画をつくるということの目的が明確になる必要があるかなというふうに思いますし、ただ、計画をつくれれば、目標なりが定まりますので、それに向けて取り組む姿勢を町民の皆様にも理解していただくというところでは、有効になるかなという思いではおります。

今後、再生エネルギーの関係の取り組みについては、答弁の中でも回答させていただいたとおり、できるところをしっかりと努めていくということについてはお約束をしているところでもありますので、今後そういう部分で計画をつくってというところの必要性が出てきた段階では考えていきたいなというふうに思っておりますが、答弁させていただきましたが、現時点での計画を策定するという予定については、ないということでもあります。

#### ○議 長

西田輝樹君。

#### ○西田輝樹議員

きょうのお話というか質問している分については、全部そのような再生エネルギー、町長の高い志につながっていく部分の総体系というかが再生エネルギー計画かなというふうにして、僕自身は思っておりますので、ぜひ、再生エネルギー計画のことについても、他町村なり、環境省のそういうふうな事業関係のほうも、ぜひぜひお調べいただきたいと思います。

それから、この項目の最後、ゼロカーボンシティへの取り組みのお気持ちはどうですかというふうな中での話というか質問をさせていただきました。即ということにはならないけれどもCO<sub>2</sub>の削減の努力というのは、これからも営々脈々と頑張っていくのだぞというふうなことのご回答をいただいております。

ただ、この中のお話の中で、例えば住宅の太陽光発電でも当初40万円か50万円ぐらいの金額が今は現実的なトータルした補助事業になっていると思います。それぞれの町の方向性や何もあるから、あそこでやっているから、うちもできるのでしょうか、やりましょうということにはならないことは承知でありますけれども、全国でエネルギーの自立というか、完結できる町村も少し前の資料で7町村というか7市町村というふうにして読みましたので、うちも今のゼロカーボンシティへの、きょう、お話したようなことを一つ一つ積み上げていけば、夢ではないというふうに思っております。

もちろん、役場だけでできることでもないですし、町民の方の高い思いだけでできることではございませんので、ぜひエネルギーの自給のできるような自治体の一つになることと、こういうふうなゼロカーボンシティの方向性というのは、そんなにそんなに乖離しているものではありませんので、ぜひ力強くゼロカーボンシティのこともお考えいただきたいなというふうに思っております。

道内の中では古平町という町、行ったことがないのでわかりませんが、道内の一つで、すごい何か特別な産業が大きくあるような町でもないというふうに自分勝手に思ってお

りますけれども、私たちがそういうふうなことが少し頑張ればできるのではないかなというふうに思っております。ぜひ、町長の前向きな町政執行をご期待申し上げているのですが、一歩前へ行っていただけないでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町として、そして私としてCO<sub>2</sub>の削減、環境を維持していくという取り組みについては、鋭意取り組んでいるところでもあります。ゼロカーボンシティの宣言をするということは、ただ言い放しというわけにも当然いきませんので、それなりのきちんとした根拠なり方策なり対応策なりを検討した上で、この目的に向かってこういう施策を取り組んでいくのだというところの明確なビジョンがないとだめだと思いますので、軽々に議員に質問いただいたのでやりますということにもならないかなというふうに思っております。

ただ、環境問題に取り組むというところについては、これからも町の施策として重要なことでもありますので、取り組んでいきたいなというふうには思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、第5期大樹町総合計画執行について、移ってよろしいでしょうか。

それでは次、2番目の「第5期大樹町総合計画執行について」町長に同じくお伺いします。

過日というか、第5期の大樹町総合執行計画というものを示していただきました。町における、これがそうだなとは個人的には思っていないのですけれども、町における最上位計画であり、次期計画にもかかわることが多いので、町長に執行計画をお伺いいたします。

一つは、執行計画が出ましたので、基本的な考え方。

それから、こういうふうなものを計画樹立していくのに、町民の意見集約とか何かはどうなっているのかということで2番目にお伺いします。

それから、3番目は、計画のソフトの部分なんかは、いつどのように示されるのかなということもお聞きします。

それから、細かなことといえば細かなことなのですが、現在、町で主要計画書を公共施設に展示していただけるようになっていて、それはどういうふうになっているのかを、最後4点目にお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の「第5期大樹町総合計画執行について」お答えをいたします。

1点目の「執行計画の基本的な考え方」についてですが、執行計画は、第5期大樹町総合計画の執行に関し、総合的な調整する分野、主にハード事業について施設整備のあり方や工

程、建設位置等の検討を行ったものであります。

2点目の「町民の意見集約はどのように行うのか」についてですが、執行計画は、職員によるプロジェクトチーム会議において、施設整備等の優先順位や建設場所などについて検討した内容を示したもので、最終決定したというものではありません。各種委員会や関係団体などからの意見などは、個々の事業を進めていく段階において、お聞きした上で取り進めることとしております。

3点目の「計画のソフト事業はいつどのように示すのか」についてですが、執行計画は、ハード事業の整備を総合的に調整するために作成をしたもので、ソフト事業については、必要に応じ調整しながら取り進めているところであります。

4点目の「現在、町主要計画書は公共施設に展示されているか」についてですが、総合計画を初め、町の主要計画書については、図書館に配置し、閲覧できるようにしております。また、町のホームページ上でも公開しておりますので、いつでも見ていただくことは可能となっております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

二本目ですので、今どうしてもというようなことについて、ポイントでお伺いしたいと思っております。

一つ確認したいのですけれども、第5期の大樹町総合計画、2014年度から2023年度ということでの10カ年なのですけれども、ちょっと確認したいのですけれども、基本フレームというのは基本構想、それから基本計画、僕の言葉で昔の言葉で、たしか年度別計画書というふうについて、今は5年になっているそうですけれども、前は、初めてそれが動き始めたころは、3年ローリングでやっているのですけれども、それについては、私の基本的な考え方は間違っていないかどうか、ちょっと言葉も、今確かに変わっているかもしれませんけれども、そこら辺、確認させてください。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

総合計画の件でございますが、まず基本的なフレームといたしましては、基本構想は10年スパンで計画しております。続いて、基本計画も10年期間です。実施計画につきましては、前期後期5カ年ごとの計画期間となっております。前期計画につきましては平成26年度から平成30年度、後期計画につきましては平成31年、令和元年度から令和5年度までの期間という形になってございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

年度別の計画という5年の分というのは、何というのですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

年度別の計画の部分でございますが、これは実施計画というふうにしておりまして、これは前期後期5年ごとの計画で、毎年ローリングを行っているということでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと不思議だなと思ったことがありますので、長くはやりませんのでちょっとおつき合いをいただいて、基本構想についてはわかりました。基本計画の分の前5年の分と、後期分というのは2019年から2023年なのですけれども、この執行計画が出てきたのですけれども、後期計画2019年なのに2020年で後期計画が出るということは、2019年の分が飛んでいるのではないかなというふうにして思っているのですけれども、その事業については、飛んでいいものなのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず基本計画につきましては、総合計画と同じ10年スパンの計画になっていまして、これは基本構想、基本計画という形で10年間の計画になっております。実施計画につきましては、先ほど申し上げましたように、平成26年、2014年から2018年までの前期計画、そして後期計画につきましては平成31年度、令和元年度から令和5年度までの5カ年ということで切れ目なく続いているところでございます。

それで、執行計画につきましては、第5期大樹町総合計画を執行するに当たりまして、総合的な調整する分野、いわゆるハード事業について、これを施設の整備のあり方ですとか工程だとか建設位置等を検討するためにプロジェクトチームを立ち上げまして、計画を作成したというものでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、私の勝手な、基本構想10年、基本計画10年というのは、従前でしたら、基本計画という部分の前期5年、後期5年というふうに関一回見直しをしたのですが、見直しするというのは、計画では実施計画の中で見直しするということなのですか。前5年、後ろ5年というのが。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

総合計画、基本計画については、見直しするというにはなっておりません。それで、実施計画につきましては、年次ごとに事業を行う事業内容等の事業量ですとか総事業費、財源内訳などを示した計画でございまして、それぞれ年度ごとに事業費などを網羅した計画内容となっておりまして、それは前期後期に分けまして、5カ年ずつの計画にして毎年ローリングを行いながら見直しを行っているというところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

はい、わかりました。執行計画を出していただいたので、これが基本計画の後期計画かなというふうに間違っておりましたので、その点については済みません、私の早とちりでございます。

実施計画の後期5年についての、議会なり議員協議会なり、これは議決事項ではないのでそれで構わないのですけれども、そういうふうな後期計画の分の実施計画というのは、お示しいただいたのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず、お示ししたかどうかについては、お示しはいたしておりません。

それで、実施計画の後期計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成31年度から令和5年度までの5カ年となっております。平成31年3月に実施計画を作成させていただいたところでありまして、その後、先ほどから出ております執行計画をハード整備に特化した総合計画の執行計画を今年度中にまとめるということにしておりまして、その執行計画も含めた形で実施計画を今取りまとめているという段階でありまして、今年1月に、執行計画につきましては議員の皆様にもお示しさせていただきましたので、その内容を実施計画に反映させてお示しをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ハードの部分はそのようなお考えの中で計画樹立ですけれども、ちょっと僕、納得できないのが、今の2019年から2023年で、2020年に実施計画が出てくるということがどうも解せないのです。2019年は確かに選挙がありましたけれども、でも、普通こういうふうな一番大切な計画だから、その前の年に少なくとも準備がなされて樹立されていくものでないかなというふうに思っています。

前に、総合計画のことについて一般質問させていただいたときに、十二分に、例えば3年と5年だからということではないのでしょうかけれども、3年のときのほうが、なおこの事業が前へ持っていきたり後ろへ持っていきたり、もう少し担当の方や町民の方にも、この3年間ではこの事業が計画されているのだなというふうなことを示してくれたと思うのですよね。少なくとも、いろいろな計画がまめしく議員協議会なり何なりにご提示いただいていますので、その一番の肝がこの総合計画の、それぞれ議決事項でないものだからというふうに思わないで、ぜひぜひ、そのような前で計画を立てていくことをさらに努力していただきたいと思っております。

町のほうでは、今の総合計画の執行計画でハードのほうを非常に重要視されているようですけれども、なかなか役場庁舎が何とかよりも、それぞれ乳幼児医療はもっと拡大にならないのかなとか、そういうふうなソフトの部門も非常に重要ですので、後ほどソフトの部分なんていうことをおっしゃらないで、ハードとソフトはもう表裏一体のものだというふうに考えておりますので、事務の取り組み方がそのようなお考えにならないのか、ちょっとお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、後期の実施計画の策定の状況について説明をさせていただいたところです。

総合計画の中で、やはり大きな金額的な部分をお示しする部分ではハードの整備の順番といいましょうかビジョンといいましょうか、そういうものをまずはしっかりと定めないと後期の実施計画の中にも反映できないということで、執行計画をお示しし、その内容を後期の実施計画の中で今鋭意整理をしているところでもありますので、後期5カ年の実施計画については、でき次第、速やかに内容の報告をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、ソフト事業を決して総合計画の中でもおろそかにしているわけではありません。基本構想、基本計画の中でもソフトの部分についても細かく10年間の目標を定めて、今取り組んでいるところでもありますので、どういう形でお示するかというところは、やはり実施計画の部分では財源的な部分を示すというところの意味合いが大きいと思いますので、どうしても内容はハードに重きを置いた計画の形となってしまいますが、ソフトについても総合計画でうたわれているものについては、これから5年間しっかりとその目標に向かって取り組んでいくということをご理解をいただきたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。そのようなことで、たまたまその年度のことをお考えいただいたり、優先順序をお考えになったり、十二分に執行者として気を遣っていただいていることは

わかります。

ここで、議員協議会の中で、これは第6期に、これは5期の何とかでこのように取り組んでいこうと思っていますというお考えのことは、本当に十二分にわかりました。

役場の人というか、そういうふうな人方の優先順序と町民の方の優先順序が異なることは、今、町長が意見をいろいろ聴取して委員会や何とかでもやって、総合的に町長がご決断するのだよということでのお話がありましたけれども、僕は、例えばここで5期のものが6期に行くときに、例えば営繕費なんていうのは、きっと莫大な施設で営繕費もなることも考えられますので、そういうふうな深いお考えのもとに、ぜひ町長、今お話の部分を推進していただきたいと思っています。

最後に一つ、きょうは天気も悪いですし、コロナも活動しているようですので、僕の唾がそちらのほうに飛んでいったら困りますので。どうかと思うことが1点あります。聞いていただきたいのは、一般質問の中で各町内の施設に主要な町の計画を置いてもらったらいかがですかということで、珍しく即取り組んでいただいて、自分は感激しました。

図書館にあるぞというふうなお返事の中なのですけれども、自分、社会福祉協議会にもいましたので、社会福祉協議会にも一番家の近くですから、施設のことが行ったらあるかなと思ったら配置されていないのですよね。役場もどこにあるのかちょっとわからないのですけれども、どこにあるのだとか、置いているとか置いていないとかという細かなことは言いませんので、従前のおりそのように置いているのだったら、ぜひ、従前のところも必ず置いていただきたいと思います。配置が変われば計画が変わるように、そのように配置のことをきめ細かくしていただきたいと思います。

小学生の低学年は無理かもしれませんが、中学生やいろいろな、例えば高校生だったら十二分に生徒も自分の町のことでですから読んでいただけたらと思いますし、あそこの生涯学習センターなんかは、例えば図書館にあるというふうなお答えでございますけれども、例えばことぶき大学の学生がその図書館に行ってみるよりは、多分ホールにあったら見ていただける機会も多いと思いますので、もしかして、配置計画というか配置方針が変われば、それはそれで変わったのだよということでお知らせください。従前のおりだったら、その当時の担当者の方にお聞きして、大変でしょうけれども、ぜひ従前の配置のような心遣いをしていただきたいと思っていますのですが、いかがでしょうか。

## ○議 長

伊勢企画商工課長。

## ○伊勢企画商工課長

町主要の計画書の公共施設の配置につきましてですけれども、議員おっしゃるとおり、従前は、役場、らいふ、福祉センター、生涯学習センターの4カ所に平成26年から計画書を配置するという形をとっておりました。

生涯学習センターにつきましては、図書館が今回学習センターの中に入っておりますし、図書館に計画書を配置したほうが、資料の部分という形では、一般町民の方が利用した際に

計画書がここにあるよという形で今後周知していきたいと思っておりますし、学習センターの分につきましては図書館に配置を変えていきたいと考えておりますし、従前から図書館にも一部計画書も置いておりましたので、そこで配置するという形をとりたいと考えております。

平成26年から配置していた分で、正直申し上げまして、計画が変わった際に更新していなかった分とかもありましたので、議員からのご質問があった際に、再度計画のつづりを刷新して、最新の計画書に置きかえる作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

配置のほう、いろいろお手間かけますけれども、情報開示というのもまちづくりの、大きな言い方ですけども、本当に大切なことでないかなと思っております。年度別協議なんかについても、今回多少しつこくお話しさせていただいたのは、例えば役場なんかでも最初は、ちょっと僕の記憶違いであつたら申しわけありませんけれども、最初は、庁舎は14億円台で営繕費が3億円ぐらいだから策定というか、建設の委員の人が、いや、それだったら建てかえたらいいねというような、そういうふうな判断されたと思うのですよね。もしかして、それが24億円で3億円だったら、またお考えが変わった人もいるかもしれません。だから、そのように情報開示というのは常にローリングされて、ちゃんとしていけば、ローリングだから毎年毎年変わっていくもので、固定して前5年、後ろ5年ということではないと思いますので、執行される方は毎年毎年ローリングでございますので、そういう点にも留意して執行いただければというふうに老婆心ながら思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長 長

休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長 長

再開いたします。

次に、西山弘志君。

○西山弘志議員

では、質問させてもらいます。

「危険木から町民の生命・財産を守る条例制定について」質問します。

町道、歩道、遊歩道、公園、民家などの周辺で、倒木寸前の被害を及ぼすおそれのある民

間所有の危険木を円滑に処分し、周囲の人や住宅などに被害を及ぼさないように措置する必要があります。

町が危険と判断した場合には、所有者に伐採などを勧告し、倒木寸前の緊急事態時には所有者の同意なしに町が最小限の措置をとることができるよう、危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定についてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西山議員ご質問の「危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について」お答えをいたします。

町道、歩道及び公園等に隣接する私有地からの倒木寸前の樹木や道路などに張り出した枝などは、車両や歩行者などの通行の支障となるだけでなく、事故の原因となることが想定されます。

樹木は、個人の管理、責任のもとで剪定や伐採等の管理を行うものであり、倒木や倒木寸前の伐採に関しても、道路管理者である町が所有者の同意なく伐採することはできないこととなっております。

倒木や張り出した枝などで車両や歩行者に事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われる場合がありますので、町では通常の道路パトロールなどで、現地で確認した場合は、所有者に危険予防の観点から伐採、または枝払いなどの処理をしていただくよう要請をしております。

しかし、所有者がさまざまな事情により伐採や枝払いなどができない場合は、町が伐採することについての理解を所有者に求め、了承を得られた場合には伐採処理を行っておりますが、所有者が不明など伐採の同意を得ることが困難で緊急を要する場合などは、同意を得ずに伐採するなど判断に苦慮する場合があります。

「危険木から町民の生命・財産を守る条例」の制定につきましては、町が必要最小限の措置をとることを可能にするものとして、今後、各種法令等を参考に、必要と判断した場合には検討してまいりたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

他の自治体でも倒壊寸前の住宅、危険木、類似の危険性があるものに対し条例などがつくられています。今、条例をお願いしているこの取り組みは、道内では珍しい取り組みだと思えます。所有者に危険木除去を勧告しても、遠方、連絡がとれない、高齢で木の管理ができないなどの問題が発生します。各地でも同様の問題が発生する可能性があり、意義があることではないかと思えますが。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

答弁で申し上げたとおりであります。議員がご心配の部分もよくわかっていると思います。町内でも、例えば枝払いをしていない木が、山林だったのですが、それが電線に触れて火花が出て、野火になったというようなケースもありますので、そういう部分の維持管理も含めてしっかりやっていただきたいというふうに思いますし、私どもも町有林で非常に多くの山林を所有しておりますので、そういう部分については私どものこととしてもしっかり気をつけていかなければならないかなというふうに思っております。

これからも、パトロール等々で危険が及ぶ可能性がある、樹木に限らず、建物というところもありますが、そういう部分については、所有者の方にしっかりと私どものほうから要請して、事前に事故が起きないような対策を講じていければというふうに思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。どうしても答弁と似たような質問になるのですが、木の所有者が危険木をそのまま放置し、人、住宅、道路などに損害を与え、重大な事故で損害賠償などの問題も起きます。町長が答弁されたのですが、町が同意なく木を処分した場合、損害賠償を求められる可能性があり、損害賠償などに対応するため、多様なケースの想定の備えの必要があります。条例にもしのできるのであれば、そういうことも盛り込んでもらいたいと思います。町が勧告し、応じ、処分した際に費用の一部を補助できないか、受けられないか。また、この条例が決まれば、盛り込んでもらえないかをお聞きします。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

危険木に対する助成の考えですけれども、道路管理者の立場としては、倒木寸前で通行ができなくなるおそれがあると想定された場合は、まずは、今、町長が答弁したように、所有者に伐採、撤去の要請をしております。ただ、倒木で完全に道路が塞がれた場合などは、所有者においても早急に伐採、撤去ができない場合もありますので、そういうような場合は、先ほど町長が言われたとおり、所有者の了解を得て、こちらの道路維持のほうで伐採処理をしているのが現状でございます。

ただ、その場合でも所有者のほうへの費用負担は求めておりませんので、一応本人のほうには費用がかかっていませんので、今のところ助成するという考えは持っておりません。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

倒木した木を町が切った後に損害賠償を、要はこの木は価値があるのだと、もしそういう損害賠償を請求された場合はどうするのですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

基本的には、樹木については個人の方がお持ちの場合は個人の方の財産でありますので、町として積極的に切るということは避けたいというふうに思っております。やはり、所有者の自己責任において管理をするということが前提でありますので、そういう対応をとっていただくということになるかと思えます。

ただ、先ほど申したとおり、例えば道路等に倒木があつて町道が通れないというような段階では、もちろんご本人にそれを撤去していただくというのが大前提ですが、やはり早急な対応、または機動力といいたいでしょうか、そういう部分も含めて対応ができないということについては、私どものほうでご了解をいただいた上で、切つて道路上から撤去するという対応をとっているところです。

それに対して、財産であるからということで私どものほうに賠償なりのそういう形がとられたということであれば、それは、私どもとしてはしっかりと、毅然としたと言ったほうがいいでしょうかね、対応をとっていくということになるかなというふうに思えます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

では、次の質問をさせていただきます。

「認知症の方に対するGPSの貸し出しについて」質問します。

2025年、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が進みます。認知症を発症する方は、高齢者の5人に1人と推定されています。自分自身も、また身近な人も、いつ発症してもおかしくないのが認知症です。町としても認知症に対し取り組みには尽力されていますが、対策の一つに認知症に対するGPSの貸し出しを考えてみてはどうですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の「認知症の方に対するGPSの貸し出しについて」お答えをいたします。

認知症のある高齢者や障がいのある方で行方不明になる可能性のある方については、家族の同意を得て「徘徊高齢者等SOSネットワークシステム」に登録してもらい、行方不明になった場合は、警察署など地域の22団体の協力を得て、早期に発見する仕組みを構築して

おります。

ご質問のありましたGPS機能を持つ機器の貸し出しについては、徘徊傾向のある方に対する対策の一つの方法でもあります。町が購入し貸し出すのか、家族で購入し町が助成するのか、また、機器の管理方法や対象者の選定などさまざまな課題もあり、機器を導入している市町村からの情報収集も行い、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、地域での見守りは大変重要であり、認知症を理解し、認知症の方とその家族を見守り、応援者となるよう「認知症サポーター」を養成し、日ごろから認知症の方が安心して暮らせる地域づくりをこれからも進めてまいりたいと考えております。

#### ○議 長

西山弘志君。

#### ○西山弘志議員

大樹町では、徘徊高齢者等SOSネットワークシステム、認知症サポートと、日ごろから認知症の方が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでおられます。

そこで、大樹町の65歳以上の高齢者の実態、これは令和元年7月のデータですが、大樹町の人口5,555名、60歳以上の高齢者数1,968名、高齢者比率35.4%、要介護認定者数405名、認知症高齢者日常生活自立度2以上の方は314名います。

認知症の中でも社会問題となっている徘徊行動をとる人の多くが、高齢で認知症を患っています。その結果、不幸な事故に見舞われます。特に社会問題となっているのが、深夜の徘徊行動が問題視されています。北海道の冬は寒く、万が一外出し、戻れないような事態になれば命の危険に直結します。ご家族の負担を減らすためにもGPSが必要ではないか。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

ご答弁で申し上げたことの繰り返しになって申しわけないのですが、GPSの機器の貸し出しについても、認知症対策の一つの方策であるということは私も認識をしております。私どもが今進めている一番の認知症対策という部分では、認知症サポーターを養成し、地域でそういう方を見守っていく力を地域全体でつくっていかうということが、それがまずは肝要かなというふうに思っているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、または、きょうの外の景色を見ても、冬期間で徘徊行動をとられたというケースがあった場合については、まさに生死にかかわるということもありますので、今後も認知症対策についてはしっかり対応していくことが肝要だなというふうに思っております。

統計学的にいけば、50歳以上の方は、進み具合はそれぞれありますが、少なからず認知症の傾向が出るということになりますので、私ももう60歳になりましたので、そういう部分がもう既に幾らかはあるのかなというふうにも思っておりますので、今後、大樹町に限らず、高齢化が進んでいく社会情勢にあつては、認知症対策についてはしっかりと取り組ん

でいきたいというふうに思っておりますし、GPSの貸し出しについても、これから検討してまいりたいというふうに思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ご家族の負担が大変なので、GPSを購入するとかリースとか、いろいろ方法がありますので、町に相談窓口をつくってもらい、例えば、購入したいのだけれどもどういうものがあるとか、リース方法とか、そういうことも窓口で相談できるようにお願いして、質問を終わります。

○議 長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

さきに通告してありました2点について町長に質問をいたします。

1点目が、「年金制度について」町長にお伺いをいたします。

1961年4月、国民年金制度が発足し、国民皆年金体制が実現いたしました。その後、1985年の改正、翌年実施ですが、将来の年金受給者に大きな影響を与えた改正であります。そして2004年にマクロ経済スライド制が導入され、年金受給額が減らされたことで老後の生活を不安なものにしております。

そこで、次の点について町長にお伺いをいたします。

マクロ経済スライドとは、一体どのような制度か。

そして、1986年4月以前の旧国民年金法で計算した場合、年金額は幾らになるのか。仮に40年間満度に納めたとした場合です。

それから3点目に、老後不安を少しでもなくするために、マクロ経済スライド制の廃止を国に求めてはどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の「年金制度について」お答えいたします。

1点目の「マクロ経済スライドとはどのような制度か」についてですが、現役人口の減少や平均寿命の伸びなどの社会情勢に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みとして、平成16年から導入された制度であります。この仕組みができた背景は、少子高齢化が急速に進む中、国が年金の財政再計算を行うたびに、年金保険料水準の見通しが上がり続け、将来の保険料負担がどこまで上昇するのかという懸念があり、このマクロ経済スライドを導入したと承知しております。

2点目の「1986年4月以前の旧国民年金法で計算した場合の年金額」についてですが、旧国民年金法で老齢年金の年金額を計算した場合であっても、年額78万100円で新法と

同じであります。理由としましては、新旧どちらの法律であっても上限である年金額そのものが規定されているため、国による財政均衡のための措置や、財政の現況及び見通し作成の義務は規定されていても、上限額に達するものであります。

3点目の「老後不安を少しでもなくすため、マクロ経済スライド制の廃止を国に求めていますか」についてであります。年金制度は日本全体の問題であります。今後とも社会保障制度のあり方の議論を注視しつつ、町村会などとも連携をとりながら、必要な対応については努めてまいります。

#### ○議 長

志民和義君。

#### ○志民和義議員

年金制度の問題ばかりではありませんけれども、老後の問題については、非常に今多くの不安を抱えております。さきにも厚生労働省が90歳まで生きると仮定して2,000万円の不足と。これも夫婦で合わせて、厚生年金と国民年金の老齢基礎年金を合わせて23万円と。そこまで年金をもらっている人が一体どのくらい、モデルケースなのでしょうけれども、それより低い人はたくさんいらっしゃることは間違いないので、その年金の低い人からも、同じようにマクロ経済スライド制で減らしていくと。

年金財政そのものを考えれば、給付を減らして、そしてもらう金額、納付額を増やせば、財政そのものとしては安定するのですけれども、問題はその個人にとって本当に安定した老後が保障されるのかどうかと、これに対してやっぱり不満を持っているわけですね。そうすると、自分で全部貯蓄をしていかなければならないのかという問題になりますので、これは個人の問題としてはいろいろ個人差がありまして、病気したり、いろいろな事故があったりして、完全に予定どおりいかないというのが大体のことなわけです。

それと、当時、私どもも先輩の議員が昭和61年の1986年の改正のときに、これは国民年金を当時、物価スライド制になる前ですから、60万円で最高額としたと。その後物価スライドで今のおっしゃった78万100円ということなわけですけれども、当時、そのほかに厚生年金や共済年金についても60歳から65歳までの5年間については特別支給とするということで、この特別支給とするということで大きな問題になったわけですね。

これは特別支給だから、いつとられてもいいのだと。特別に今やっている。今特別なのだと。やがてはなくなるのだという意味なのだ。こういうことで、私どもも当時、仕事でそういう研修を受けたわけなのですよね。まさに今、その心配がそのとおりになってきたということで、当時、先輩議員も一般質問してほしいと私も要望したのですが、質問した結果、当時の役場の職員の人たちも、本当に将来そのとおりと、大変なことになるよということの返事をもらったというふうに打ち合わせでももらったという話には聞いているのですけれども、年金財政そのものが厳しくなるということで、これはもういつの時代も言われているのですけれども、本当にそうかなというふうに私は思うのです。

というのは、今60歳過ぎても65歳過ぎても働いているわけで、非労働人口対労働人口

という区分けをしますと、働いている人と働いていない人というふうに比べたら、その率はほとんど変わっていないのですね。働いている人が減っちゃって、働かない人が増えていると。これはもう、確かにそれは税金を納める人はいませんから減っていくのは当然ですけども、現に働いているし、それから高度な生産性技術で1人当たりの生産力は飛躍的に上がっているわけですね。昔の江戸時代、明治時代の職業のように、圧倒的に農業人口が多くて、農家の人の生産力が、85%の人がその残りの15%の人の食糧を支えたというそんな時代ではなくて、今は圧倒的に、例えば十勝なんかでいったら、食糧自給量というのは1,000%を超えているなんていうような高度な状態になっているので、決して私は少子高齢化とイコール年金財政が厳しいということは直結しないというふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

高齢者の方が安心して暮らしていくためには、年金制度というのは非常に重要な役割があるというふうに思っておりますので、今後、私どもとしては制度の安定化、そして未来の老後に不安のないような、そういう年金制度を担っていくような取り組みについてはしっかりと要望させていただきたいというふうに思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

老後の不安がないようにしっかりと要望と。これはもう、ぜひ私からも町長に要望しておきたいと思います。

次に行ってよろしいでしょうか。

「大樹高校の入試出願状況について」お伺いをいたします。町長と教育長に質問いたします。

2020年の新聞報道で、大樹高校入試出願状況が34人となっております。昨年度も1間口で、2年続けて1間口が予想されます。大樹高校存続について心配する声をお聞きしております。入学者が40人を切って、2年3年と続いた場合、これからどうなるのかという不安。それからまた、入学者確保について、大樹町も教育委員会も先進的な取り組みを行って2間口を確保してきたのですが、昨年度も制服代を2倍にしていくということで、私も大変大きな期待を、これは間違いなく大丈夫だなというふうに思ったのですよね。しかし、そういう結果になってしまって非常に残念なのですが、今後どのような対策を考えているかお伺いをいたします。

○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

志民議員のご質問「大樹高校入試出願状況について」お答えいたします。

最初に、「入学者が40人を切って2年から3年と続いた場合どうなるのか」についてでございますが、道立高校で普通科がある学校数は全道で103校となっており、そのうち1学年が2クラス以下の学校数は53校で、さらに53校のうち全学年が1クラスの学校は33校となっております。

大樹町と同規模の道立高校で、5年連続1間口となってしまった高校も、今年2間口募集であることから、議員のご質問のように、入学者が40人を切った状況が2、3年続いたとしても、直ちに統廃合の対象になることはないと考えております。

次に、「今後の対策について」ですが、町として、令和2年度の新入学生が、議員が言ってくださったように、入学時の補助を増強するとともに、通学費の全額補助や検定合格者の受験料全額補助、見学旅行や部活動における全国大会出場への助成や給食提供を継続して行ってまいります。

また、大樹高校においては、ユニバーサルデザインを踏まえた授業を展開するなど、高校の独自性を高める取り組みを行い、道教委からも高い評価をいただき、今年度は文部科学大臣表彰を受賞しております。

今後も、大樹高校活性化推進協議会を中心に、町や高校はもちろん、同窓会を初め、町民の方々と連携して魅力ある高校づくりに取り組み、生徒にとって通いたい学校、保護者にとって通わせたい学校の推進に努めてまいります。

## ○議 長

志民和義君。

## ○志民和義議員

今、教育長から、2年、3年、あるいはそのうち1クラスのところも33校、そして5年連続のところもあるということで、直ちに学校をなくすということではないと。これは、非常に安心できることではないかというふうに思っております。

やっぱり高校を残すために、今必要なことは、こういう1間口でも残すということと、2間口にしていくためには30人学級という、これは長いこと叫ばれているのですけれども、大体義務教育自体がなかなかないのに高校にまでそれを求めていくというのは、私たちが非常に心苦しいのですよね。言うは易く行うは難しのところがあって、今やっぱり強く求めていく、現に道教委もそんなことはしていないということなのですが、1間口でもやっぱり存続していくのだということを今やっておられるけれども、大いにそれは心配かけないように、保護者のほうにも周知していくことは必要だというふうに考えております。

もう一つ、やっぱり今、結果的に募集に結びつかなかったいろいろな助成制度、これは確かに父母負担の今の軽減ということから、入学状況にかかわらず非常に喜ばれていることでございます。私ども知人の子弟も、かつて帯広に行くか大樹に行くかといったとき、全額交通費補助ということから大樹高校を選んで、そして3年間学んだということでございますの

で、これはこれからも大いに、そのことも含めて制服代、この制服代も非常に大きな問題になっています。私も帯広の市議会議員から聞いたのですが、調査もされたということで、大樹の資料を送ってくれということで送った経験もあるのですね。去年ね。

引き続き、その対策を続けていくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議 長

再開いたします。

次に、菅敏範君。

○菅敏範議員

さきに通告してありました2件について、教育長、町長の考え方を伺いたいと思います。

非常に、きょうは、いろいろな形で悪条件の中で、表も非常に悪い条件でありまして、背中から前から後ろからプレッシャーがかかる状況でありますから、できる限り簡潔に進ませたいということでお聞きしますので、よろしくお願ひします。

最初に、教育長に伺いたいと思います。「教育現場における働き方改革の実施を」ということで、政府が一億総活躍社会実現に向けた政策実現の具体策として、昨年4月に働き方改革法が施行されて、約1年が経過しました。

そんな中でありますが、働き方改革法の柱になっている考えは、一つは長時間労働の解消であります。二つ目は、非正規職員と正規職員の格差の是正であります。3点目が高齢者の就労促進という柱になっているというふうに承知をしているところでありますが、課題の一つである長時間労働の改善について大樹の教育現場における実態と改善策について伺いたいと思います。

一つは、小中学校における長時間労働の実態を、どう理解しているか。

二つ目に、休日・定時後の勤務時間削減に、どう取り組んでいるのか。

三つ目は、少年団・部活動の指導者を地域の経験者を活用する考えがあるのかどうかであります。よろしくお願ひします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

菅議員のご質問「教育現場における働き方改革の実施を」についてですが、1点目、2点目は関連がありますので、合わせてお答えいたします。

1点目、2点目の「小中学校における長時間労働の実態の理解」及び「休日・定時後の勤

務時間の削減への取り組みについて」ですが、小中学校における教育現場では、授業の準備に始まり、テストの作成や採点などのほか、保護者宛てのプリントの作成や少年団、部活動の指導など業務は多岐にわたり、長時間労働の実態があることは承知しており、その実態把握のため、今年度から小中学校に出退勤管理システムを導入したところであります。データの分析はこれからになりますが、まずは実態をつかみ、どの部分にどの程度の時間を要しているのか、また、定時以降や休日の労働時間がどの程度なのかを把握したいと考えております。

現状の対策としては、まず定時以降には、仕事に集中してもらえるように学校に電話があった場合には勤務時間に電話をかけ直してもらおうアナウンスを流すシステムを導入したところであります。

3点目の「少年団・部活動の指導者に地域の経験者を活用する考えについて」ですが、コミュニティ・スクールを推進し、児童・生徒の保護者や地域の方々に学校の活動に協力をいただいております。例えばスケートの授業や少年団活動には、経験者の方に指導をお願いしているところであります。今後も児童・生徒の保護者を始め、地域の経験者の方に協力をいただき、地域と学校の連携を深め、外部講師による質の高い活動や児童・生徒に、専門家や本物に触れる体験をより多く設定しながら、教育現場の長時間労働改善の一助となるように進めてまいります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

教職員の勤務時間については、定時外や休日を含める長時間労働があるというふうによく言われています。子供たちの学校教育に関連する業務については、省くことができないとは考えますが、しかしながら、放課後の勤務については、場合によっては減らすことが可能だというふうに理解をしているところであります。PTA活動等で保護者の仕事が終わるまで夜の会議をずっと待たなければならないというようなこともありますし、そういうことも含めて伺いたいと思います。

今、教育長から回答いただきました。1番2番合わせてですが、その中で回答にありますように、長時間労働の実態が出ましたら、それについてどう改善できるのかできないのか議論をしたいと思ったのですが、正確な実態を把握するために管理システムを導入したということで、それに基づいて分析をするという回答でありますので、何で今まで実態を把握していないのかということを追求することは、今日は差し控えて、今後の課題にしたいというふうに思っています。

ただ、この回答を受けて、今導入したという管理システムというのは、まず一つどういう形のシステムなのか。全員の実態が把握できるようなシステムなのかどうか伺います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

学校文化は、長時間労働が当たり前の文化でずっと来ておりました。それで、出勤についてはタイムカードもなく、出勤簿に押印するというのみです。ですから、ほとんどの教職員が長時間労働を当たり前でやっておりました。そこで、せめて出勤、退勤、その時間をしっかり刻印してもらって勤務時間を把握しようというところから始めております。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、今までは長い長いという、長いであろうと認識はあったけれども、正確には個人も含めて全体含めて正しい実態は把握されていないくて、大つかみで長いのだという理解しかしていなかったということではないですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

日常的にはそのように捉えております。ただ、学校は不思議なところで、一番最初に出勤するのは教頭、一番最後に帰れるのも教頭で、教頭が目視で出退勤の時間を把握しております。ただ、調査がある場合は、それを数字に表さないといけないので、その期間は本人にしっかり申告してもらって、教頭が確認して、調査票を出していたというのが実態でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

何となく現場のずさんな体制がわかったので、この中身、以降の今後の対応については、今日でなくて、また改めてお聞きしたいと思います。

その中で、少年団活動が、現状としては教職員が担当してやっているのが実態だというふうに僕は理解をしているのですが、少年団活動は先生方が対応しているのですけれども、あれは、始まってから終わりまで全部正規な勤務時間としてカウントしているのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

中学校の部活動は、教育課程に位置づいておりますので、中学校の部活動は勤務時間としてカウントされます。少年団活動は、社会体育の分野でございますので、教師は一町民という扱いで勤務時間には入りません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうしたら、先ほど言われた、教頭が把握する分には、少年団に行く時間は勤務時間ではなくて、もし子供たちに対する準備とかいろいろなものがあったら、少年団が終わった後にやらなくてはいけないという理解でよろしいですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

ご指摘のとおりでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほど言いましたように、勤務時間の実態の中身の議論は、今、体制的に把握をして、どこに問題があるのかをこれから検討したいという方向だと思うので、そこは実態把握をして、多ければ減らしていきたいという考え方については理解しますので、仮定の議論は避けたいと思うので終わりたいと思います。

次に、現状の対策としては、何ができているかということに対して、定時以降に仕事に集中できるように、定時以降にかかった電話に対しても勤務時間にかけてもらうアナウンスのシステムを導入したということですが、例えば僕が学校に定時以降に電話をかけたらどんなアナウンスが返ってくるのですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

留守番電話でございます。営業時間が終了してございますので、緊急以外の場合は翌日お願いたしますというアナウンスでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

では、電話に出ないということですね。というのは、何となく現実的には居留守を使ったみたいな格好になるのですが、例えば、もし緊急な電話かどうかというのはやりとりできるようになっていて、緊急な電話ですといったら、そこにはちゃんと出るということですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

本当に学校って不思議なところで、始まりの時刻はすごく早いのです。そうしないと普通の町民は仕事に行けませんので、役場でありますと8時15分から始まりますけれども、学校はその前からということです。そして、休憩時間も1時間ではなくて45分ということで

ございますので、終了時刻が4時45分でございます。でも、ほとんどの人はそこで帰れません。ノート整理だとかいろいろして、教頭なんかはセブンイレブンが当たり前で、7時に帰れたら、きょうは早いなということで、7時までは学校の電話は受け付けるというのが実態でございます。そして、保護者には緊急の場合はこちらに電話してくれというのは、学校を通して連絡してございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

何となく、不思議なところだと教育長に何回も言われると、不思議なところだなという理解はしたのですけれども、確認の意味で、留守番電話はいいのですけれども、やはり今まで全部出ていたところに急にそうなったときに、先生方も我慢して出ないということが徹底されて守られているのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

おかげさまで、その時間帯は本当に件数が減ったそうでございます。

今、マスクミがないのですごく嬉しいのですけれども、札幌中心部、土日学校で仕事をしていたら、本当に電話は出たくないそうです。誰々が万引きしたので引き取りに来てくれとか、全然仕事ができないと。それが実態です。本当にやりたい仕事をやるために土日にわざわざ行くのですけれども、そうでないという部分がありました。

大樹町の場合は、その留守番電話にしたことによるクレームは1件も学校に届いていないと。教育委員会にも来てございません。働き方改革、コミュニティ・スクールもそうなのですが、先ほど菅議員が言ってくれたように、学校がすべきこと、どちらかといったら学校がやったほうが効率的なこと、家庭がやったほうがいいこと、地域が中心にやったほうがいいこと、そういう部分をしっかり話し合いながらやっていくと。そうすることによって教師の疲れ度合いが少し減って、いい顔で子供の前に立てると。それが一番の教育改革の目的であると言われていて、私もそのように思っております。今後ともご協力よろしく願いいたします。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

少年団活動について伺いたいと思います。

回答の中では、コミュニティ・スクールを推進して、保護者や地域の方々に協力いただいていると。例えばスケートの授業や少年団活動は、経験者の方に指導をお願いしている。それから、部外講師による質の高い活動や児童・生徒に専門家や本物に触れる体験を多く設定し、教育現場の長時間労働改善に努めていきたいということなのですが、実態認識で今後の

議論を参考にしたいということで、今活動している少年団の実態なのですが、少年団の数は何個あるのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

野球、サッカー、バレー、水泳、冬期間のスケート、文化活動では吹奏楽がございます。大樹町ならではの海洋少年団、スポーツチャンバラです。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

概略はわかりました。できれば、後日その数を正確に教えていただきたいと思います。

その中で、実態として、教職員以外が担当して指導者をやっている少年団はあるのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

ございます。野球少年団ですごく好評を得ているのは、教員が指導しなくていいという日をつくってくれたということで、特に消防署のお父さん方が頑張ってくれているというのを聞いております。バレーボール少年団も、地域の方が指導してくれていると。もちろん教員もいますけれども。そして、大樹町は結構教員が主となってやっていますけれども、帯広市内などは、ほとんどは地域の方々です。教員は携わっていません。簡潔に答えました。詳しいことはまた後ほど。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、子供たち、孫がそういうスポーツ活動の少年団に入っていたのでわかるのですが、本当は基本的には力量があれば誰でもいいということになっているのですが、実際は先生方におんぶに抱っこという実態が長く続いているし、数が多いというふうに理解をしています。

ただ、教育長が先ほど言ったように、そういう部分の子供たちの学校教育に費やす時間を先生方に長時間労働にならないようにちゃんと与えるという基本でいくと、少年団の部分とかPTAの活動というのはできれば短くして、本来業務のほうが定時で全部終わらないにしても、少年団、例えばサッカー少年団が夏は7時半ぐらいまでやっていますよね。それから帰って、また子供たちの授業の準備をしていたら、もう8時9時になることも想定されます。だから、そういう面でいうと、先生が携わる時間があることはやむを得ないにしても、責任を持つ人は、例えば地域の人がやって、先生もある意味、例えば余裕のある時間に力を貸す

というようなそういう形をとっていくことによって、働き方改革の長時間労働を減らせるのではないかというふうに思います。

ただ、すぐできるかどうかわかりませんが、そういう方向に持っていくべきでないかというふうに思います。だから、そういうことはぜひ議論をしていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

非常にありがたいご意見を賜りました。国のほうもそういうのが望ましい方向だと捉えていますし、少年団、部活動含めまして、1日の練習時間を最大2時間、もっと集中して頑張りましょうやと。そして、1週間に2回は子供の健康も考えて休みにしましょうと。平日1回、土日どちらか1回というのが国の方針で出されております。5時から男という指導者もいるのですけれども、その部分含めながら、やっぱり継続していく活動というのが大事ですので、何々先生がいたからできたではなくて、多くの人ができるよというような少年団活動に向けていけるように、地域の方の協力を得ながら頑張っていきたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひそこは、議論を大事にしていきたいというふうに思います。特に、うちの前からサッカー場が見えているのですが、たまに見に行っているのですけれども、サッカー少年団は、普通の少年団活動は1年生から6年生まで一括なのですけれども、サッカー少年団は分かれて1年生の部、2年生の部とやっているから、先生がいっぱいいるのですよね。だから、そういうところがあって非常に大変だなというのは身につけています。夜暗くなったら電気をつけてやっていますから、そういうところを地域なりがカバーできるようなことはぜひ前向きに検討していただきたいということによろしいですね。

それから最後に、PTA活動の分も、僕はある程度中身をうまくコントロールして、減らす時間にできればなるのではないかというふうに理解をしているのですが、PTA活動の役員などで、例えば絶対教職員が担わなければならないのが全役員でないと思うのですね。その辺、何となく先生方に全部会計から何から事務局から全部おんぶに抱っこというふうになっている実態はないのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

実態はあります。ただ、PTAはペアレント・ティーチャー・アソシエーションということで、父母と教師の会ということです。お父さん、お母さんも仕事を終わった後、忙しい中時間をつくってくれておりますので、教員も同等に子供たちのために保護者と一緒にやろう

という部分はすごく大事ななと思います。

ただ、事務局が学校にあるとすごく動きやすいというのも事実でございますので、削れるところは削り、効率的なやり方はないかというようなことを議論しながら長続きすると。保護者との関係ですごくいい思い出になっているというところもございますので、マイナス面だけではございませんから、そのあたりはじっくりやっていきたいなと思っています。

特に、小規模校のPTAは、すごく活発でいいサポートをしてきていました。大樹小中ともにすごく教職員の最近の頑張りは華々しいのですけれども、どうもPの動きが鈍いという部分がありますので、そのあたりもどうしたら活性化できるかということを考えていきたいと思います。

#### ○議 長

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

全てが父母でということではありませんが、できればそういうところも労働時間を短くするような対応で検討をしていただければいいのかなというふうに思います。この項目はこれで終わりたいと思います。

次に移っていいですか。

二つ目に、「漁業の活性化に早期の取り組みを」ということで、漁業問題について町長に伺いたいと思います。

十勝の沿岸漁業については、秋サケ定置網漁が2017年度以降3年間連続で極端な不漁であり、漁獲量が最盛期の2割程度で、今は2,000トン前後か、それ以下で推移をしているという状況であります。加えて、2019年度はサンマ漁が想定外の不漁だったり、期待のシシャモ漁も悪天候で例年の半分程度で、数字が間違っていなければ、北海道で初めて1,000トンを切ったと、そういうニュースはあったように聞いております。

これらについては、海水温の問題とかありますけれども、原因は明確ではなく、資源回復の展望が現状では見えない状況にあって、漁業者の生活不安は高まっていると言います。大樹漁協もほぼ同様の実態にあって、深刻な事態を迎えつつあるのではないかと思います。

このような状況が長期間続けば、地域漁業が衰退していくことは明白であり、早期の打開策確立が急務であります。国、道、町が一体となって実効性のある対策を実施し、前浜に活気が戻り、漁業者が将来に希望を持って漁業に従事できるようにするため、今何をしなければいけないのか伺いたいと思います。

一つは、実態認識と町としての具体的な対策を考えているのか。

二つ目に、国、道との連携をどのように進めていく考えがあるのか。

3点目に、将来に向けた漁場に関連する環境の改善(海洋汚染、漁民の森、流木対策など)。

4番目に、雇用確保を含めた加工事業促進の考え方はあるのか。

以上、よろしく申し上げます。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

菅議員ご質問の「漁業の活性化に早期の取り組みを」についてお答えをいたします。

1点目の「実態認識と町独自の具体的な対策について」であります。昨年11月に町の大宗漁業である秋サケ定置網漁が終了しており、過去に例のない3年連続の不漁で、大樹漁協にとって深刻な事態であると認識をしております。

ここ10年間の秋サケの漁獲量を見ますと、平成26年の1,884トンピークに減り続けており、平成29年に304トン、30年は457トン、今年度は479トンという大変厳しい結果となっております。

町では、この対策として、昨年12月の定例議会において、秋サケ定置網漁業者が「十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会」へ負担する会費のうち、不漁による特例措置で上昇した負担率2%分に対する補助金518万円の補正予算をお認めいただき、漁業者の負担軽減を図ったところであり、新年度についても、今年11月の秋サケ定置網漁の状況を見て対策を検討してまいりたいと考えております。

また、今年度のシシャモ漁につきましても漁獲量が落ち込み、秋サケ定置網漁の不漁と重なり、漁業者及び漁業関係者は、先行きに大きな不安を感じているものと思っております。

このような状況が続きますと、漁業の担い手が減るなど、町の水産業が衰退していくおそれがあり、衰退を防ぐためにも、今、町の水産業の活性化と振興のために、新たな対策を講じなくてはならないときと認識をしているところであります。

新年度予算においては、これまでの既存事業に加え、大樹漁業協同組合等が新規に実施する「資源管理と増殖」、「漁業経営の改善」、「流通と消費拡大に向けた取り組み」に対して支援する漁業振興事業を新たに予算計上しております。

具体的には栽培漁業など、大樹町の海に合う新たな水産資源の調査研究、水産加工品の販路の拡大などの積極的な取り組みに対し、町がしっかりと支援を行い、さらに事業展開に至るまで継続して支援することで、町の水産業の活性化を図ってまいりたいと考えています。

2点目の「国と道との連携をどのようにすすめていくか」についてであります。ハード事業では、国及び道において、浜大樹・旭浜、両漁港の施設の再整備や漁船航路の浚渫が行われているほか、沖合にてタコやツブなどを対象とした魚礁・産卵礁の設置が継続して実施されているところであります。

また、ソフト事業では、道から技術的な指導を受けながら「エゾバイツブ増殖事業」や「ホッキガイ増殖事業」、シジミ保存会の活動に対する支援が行われているほか、十勝管内沿岸4町・3漁協による「マツカワの増殖事業」や「シシャモの調査事業」なども、道と連携して行われているところであります。

今後も、国や道、十勝管内沿岸4町・3漁協が連携を密にし、先進事例や新技術などの情報収集を行い、新たな事業展開を含めた漁業振興につながる有効な取り組みが推進されるよ

う、町としても積極的に協力と支援を行っていく考えであります。

3点目の「将来に向けた漁場に関する環境の改善（環境汚染、漁民の森、流木対策）」についてであります。環境汚染、流木対策については、毎年行われております十勝圏活性化推進期成会主催による地域政策懇談会などで、国、道に対し、流木やごみなど海岸漂着物の迅速な処理、また、河川上流におけるスリットダムの早期建設を要望しているところであり、今後も継続して要望を行い、国、道と連携して、漁場の環境改善に努めていきたいと考えております。

また、平成17年からは、大樹漁業協同組合主催による漁民の森植樹祭が行われております。植林は、林地の荒廃と陸から海への砂や土壌の流出を防ぐ重要な役割を果たし、豊かな漁場の回復に有効であるので、これからもこの活動に関係機関とともに支援をまいります。

4点目の「雇用確保を含めた加工事業促進の考えはあるか」であります。2004年に大樹漁協のサケ加工施設が完成し、現在では、塩ジャケやイクラ、シシヤモ、ツブ、ホッキなどの加工を行っており、バリエーションも多く、その製品は好評を得ていると伺っております。

雇用確保を含めた加工事業の促進については、先ほど申し上げました新規事業の漁業振興事業により、前浜での栽培漁業など新たな水産物資源の調査研究、販路の拡大が生産加工品製造などの事業展開の見通しが立った段階には、町が加工場の増設等をさらに支援していくことで雇用が広がり、町の水産業全体の活性化につながるものとも考えております。

#### ○議 長

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

ありがとうございました。

繰り返しになるかもしれませんが、私は、大樹町は北海道でも数少ない農業、林業、漁業が、第一次産業の三本柱が介在して、立派に活動しているというか、頑張っている三本柱がそろった町であり、そのうちの一つ漁業は町にとって大切な産業でありますので、大樹だけではありませんが、北海道の漁業を町や国、道が一体となって、あらゆる対策を講じて守らなければいけないと。それは、今が一番大切な時期だというふうに理解をしているところであります。

町長から考え方については、ほぼ同じだというふうな回答の中で受けとめをしていますが、回答の中に再度対策をどう講じていくのか質問させていただきたいというふうに思います。

最初に、認識と町独自の対策についてなのですが、まず議論の前に、実態として大樹町における漁業従事者の人口の推移について、どのように把握をしているか、伺いたいと思います。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

平成26年の5年前から推移のほうを説明させていただきます。

平成26年の漁業従事者は浜大樹で49名、旭浜で51名、計100名でございます。平成27年は、浜大樹49名、旭浜49名、計98名でございます。平成28年は、浜大樹48名、旭浜49名、計97名でございます。平成29年は、浜大樹45名、旭浜で49名、計94名でございます。平成30年度は、浜大樹で45名、旭浜で45名、計90名でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今の答弁で、実態としては従事者の人口の移動が少ないというふうに理解をしました。

それを受けまして、何点かお聞きしたいと思います。

最初に、大樹漁業の実態の中で秋サケ漁に関連して伺いたいと思います。今、従事者の数につきましては大差ない状況がわかったのですが、大樹漁協の漁獲高であります、私の理解としては、秋サケ漁が豊漁期には大樹漁協の漁獲高が15億円を大きく超えていたように認識をしているのです。大ざっぱでよろしいのですが、過去大体10年ぐらいの漁獲高の推移については把握をしていらっしゃるでしょうか。特に2019年度においては現時点でも推定でどのくらいになるというふうに承知をしていますか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

申し訳ございません。取扱高数量で答えさせていただきます。過去5年となりますが申し訳ございません。平成27年で取り扱い数量が1,418トン、平成28年で804トン、平成29年で304トン、平成30年度で457トン、令和元年で479トンとなっております。金額につきましては、平成27年は、7億408万3,000円でございます。平成28年につきましては、4億6,847万円でございます。平成29年につきましては、2億9,543万9,000円でございます。平成30年度につきましては、2億9,583万8,000円でございます。令和元年につきましては、2億8,300万円の見込みでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

### ○菅敏範議員

これは、秋サケ関係だけですよね。

二つ目に、町長に伺いたいのですが、今の説明でも平成27年の7億400万円ぐらいから、例えば、ことし2019年の推定で2億8,000万円という状況なのですが、ほかに他の魚種を入れたらもっとあると思うのですが、深刻な事態を迎えており、大樹漁業組合が安定した経営を維持できる漁獲高、それは秋サケだけではなくてほかの魚種も入れて、最低、大ざっぱでいいのですが、どのぐらいあることが利益を生むギリギリというか、どのぐらいだというふうに理解をしていらっしゃいますか。

### ○議 長

酒森町長。

### ○酒森町長

今、秋サケの水揚げ高の推移については説明をしたとおりであります。確かに私も記憶していますが、15億円程度の漁組の売り上げがあった段階から、今はもう激減しているという状況であります。個別の漁業者に考えていけば、今は何かマグロ関係の補給金みたいな制度がございまして、その基金からの補填があるということで、正直、この漁獲高の減額に対してみれば、漁業者はある程度の補給金の支給があるということは聞いております。ただ、売り上げが少ない分、実は組合本体の経営が非常に厳しいという状況があります。

一概に、このぐらいの水準だということろはなかなか比較もしづらいですし、お答えもしづらいですが、平成27年当時に取り扱った漁組の取り扱い金額11億2,000万円という金額があるのですが、おおむねそのぐらいが漁組の経営の規模としては望ましいのではないかなというふうに、私は今ご質問があったので考えたところです。正確なところについては、正直、漁業協同組合のほうに聞かないとわからないということについては、ご理解ください。

### ○議 長

菅敏範君。

### ○菅敏範議員

ただ、15億円ときは多分、漁業組合も経営が黒字でいろいろな基金を持って運営していたと思うのですが、現状でいうと非常に厳しくて、ひょっとしたら赤字経営に陥っているのかなというふうに推測せざるを得ない状況にあると思っています。

今、町長のほうからもお話がありましたが、秋サケだけでなく、例えばシシャモ、毛ガニなどのその他の漁獲量が回復するなりしていかないと、漁業協同組合の経営だけでなく、漁業者の生活も成り立たないのではないかなというふうに考えています。

それで、冒頭申し上げましたように、やはり大樹の大切な産業であり、町を挙げて守り抜かなければならないというふうに考えているところであります。ここは、大樹の大切な産業で、町を挙げて守り抜かなければならないという考えは、私は個人的には強く持っているのですが、再度、町長に同じ考えでいいということによろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段の答弁でも説明をさせていただきましたが、農業、林業、漁業、いずれも大樹町の基幹産業でありますので、どれを欠くわけにもいかないというふうに思っております。両港も含めて前浜で従事する漁業者の今後の漁業活動をどうやって振興していくかというところは、町の重要な取り組みの一つであるというふうに認識をしておりますので、今後も前浜の漁師たちが前浜で安心して生活していけるような、そういう漁業を確立していくことが大樹町の使命であるというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

了解をしました。

それから、次に、今年不漁になる特例措置で上昇した負担率の2%、518万円を補助金として助成したのですが、町長の回答の中でありましたように、あってはいけないと思うのですが、新年度も定置網漁の状況によっては対策を検討したいというのであれば、今年もその場合には補正で対応するという考えでよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今年度、上昇した2%の負担分について補正予算をお認めいただいたときにもご説明を申し上げたというふうに思いますが、新年度においても漁獲の状況に応じて、そういう同様の事例が出れば補助をしていきたいなというふうに思っております、そのときは改めて予算化も含めて検討したいなというふうに思っております。

管内の状況では、当初予算で計上しているというところもあろうかと思いますが、私どもは状況を見ながら対応していきたいという方針であります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

次に、シシャモの漁についてお伺いをしたいというふうに思います。

シシャモ漁も大樹の町にとっては非常に貴重な資源であり、大切な魚種だというふうに理解をしているところであります。それが、かつてない全道的には非常に落ち込んだという状況ですが、聞くところによると、たまたま大樹は落ち込みが、他に比べてそれほど大きくなかったということですが、大樹で漁獲され水揚げされたシシャモが、先ほど回答にもあった地元の加工処理もされているのですが、町外へ生のままで買い取られる量が多いというふうに聞いているのですが、これはそういう実態なのか。町で加工処理される分と、町外に向け

て販売される分の比率なんかわかるのであれば、教えていただきたいと思います。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

シシャモも大樹にとって貴重な資源ではありますが、申しわけありません、ちょっと手持ちの資料でも取り扱い数量はわかりますが、町外に行っている部分とか加工に回っている部分というのは、今資料がございませんので、後ほど漁業協同組合のほうにも確認した上で資料を提出させていただきます。よろしくお願いします。

**○議 長**

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

わかりました。なぜそのことを聞いたかという、私個人的には、できれば大樹で水揚げされたシシャモを地元で加工して、地元で販売できることが一番望ましいのではないかと、いうふうに思っています。そのことが大樹の漁業者の収入も増えるし、加工の労働力確保、それからいろいろな面でメリットがあるというふうに思っていますので、その対応につきましては、また歩きながら議論をさせていただきたいと思っています。

次に、町の具体的な対策として、今年度、漁業組合が考えているいろいろな事業に対して予算計上したということですので、漁協が新規に実施する栽培事業で、新たな水産資源の調査研究、水産加工品の販路拡大の支援をするということで、具体的な内容と支援するために計上した予算について伺います。

**○議 長**

佐藤農林水産課長。

**○佐藤農林水産課長**

ご説明いたします。

令和2年度に予定しております漁業振興事業でございますけれども、こちらのほうは、三つの事業に分けておまして、資源管理、資源増殖事業、こちらのほうは水産資源の適切な維持管理と持続的利用の確保を目的とした取り組みとして種苗生産、放流育成の場を確保するための取り組みなどを想定してございます。

2番目の漁業経営改善事業でございますが、こちらのほうは効率的かつ安定的な経営を目指し、コスト削減を通じて経営改善を目的とした取り組みでございます。こちらのほうは、新たな技術の導入、協業化、共同経営方式の導入などを、また省エネルギー化によるコストの削減を想定してございます。

3番目に、流通消費拡大事業として、付加価値向上や適正な産地価格の形成を目的とした取り組みでございまして、新たな流通への取り組み、販路開拓、拡大、ネット販売など消費者への積極的食育啓発、ブランド化などをするとともに、産地における品質管理、高鮮度流通など、冷却装置の活用などにつきましてITを導入した処理機能の合理化を想定している

ところでございます。

より詳しく申しますと、資源管理、資源増殖事業につきましては、ホッキガイの桁網漁に混ざる高級貝の資源管理、資源増殖の取り組みを想定してございます。漁業経営改善事業としましては、旭浜漁港での養殖事業の可能性を調査研究、検討するものでございます。3番目の流通消費拡大事業では、ホッキのブランド化など市場単価の向上につながる取り組みを検討しているところでございます。

いずれにしましても、漁協が取り組む内容でございますので、漁協と協議しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

金額につきましては、研究機関との打ち合わせなどで17万円、市場調査で10万円、調査研究用資材購入費で37万円、研究費、人件費で300万円、調査用の機材借入れで36万円、計400万円のうち2分の1を補助する予定でございます。

以上でございます。

## ○議 長

菅敏範君。

## ○菅敏範議員

とりあえず、今年度の分はわかりました。今後、この活動に対する支援については、ぜひ先ほど町長からもありましたように、支援していくということですから、次年度以降も、その支援をより一歩前に向いた形でぜひお願いをしたいというふうにして、今後の議論にしたいと思っております。

それから、国、道の連携なのですが、これが非常に大事な分ですが、これは町の考えだけではいけないので、ここは町長が、回答にもありましたように、十勝4町・3漁協と一体となって力強い要請活動をぜひお願いしたいということで、具体的な内容についても今後の議論にしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それから、漁場の環境の関係の中で、例えば十勝圏活性化推進期成会主催の地域政策懇談会で国や道に対して流木やごみ等の海岸漂着物の迅速な処理、河川上流におけるスリットダムの建設をお願いしていると。このことはお願いしていると承知しているのですが、なかなか前に行かないというのが実態であります。これは議論をしていると時間がかかりますので、十勝でも、昨年、令和元年度に1基か2基できたという情報もありますので、漁協と相談をして、大樹町の荒れる河川の流木対策にぜひ前向きに取り組んでいただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それと、最後に、加工品の販路拡大については、僕が先ほど言いました、シシャモの加工品を道外に販路を拡大することをぜひ視野に入れるべきではないかというふうに思っているのですが、これは漁組や漁業者の考え方もあると思いますが、そのことが加工して付加価値をつけて販売することが大切でないかというふうに思っています。町長、そのことについて漁組と意思疎通を図りながら対応していくという考え方はおありでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前浜でとれた海産物を加工して組合の事業として物販するという、それが組合の経営にも大きく貢献をするというふうに思っていますし、何よりも雇用の面で漁業者の収入になるということも含めて、重要な役割があるというふうに思っております。販路については、十勝管内のシシャモの協議会が千歳空港などで試食も含めてPR活動を行っておりますし、管内の秋サケの団体が札幌駅で毎年販売のPRも含めて行っているということもありますので、道内道外を問わず、これからもあらゆる機会を通じて大樹の前浜でとれる魚介の消費拡大に向けて取り組んでいきたいなというふうには思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後と言いましたが、環境問題でお願いだけ、今日はさせていただきたいと思います。海洋汚染が深刻な状態にあるというふうに言われています。ここは、言うまでもありませんが、その原因をつくっているのは人間社会であるというふうに思います。大きなことを言うわけではありませんが、地球上に住んでいる人間一人一人が同じ考えで対応すれば、ここは少しずつでも改善がされる事案だというふうに思っています。それは、誰もが思っていることだというふうに思いますが、なかなか進まないのが実態であります。

大樹の前浜を汚さない、それから大樹の川を汚さない、こういう取り組みを町として少しずつでも住民に呼びかけて対応していくことが僕は大事でないかというふうに思います。地球規模で話題になっているプラスチックごみの問題等々含めて、それを我が大樹町の住民が、それを放置しない、海に流れていくのだからいいというような考えで、川とか海に遊びに行っただけで捨てないという、そういう小さなことからでもここは取り組んでいくことが今後の一つの課題でないかというふうに思います。

最後に蛇足ですけれども、このピンチをできる限り迅速な対応でチャンスに変えていくことが大樹の貴重な産業である漁業を守ることになるのだということを全体で理解をしていくことが大事でないかというふうに思います。

お願いなのですが、ここでやめるためには、これ以上深く話しませんが、ぜひ一つは検討していただきたいのは、この漁業問題を考えていく町民というか、対策協議会なんかをつくっていくことも一つの方法でないかと思います。過去には農業問題で農畜産物の自由化反対行動、そしてTPPの問題等では町が先頭に立って町民ぐるみの取り組みをしてきた経緯があると思います。そこまでのいかないにしても、町民が関心を持って大樹の産業を守ることに取り組めるような体制をつくっていただければなということをお願いして、背中がだんだん早くやめろというふうに感じますので、終わりたいと思います。

ぜひお願い分はよろしく検討していただきたいということで、質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

さきに通告いたしました「小中学校のプログラミング教育と学校運営の今後の考え方について」町長及び教育長にお伺いをいたします。

少子高齢化・グローバル化・高度情報通信技術の進展等、社会が急速に変化する中で、教育環境にも影響が出てきています。「学習指導要領」の改正は約10年ごとに行われており、2020年、ついに小学校でもプログラミング教育が必修化されます。その現状と課題対応についてお伺いしたいのと、少子化に伴う学校運営（教員配置・地域連携教育）の今後の考え方について、まず7点ほどお伺いいたします。

1番ですけれども、今後5年間（令和2年から令和6年度）の小学校の入学予定者数についてお願いをいたします。

2点目ですけれども、小学校のプログラミング教育のA分類・B分類・そしてC分類、最近になりまして一部改正も出ましたので、それについての詳細をお聞きいたします。

3点目ですけれども、文部科学省の計画では、令和5年度に1人1台の端末整備（PCタブレット）を実現することとしているが、町の考えはどうか、取り組みについてお伺いいたします。

4点目ですけれども、児童生徒1人1台の端末整備の考えから、高速大容量の通信ネットワークを一体化整備する「GIGAスクール構想」の実施を考えているのかお伺いをいたします。

5点目ですけれども、教員の「働き方改革」の一つに施行日を令和3年4月とした1年単位の變形労働時間制に関する労働基準法の規定が適用されるが、大樹町の考えはどうかお伺いいたします。

6点目ですけれども、今後、入学予定者数から小学校低学年（1・2年生）の教員配置、現行基準がありますが、町独自の基準設定の考えと、特別支援教育支援員の小学校7名、中学校1名の実現についてお伺いしたいと思います。

最後に、平成24年度から道教委の「学校力向上に関する総合実践事業」で大樹小学校は指定校に指定され、平成23年の加配1名を含めた教員4名、事務職1名が加配配置されています。次年度からは広域化指定校から広域化になるため、総合事業が変更されるのですけ

れども、それに伴う教員配置数、学習指導、地域連携教育等へのメリット、デメリットについてお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員ご質問の「小中学校のプログラミング教育と学校運営の今後の考え方について」お答えいたします。

1点目の「今後5年間の小学校の入学予定数」ですが、出生児数などから、令和2年度の新一年生は43名、3年度は38名、4年度は45名、5年度は41名、6年度は33名を見込んでおります。

2点目の「小学校のプログラミング教育の分類の詳細」ですが、A分類・B分類は学習指導要領に例示されているかいないかの違いはありますが、どちらも学習指導要領で示されている各教科等の内容を指導する中で、プログラミング的思考を育むことや、情報社会がコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピューター等を上手に活用して身近な問題を解決するなど、各教科等での学びをより確実なものにするための学習活動であります。

一方のC分類では、各教科等に位置づけているものではなく、創意工夫によりさまざまな取り組みを実現する学習活動であると認識しております。

3点目、4点目の「端末整備の実現に向けた町の取り組み」及び「高速大容量の通信ネットワークGIGAスクール構想実施の考え」ですが、昨年12月に公表されたPISA（ピサ）2018では、日本の科学的リテラシー、数学的思考力は、国際的にトップクラスですが、読解力については、平均得点・順位が前回調査から低下しました。その要因の一つとして、今回の読解力調査では、コンピューター使用型調査用に開発された新規問題が多く、これまでの「読解力」に加え、「情報活用能力」も求められる問題であったことも挙げられております。児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより、新しい時代の教育に必要な子供たち一人一人の個別最適化と、想像力性を育む教育に貢献することができます。

活用例として、例えば一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有し、双方向で意見交換する協働的な学びや、遠隔教育の例として入院中の子供と教室をつないだ学びなど、学習機会の確保が可能となります。

また、デジタル教科書の本格的な導入の時代が間もなくやってきますので、GIGAスクール構想の整備を急ぐ必要があります。

Society（ソサエティ）5.0という新しい時代を見据え、大樹町の子供たちにとって、よりよい教育環境を実現するため、今後「1人1台端末環境」は、必要不可欠なものであると考えております。

5点目の「教員の1年単位の变形労働時間制に関する労働基準法の規定における町の考え方」ですが、国の制度改正に伴い、令和3年4月1日施行に間に合うよう、教育委員会規則を改正する考えでございます。

教員の長時間勤務解消のためには、勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の推進などの取り組みが必要であり、長期休業期間中における学校閉庁日の設定や、休憩時間の確保を含めた適切な勤務時間の割り振り、变形労働時間制などの制度が有効であり、今後も教員の適正な勤務管理が徹底されるよう、職場環境づくりに努めていきたいと考えております。

6点目の「小学校低学年の教員配置基準と町独自の基準設定の考えと特別支援教育支援員の考え方」について、最初に教員配置基準ですが、学級編制及び教員定数は、法律に基づき教員の任命権者である北海道教育委員会が基準を定めています。この基準では、小学校第1学年と第2学年及び中学校の第1学年は特例で「少人数学級実践研究事業」に基づき、1月級35人の児童生徒による学級編制となるもので、35人は1学級の上限人数ですので、これを1人でも上回れば2学級になります。学級数が増えれば教員も増員されますが、逆に学級数が減ると教員数も減り、1学級の児童・生徒数が極端に増え、過密な状況になってしまいます。

今後、この配置基準の見直しを行わなければ、出生児の減少及び転出などにより2学級を維持することが困難なことが予想されます。また、令和2年度から小学校の新学習指導要領が全面実施となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められております。きめ細やかな指導の充実を図るため、特別支援教育支援員の拡充とともに、他の市町村で既に実施している町費負担による教員を採用するなどの取り組みを早急に検討していかねばならない、まさに待ったなしの状況であるとの強い危機感を持っております。

7点目の「学校力向上に関する総合実践事業メリット・デメリット」ですが、大樹小学校では道内7市町とともに平成24年度に「実践指定校」の指定を受け、連携校の大樹中学校とともに、先進事例を十分踏まえた包括的な学校改善と実践的な校内研修を行い、学校の総合力を高める取り組みを行ってきましたが、従来の制度が変更され、「学校指定」が令和2年度で終了し、今後は「地域指定」に移行されます。大樹小学校では、引き続き指定を受けべく広尾小学校、豊似小学校との「連携型」の指定校を目指し、現在、協議を進めております。本日、内定の通知が届いております。

今後、指定を受けるに当たって、教育活動の質を高める取り組みや若手教員の指導力の向上、組織的な教育力の向上などが期待できますが、加配教員の役割の明確化・効果的な活用方法の確立とともに、加配教員に頼らない学校力の向上・人材育成につながる取り組みが今後の課題であると考えております。

広域化のメリットは、他町との連携により指導主事の助言を含めた学ぶ機会の増加が挙げられます。

デメリットは、現在配置されている加配教員を大幅に削減し、道教委が小学校3年生・4

年生までに拡大しようとしている35人学級へ回される見込みです。

そのため、大樹・広尾で学校力の向上にかかわる加配教員がたった1名になってしまうことが一番の大きな痛手でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

教育長に引き続き、3点目の「端末整備の実現」と4点目の「GIGAスクール構想の実施」についてお答えをいたします。

ただいま、教育長からも答弁があったとおり、1人1台の学習用端末の整備と高速大容量の通信ネットワークの整備は、大樹町の子供たちにとっても必要不可欠であると考えております。

高速大容量の通信ネットワークの整備における財政措置については、国庫補助金が50%交付されること、残りの50%については、交付税措置のある学校教育施設等整備事業債及び財源対策債を借り入れることにしており、一般財源は事業費の20%程度となるものであります。

端末の整備における財政措置については、1台当たり4万5,000円を上限とした定額の補助制度があるため、同制度を活用して導入したいと考えております。

国が求める「GIGAスクール構想」を大樹町でも実現するために、補助事業等を活用しながら、積極的に進めてまいりたいと考えています。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、まず最初に、教員の働き方改革についてお聞きしますが、教員の1単位の変形労働時間制に関する労働基準法の制定にかかる町の考えですが、答弁の中から変形労働時間制の制度は有効であり、今後も教員の適正な勤務管理が徹底されるよう職場環境づくりに努めていきたいと考えている内容から、令和3年の施行に合わせて、これは地方公共団体においては、条例や規則等の制定が必要となるのですけれども、積極的に取り組んで導入を考えているという考えでよろしいのでしょうか。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

在校時間等の上限時間数についてでございますけれども、任命権者であります北海道が条例を改正し、道教委が教育委員会規則を改正し、それを受けまして服務監督者である各市町村教育委員会において規則を定めるよう文部科学省から求められていることから、現在、教育委員会の規則を改正する方向で検討しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、行政ではそういう形で条例を改正しながら規則をただしていくのはわかるのですけれども、もう一つ気になっているのは、今現在取り組みの中で、これも働き方改革の一つと考えますけれども、昨年1月に発足したCS（コミュニティ・スクール）の関係ですけれども、これもコーディネーターを中心に地域、学校、運営協議会が地域で育てる協働活動の観点から、それぞれの地域の方々が得意分野とか技能分野で、例えば書写だとか家庭科のミシン、裁縫、それと体力テスト、冬期の体育の授業等を取り組んでいるのですけれども、これらの取り組みによって教員の働き方改革に反映されているのか。

どうも見ていても、教員側の評価反応が希薄状態に見えるのですよね。もう少しお互いに風通しよいくかないと、規則はやるけれども地域でコミュニティー事業、地域の方が絡んでいるのですけれども、その辺がなかなか見えてこないのですけれども、もう少し何とか教員側の評価反応が欲しいのですけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

本年度、専門的な学部講師に教えていただきまして質の高い教育活動の提供等コミュニティ・スクールには大きな成果があったものというふうに思っておりますけれども、学校運営協議会が昨年立ち上がったばかりということもありますので、この取り組みを徐々に教職員にも浸透を図っていき、地域とともにある学校づくり、町民総ぐるみの教育を通して教員の働き方改革につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、そうしていただかないと、一生懸命地域の方が学校に出向いてやっているのですけれども、これが少しでも先生方が児童生徒に向き合う時間が増えるのであれば大きな成果があると思うのですね。それが一番大前提だと思うので、その辺ひとつよろしくお願ひしたいのと、あと、高校も今年の春から学校運営協議会を立ち上げて4月からは小中高連携の運営協議会がスタートするので、そういうことも今後は楽しみにしたいなと思っております。

次に、端末機の導入についてお伺いしたいのですけれども、答弁から大樹町の子供たちにとってよりよい教育環境を実現するため、今後1人1台の端末環境は必要不可欠なものと、そういった内容の答弁をいただきました。

それで、平成30年度に中学校の事業費1,080万円で47台、令和元年度に小学校で事業費1,639万円、33台を議会で議決したのですけれども、残りの端末台数、これは

平成31年度の当初の児童数からいくと、普通学級、支援学級を含め小学校では4月時点で276名、中学校では124名の状況から、これを令和元年度までに全てタブレットを1台ずつそろえる計画なのか、またその財源についてお聞きしたいのですけれども。

○議長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

まず、端末整備でございますけれども、GIGAスクール構想の事業に乗りまして整備を図っていききたいというふうに考えています。なお、整備に当たりましては、年次計画を策定しまして、4カ年で一巡するような計画を立てまして、端末整備を図っていききたいというふうに思っております。

具体的には、令和2年度には小学校5年生と6年生、そして中学校1年生、令和3年度には中学校2年生と中学校3年生、令和4年度には小学校3年生と4年生、そして令和5年度には小学校1年生と2年生の整備を進めるべく、今計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。要するに、令和5年度には全てそろえるということなのですから、今財源のことのご説明がなかったもので、後でまた聞きます。

それで、端末整備の実現とプログラミング教育に向けてのGIGAスクール構想についてですけれども、高速大容量の通信ネットワークは、国の財源措置は令和元年度と令和2年度の2カ年の財源措置しかないと聞いております。国は大体1校当たり1,500万円程度と見込んでいるのですけれども、これは先ほど、町長は必要だということなのですから、大樹町の小中学校で整備するとどの程度の事業費になるのか、ちょっとその辺聞きたいのですけれども。

○議長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

今現在、業者の見積もり等々の内容でございますけれども、ネットワークにつきましては、校内LAN整備と、あと電源キャビネットの工事を合わせた小学校、中学校の2校の合計で約5,300万円ほど見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうですね。事業費が双方でやるとしたら5,300万円ほどかかるのですけれども、

先ほど町長の答弁の内容から、国庫補助金で50%の交付がされ、残りの50%については交付税措置でやる学校教育施設等の整備事業債とか財源対策債の借り入れることとしていくということなので、一般財源では事業費の約20%になるという内容から、この5,300万円は具体的にどれぐらいの金額数字になるのか、もし数字が出ましたらお願いいたします。

○議長 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

今現在、国から内示を受けておりませんので、先ほど言った事業費の全額が補助事業の対象になると仮定しますと、一般財源は約1,060万円ほどのものになるというふうに見込んでいます。

以上でございます。

○議長 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

一般財源で1,060万円になるのですけれども、一度全部払って、それから交付税措置を受けるということで、結構大きな金額になるのですよね。

それで、令和5年度に向けて、国は小学校でのプログラミング教育の必修化に向けて端末の整備、GIGAスクール構想のハード面の整備ですが、今のところプログラミング教育は学習指導要領ではまだ具体的な学年、授業内容に関して明確に、この内容でと決められていない状況の中で、令和2年度までに整備をするのかについてお聞きをします。

○議長 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

このGIGAスクールの関係でございますけれども、ネットワークの整備につきましては、令和元年度の補正予算におきまして国のほうで全校分の所要額を計上しております。この令和元年度中に交付決定ができない場合は、令和2年度の事業として繰り越され、実施されます。このため、令和3年度以降の実施を計画している場合は、補助金の対象になりませんので、令和2年度までに整備を行いたいというふうに、今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

令和元年度までには、国は子供1人1台をそろえたいというのですけれども、中身はまだ

何も決まっていないのですね。多分、学年も現場の先生が大変な苦勞をされて、今何をやっていいかわからない状況の中で、本当に5,300万円も投資して進めていくことが本当に大事なのかなと思っております。

それで、財源措置なのですけれども、これは令和元年度と令和2年度の2年間のみの中なのです。今これからやろうとしているのですけれども、現時点では、実施に当たり令和2年度の予算の計上になると思うのです。例えば直近で、すぐヒアリングでオーケーをとって、令和元年度の予算措置されるのであれば、多分、今3月中に補正措置がされて、恐らく繰越明許費で取り扱いになるのかなと予想しているのですけれども、現段階では令和2年度の当初予算になると思うのですけれども、しかし令和2年度の当初予算には盛り込まれていないのです。こういったお金が5,000万円もかかるという中で。多分これは庁舎と一緒に、後からの追加補正予算になると思うのですけれども、なぜ当初予算額に盛り込んでいけないのか。それについてお聞きしたいです。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

国が、想定している中規模校の事業費というのが1,500万円というふうになってございます。大樹町の今の見込みの事業費ですが、1校当たり2,000万円を超えている状態でございます。国の想定する事業費を超えた自治体は、国のヒアリングを受けてその後、国から内定を受けることとなりますが、まだそのヒアリングが未定のため、事業費を確定することができないことから、当初予算計上は見合わせて、事業費確定後、令和2年度の見込みでございますけれども、補正予算にご提案させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。ということは、来週から特別委員会を開催するのですけれども、予算は議決されるかどうかわかりませんが、それプラス今回のGIGAスクール構想の予算と、もう一つ気になっているのは、先ほど言った庁舎の関係も、結構ボリュームが膨らむと思うのです。

それで、先ほど具体的に事業費が約5,300万円かかるのだよという説明があったのですけれども、しかし、それだけでは終わらないのですよ、この事業は。端末機導入に対しては先ほど町長から答弁ありましたように1台当たりの4万5,000円を上限とした定額補助なのです。4万5,000円以上を超えた分の差額は自分たちで払わなければならないと思うのですけれども、それにプラス、導入に伴う設定料、セキュリティー、そのサポート業務、ソフト、購入、管理等の経費が多分相当かかるのです。それと、端末機ですから、

5年から7年使ったら更新していかなければならない。その更新経費は、多分今のところは国の財政は何もないので、今のところは自治体負担になると思うのですけれども、これらの費用もちゃんと積算しているのかどうかをお聞きしたいのですけれども。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

今現在、設定料やセキュリティー、そしてソフトやサポート料など、まだ業者と十分に打ち合わせをしておりますけれども、本年度、令和元年度に小学校にタブレットを33台導入しております。そのときの設計では、ソフト関係で1台当たり約7万円、そして設定料については約2万円程かかっておりますので、今回導入するに当たって、同等の経費がかかるものであるというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということは、例えば今説明の中で、ソフトに1台7万円、設定料に2万円、そうしたら今の説明でいくと1台当たり9万円かかるのですよね。それで、今後5年間の間に全部そろえたとしたら、最低でも200や250台、支援の子供まで入れると恐らく約300台のパソコンが必要となるのですけれども、単純に計算して9万円で200台そろえても約1,800万円、300台で2,700万円という数字になるのですよ。これは、到底自治体では賄い切れないと思うのです。

それで、町長にお伺いしたいのは、今言いました自治体では到底賄う数字ではないのですよ、これは。そういう厳しい状況から、町長がやりたいというのはわかるのですけれども、町長には今後そういうことを含めて、町村会、道教委、文科省、国、道に働きかける要請とか運動が必要でないかと思うのですけれども、それについて町長、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回のGIGAスクール、またはパソコン、タブレットを子供たち全員に平成5年までに環境を整えるという国の方針に基づいて大樹町も今計画的な導入を図っていこうというところで取り組みをスタートしているところでもあります。

実は私、日本教育再生首長会議という会議に加盟を昨年いたしました。その会議の中には、福島県の相馬市立谷市長、または栃木県大田原市の津久井市長も加盟をしております、教育の関係で非常にいいから、町長もというお誘いも受けて入ったところです。

昨年12月に萩生田文部科学大臣の講演、またはその後の懇談会がございました。その中で、出席をしている参加をしている首長のほうから今まさに議員がご指摘の部分、4万5、

000円まで価格を下げた端末を国がいろいろな教育できるメーカーに相談をしてやったということについては評価をします。ただ、議員がおっしゃるとおり、ソフトの部分、または機械なのだから入れても5年か7年後には更新しなければならないと、そういうところを問題提起された首長もいらっしゃいますし、その会議の中で総意として文部科学大臣のほうに5年後の更新に当たっても国がしかるべき財源を確保して対応してほしいという申し出をもう既にその会議の中で行っておりますので、あらゆる場面を通じて、必要な部分についてはオール十勝で、オール北海道で、そしてその会議の中でも、今後の財源確保も含めて要請をしていくことは必要だなというふうに強く思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、酒森町長にはそれについてはしっかりとやっていただきたいと思います。

これまではちょっとハードの面についてお話したのですけれども、これからはちょっとソフトの面でお話したいと思います。

小学校の低学年の教員配置基準ですけれども、教育長の答弁から小学校は令和2年には43名からスタートして令和6年には33名の入学予定者数で、これは出入りがありますので、そうすると、先ほど答弁ありました数字というのは、普通学級と支援教育学級を含めた予定数と理解してよろしいでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

はい、そのとおりです。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうしますと、今の段階でも、予定者数の約12%から17%ぐらいは特別支援学級を希望する親が多いのですね。ということは、今の定数で単純に掛けていきますと、本当に35人学級を維持するのは厳しい状況だと思います。

そういったことから、補助金を見据えた端末機だとかGIGAスクール構想のハード整備もいいのですけれども、答弁からも令和2年度から新学習指導要領が全面実施され、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善が求められると。特に、特別支援学級の拡充とともに、他の市町村で既に実施している町費負担による教員を採用することなど、取り組みは早急に検討しなければならない。また、学力向上に関する総合実践事業も令和3年度から地域指定の移行に伴い、加配教員が1名になることから、なかなかそういったことの中で学習指導要領等の内容からも、学校現場、教育行政のこれは本音だと、町長の答弁からも推察いたします。

やっぱり町独自の教員配置基準制の取り組みを検討し、パソコンもいいのですけれども、生徒対パソコン、IT、人工機能では得られない、例えば人と人、教員と児童生徒のつながりのある生きた生のプログラミング教育、子供によっては一人一人得意分野も知性も能力も生活環境も違いますので、そういった合ったプログラミング教育が大前提と考えるのですけれども、教育長はぜひ、まさに大変な時期に来ていると、すぐやりたいという表現を私は受けているのですけれども、その辺は、町長はどのように考えているのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

令和2年度の予算協議の中で、これからのこういう方向が出てくるのでこういう対応をしていかなければならないということは、教育委員会、教育長のほうからも話があったところです。令和2年度に向けて、また年度が変わりまして各それぞれのところと私どものほうで事業協議を進めてまいりますので、実際に町費負担による教員を採用していくということが想定されるのであれば、テクニカルのところも含めて、または人材を確保していくという方法も含めて、どういうことをやっていくかというのは、早い段階から検討して支障のないようにやっていかなければならないなというふうには思っております。

ただ、ちょっと懸念されるのは、こういうご時世でありますので、マンパワーを確保するというのはあらゆる分野で非常に困難を生じる、または学校現場で一斉にこういう形が進むとなると、そういう資格を持った方の奪い合いのようなどころも出てきますので、そういうところも、どういうふうに対応していくかということもありますし、私どもが今小学校に配置しております支援員の扱いについてもどう考えていくかということも含めて検討が必要だなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やっぱり奪い合いなのです。人がいないというのは確かです。ただ、うちは支援員もいますので、支援員というのは、資格免許は持っているのですよね。ただ、採用試験が受からないので、それは町として拾ってあげる、優秀な先生を拾ってあげる。そこで頑張ってもらおうと。その間で何とか採用試験を受けると。受けて、十勝に行くというのも、それで育ててやるのもいいことだし、その先生が将来的にもう一回大樹町で教壇に立ちたい、管理職で来たいとなれば、これは大歓迎だと思うのですよ。そういった人づくりも大変必要だと思うのですけれども。

町政の政策施策、または教育行政の政策施策は、第一はやっぱり各種の支援や補助といった目立たないソフト面の充実が大前提だと思うのですね、私は。それに伴い利便性とか効率性のうえから上物といった建物のハード面を整備していくことが一番の基本だと思うので

るのですけれども、こういった現在少子化に伴う出生数の現行からも、35人の1学級と、たった一人増えたことによって18人の2学級といったことを考えると、児童の公平性からも少人数学級の実現に向けて町独自の設定基準を予算すべきだと。今年度の令和2年度は無理なので、何とか令和3年度に向けて、多分令和3年度も危ない状況です。これがたまたま父兄の移動とかそういった中で、親の都合、社会の都合で1学級、2学級になるというのは、やっぱり子供にとってはかわいそうなのですよね。ですので、その辺は令和3年度に向けてきちんと協議していただいて、予算すべきだと思うのですけれども、最後にそれをお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど、これから事業協議の中でどういう方策を打っていくかというところを検討していくということは、答弁させていただきました。その先に、必要な部分があれば当然そういう形をやっていくための予算を確保していくということが出てくると思いますので、新年度からそういう取り組みについてはスタートをしていきたいなというふうに思っておりますし、まずは来週から行われます令和2年度の予算をお認めいただいた上で、事業協議に臨んでいきたいなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。やっぱりこれからは内容の充実した、まだ文科省は定まっていないのですけれども、せつかくハード面で整備しますので、できればですが、大樹町独自のプログラミング教育というのもある程度はつくっていくのもいいのではないかと思います。そうすることによって、少人数、習熟度別による丁寧な指導が充実されると思うのですよね。先生の配置も含めて。そういった低学年の独自の基準を適用して、徹底した基礎学力の定着とみずからの力で切り開いていく力をぜひ子供たちに養っていただきたいのと、それと、将来的には、先ほど言いましたけれども、高校も4月から運営協議会が発足しますので、幼小中高の連携教育のさらなる発展が、おらが地域、おらが南十勝とか、おらが町、おらが大樹、そういった自信の持てる児童生徒の育成、人づくりに今後も町長、教育長に期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了いたします。

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事運営の都合により、3月6日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、3月6日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時54分

# 令和2年第1回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月13日（金曜日）午前10時00分開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 予算審査特別委員会報告
- 第 4 議案第 22号 令和2年度大樹町一般会計予算について
- 第 5 議案第 23号 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算について
- 第 6 議案第 24号 令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 7 議案第 25号 令和2年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議案第 26号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 27号 令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第10 議案第 28号 令和2年度大樹町水道事業会計予算について
- 第11 議案第 29号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第12 議案第 30号 令和元年度大樹町一般会計補正予算（第8号）について
- 第13 発委第 1号 民族共生の未来を切り開く決議について
- 第14 委員会の閉会中の継続調査について

## ○出席議員（12名）

1番 寺嶋誠一	2番 辻本正雄	3番 吉岡信弘
4番 西山弘志	5番 村瀬博志	6番 船戸健二
7番 松本敏光	8番 西田輝樹	9番 菅敏範
10番 志民和義	11番 齊藤徹	12番 安田清之

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩

住 民 課 長	楠 本 正 樹
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務長	小 森 力
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	清 原 勝 利
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松 木 義 行
主 任	太 田 翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、  
5番 村瀬博志君  
6番 船戸健二君  
7番 松本敏光君

を指名いたします。

◎日程第2 行政報告について

○議長

日程第2 行政報告について、理事者より、先日の大雪や融雪による被害状況等の報告についての発言を求められておりますので、これを許します。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、今議会開会中の3月5日から6日にかけて発生いたしました発達した低気圧による被害状況について、ご報告を申し上げます。

気象状況の悪化による被害状況ですが、3月5日から6日にかけて発達した低気圧により、近年にない降雪となり、69センチメートルの降雪量となりました。この降雪により、農業被害が発生し、記載のとおりとなっております。被害に遭われました農業者の早期復旧を願っております。

また、この降雪に引き続き、3月10日には、この時期にはない大雨の予報が出され、町道の一部で若干の冠水がありましたが、幸いにも被害は発生せず、安堵しているところであります。

この降雨に伴い、北海道では道が管理するヌビナイ橋から相川橋にかけての道道を通行止めとしたことから、町では、帰宅困難者を想定し尾田コミュニティセンターを開放いたしましたが、利用者はなかったところであります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。

これより、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

出動回数は何回か、24時間やったのか、お聞きしたい。

○議 長

見回りですか。

○西山弘志議員

除雪車。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

3月5日から6日にかけての除雪の出動回数ですけれども、一応出動命令したのは3回、出動させていただきました。ただ、湿った雪と、また吹雪によって、実際は5回から6回程程度ぐらいの時間を要したと思っております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第3 予算審査特別委員会報告

○議 長

日程第3 予算審査特別委員会報告を行います。

去る3月3日の本会議において、予算審査特別委員会に付託した議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算から、議案第29号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算まで、以上8件についての審査が終了していますので、委員長から報告を求めます。

予算審査特別委員長、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和2年第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

1、委員会開催日、令和2年3月9日から11日まで。

2、事件及び審査の結果。

事件番号は、議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算についてから、議案第29号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで8件であり、本委員会における審査の結果は、8件全て可決といたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長

報告が終わりました。

なお、予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されておりますので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

#### ◎日程第4 議案第22号

○議長

日程第4 議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております令和2年度大樹町一般会計予算案に反対の討論を行います。

総務費、徴税費、賦課徴収費の十勝圏複合事務組合滞納整理機構への支出でございます。日ごろから滞納整理に町職員が力を合わせ、高い収納率を上げております。私は、町民の問題は町職員で解決していくことが重要と考えております。住民の事情をよく知る町職員にそれを担う力は備えていると認識しております。

このような理由から、滞納整理機構に回すことなく、職員で徴収するべきと考えて、本予算案に反対をいたします。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本予算は、安全安心な住民生活のための予算として、災害時の体制強化を目的とした防災行政無線デジタル化整備工事、町道改良舗装工事や橋梁の修繕、町営住宅の建設のほか、産業や経済の活性化、教育支援に係る予算が計上され、また、町の特色である宇宙のまちづくりを推し進める予算も計上されております。

一方、財政の健全性においては、昨年に引き続き財政調整基金などの基金からの繰り入れを計上しているものの、地方交付税や税収の増加により繰入額は減少しており、また起債借入額においても償還元金を若干超える程度に抑えるなど、持続的な財政運営に配慮した姿勢が認められ、十分に評価できるものと考えます。

以上のことから、令和2年度大樹町一般会計予算は、住民要望に十分応えられる内容であると考えますので、本予算に賛成いたします。

**○議 長**

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号令和2年度大樹町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議 長**

お座りください。

起立10人、起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 議案第23号**

**○議 長**

日程第5 議案第23号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第24号

○議 長

日程第6 議案第24号平令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算案に反対の討論を行います。

この制度は、発足当初から高齢者を区別することになるとして批判が多く、それまでの老人保健制度でよかったと考えております。また、今回2月の広域連合議会で保険料率の引き上げが行われました。後期高齢者医療の安定運用と言いますが、高齢者の不安を拭うことはできません。また、安定基金の積み増しと活用を求めます。

よって、本予算案に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ただいま議題となっております議案第24号令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築されたものです。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、12年を経過し、安定した事業運営が行われております。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収、対象者の加入・脱退

の届け出、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところです。

本会計においては、事業を円滑に進めるための適正な予算編成がされているところでありますので、本予算に賛成いたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第24号令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

お座りください。

起立10人、起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第25号

○議 長

日程第7 議案第25号令和2年度大樹町介護保険特別会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号令和2年度大樹町介護保険特別会計予算について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第26号

○議 長

日程第8 議案第26号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第27号

○議 長

日程第9 議案第27号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第27号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号

○議 長

日程第10 議案第28号令和2年度大樹町水道事業会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号令和2年度大樹町水道事業会計予算について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号

○議 長

日程第11 議案第29号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第29号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 3 0 号

○議 長

日程第 1 2 議案第 3 0 号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第 8 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 3 0 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町一般会計補正予算（第 8 号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ 1 億 2 9 6 万 8, 0 0 0 円の追加と、繰越明許費の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第 3 0 号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第 8 号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 2 9 6 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 0 億 2, 7 0 4 万円とするとともに、繰越明許費の追加を行うものでございます。

最初に、資料のほうで説明させていただきますので、4 ページをお開き願います。

総務費全体で 1 億 1, 4 9 6 万 8, 0 0 0 円の増。

財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料で 1, 2 0 0 万円の増。公共施設等に係る除排雪経費不足見込み額の追加でございます。

企画費、大樹町多目的航空公園機能拡充事業、役務費から工事請負費まで 1 億 2 9 6 万 8, 0 0 0 円の増。財源につきましては、地方創生拠点整備交付金事業の国庫補助金 5, 1 4 5 万 2, 0 0 0 円と、その他では、まち・ひと・しごと創生寄附金、企業版ふるさと納税の 5, 1 5 1 万 6, 0 0 0 円で、多目的航空公園に格納庫を新築し、内部にクレーンの設置及び外構の整備を行おうとするものでございます。

議案の最後に、関係図面を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、土木費、道路維持費、町道維持管理事業3,500万円の増。委託料で、町道除排雪業務の追加でございます。本定例会の会期初日でも除雪費の追加をお願いしたところでございますが、3月5日から6日にかけての69センチの降雪により、不足することとなったこと及びこの3月末までの見込みにより、追加をお願いするものでございます。

諸支出金、基金費、基金積立金で4,700万円の減。公共施設整備基金積立金を減額し、今回追加補正をお願いする公共施設等と町道の除排雪業務に充当するものでございます。

以上、合計で補正額1億296万8,000円の増。

財源は、特定財源として国道支出金5,145万2,000円の増。その他で5,151万6,000円の増。特定財源の合計で1億296万8,000円の増。一般財源は4,700万円の増減を相殺し、補正額はございません。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額69億2,407万2,000円。補正額、2款総務費から13款諸支出金まで1億296万8,000円の増。補正後の歳出合計70億2,704万円。

続きまして、歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額69億2,407万2,000円。補正額、15款国庫支出金と18款寄附金で1億296万8,000円の増。補正後の歳入合計70億2,704万円となるものでございます。

続きまして、繰越明許費を説明いたしますので、3ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正。

内容につきましては、繰越明許費の追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、大樹町多目的航空公園機能拡充事業、金額が1億296万8,000円を次年度に繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第8号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第13 発委第1号**

**○議 長**

日程第13 発委第1号民族共生の未来を切り開く決議について、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長、松本敏光君。

**○松本敏光議員**

ただいま議題となりました発委第1号民族共生の未来を切り開く決議については、北海道町村議会議長会からの要請に基づき、2月25日議会運営委員会から本委員会に付託され、3月9日委員会を開催して、審査した結果、全会一致で決議すべきものと決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案申し上げます。

それでは、本決議（案）の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

民族共生の未来を切り開く決議。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待される。

十勝総合振興局管内においては、1市5町のアイヌ協会支部や自治体・関係団体が中心となって、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業に取り組んできている。

ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、道民が協力して民族共生の未来を切り開いていかなければならない。

以上、決議する。

以上、本趣旨をご理解の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号民族共生の未来を切り開く決議についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第14 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、令和2年第1回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分